

第2次日光市総合計画 前期基本計画

平成28年度～平成32年度

feel so good !!

暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち



feel so good !!

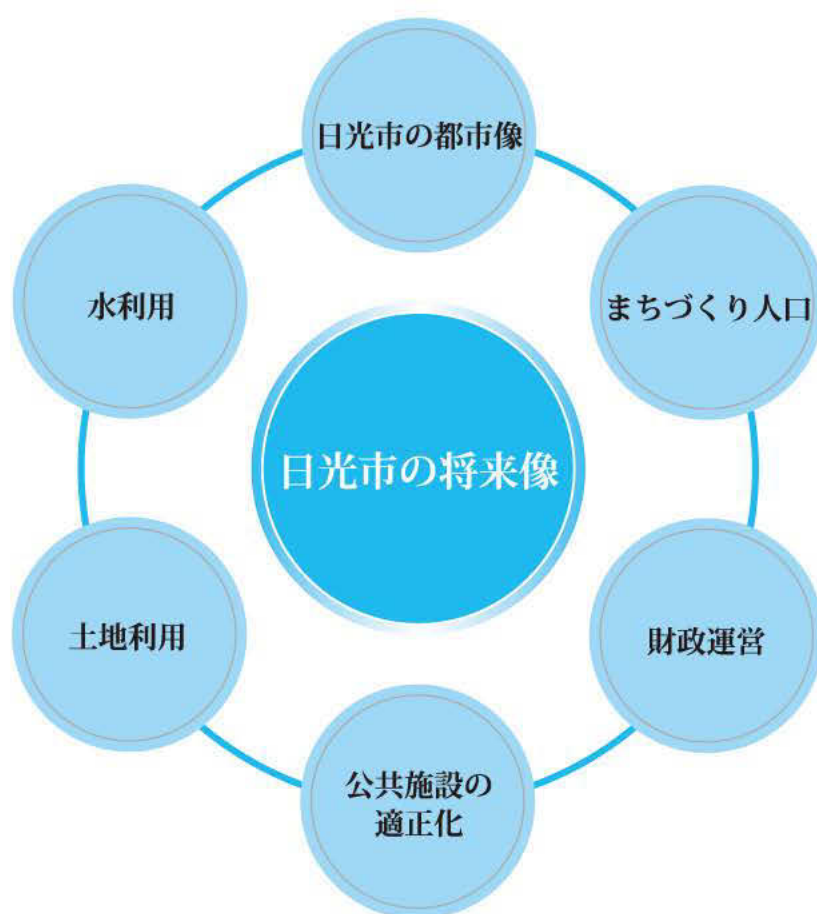
暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち

目次

第1章	日光市の将来像	1
第2章	日光市の都市像と都市フレーム	2
第1節	日光市の都市像	2
第2節	まちづくり人口	3
第3節	財政運営	5
第4節	公共施設の適正化	7
第5節	土地利用	9
	1. 土地利用の状況	9
	2. 土地利用構想	10
第6節	水利用	15
	1. 水利用の状況	15
	2. 水利用構想	16
第3章	まちづくりの重点施策	17
第1節	まちづくりの重点施策の位置付け	17
第2節	まちづくりの重点施策の内容	19
	1. 4つの柱の基本的な方向性	19
	2. S U K I D E S U (好きです) 日光の各種施策	21
第4章	まちづくりの基本施策	24
第1節	未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり	24
	1. 生涯学習	25
	2. 学校教育	27
	3. 家庭教育	29
	4. 社会教育	31
	5. 文化財・文化芸術	33
	6. スポーツ	37
第2節	健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり	40
	1. 地域福祉	41
	2. 人権尊重	45
	3. 子育て支援	47
	4. 高齢者福祉	51
	5. 障がい者福祉	55
	6. 保健・医療	59
第3節	魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり	62
	1. 観光	63
	2. 農林水産業	67
	3. 商工業	71
	4. 雇用・労働	75

第4節	快適で住みよい、居住環境のまちづくり	78
1.	都市基盤整備	79
2.	道路・河川	81
3.	住宅・住環境	85
4.	上下水道	87
5.	公共交通	91
第5節	暮らしを支える、安全・安心のまちづくり	94
1.	防災・危機管理	95
2.	消防・救急	99
3.	防犯・交通安全・消費生活	101
第6節	自然と共生する、環境のまちづくり	104
1.	自然環境	105
2.	廃棄物	109
3.	地球温暖化対策	111
第5章	まちづくり推進の視点	114
第1節	ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点	115
	シティプロモーション	115
第2節	市民と行政が共にあゆむ、協働の視点	117
	市民との協働	117
第3節	地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点	121
	地域づくり	121
第4節	女性が輝き活躍する、社会づくりの視点	125
	男女共同参画社会	125
第5節	世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点	127
	国際化	127
第6節	健全な行政経営を確立する、行政改革の視点	129
	行政経営	129
第7節	総合計画の着実な推進の視点	133
	総合計画の着実な推進	133
資料		135

第2次日光市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）における「日光市の将来像」は、これからの日光市の目標となる「日光市の都市像」をはじめ、骨格的な枠組みとなる「まちづくり人口」「財政運営」「公共施設の適正化」「土地利用」「水利用」の6項目から構成されています。



第1節

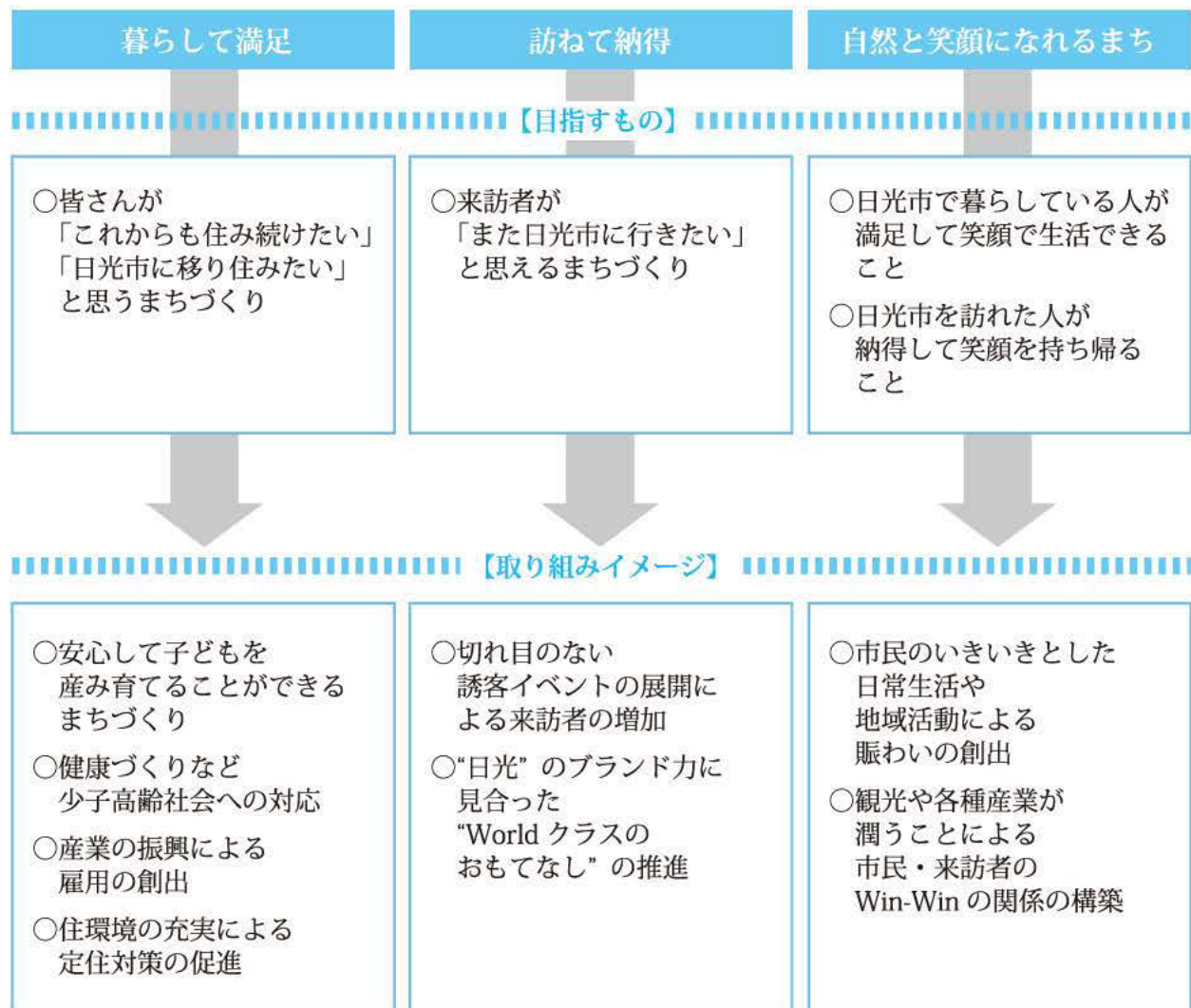
日光市の都市像

第2次総合計画の基本構想においては、さらなる日光市の成長を目指し、これからのまちづくりの目標となる“10年後の日光市の都市像”を次のように定めています。

feel so good !!

暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち

「feel so good !! (フィール・ソー・グッド!!)」には、「とても快適」「気分がとても良い」といった意味があり、日光市に関わる全ての人が嬉しくなり、さらに「感動」「驚き」を味わえるといった環境を彷彿とさせます。また、国際観光文化都市として、多くの外国人観光客に日光市のイメージを直接届ける意味も込められています。



第2節

まちづくり人口

第2次総合計画においては、生活環境整備の基本的な枠組みとなる「定住人口」と地域の賑わいを創出する「交流人口」を「まちづくり人口」と定めています。

1. 定住人口の見通し

平成22（2010）年度の国勢調査結果をもとに、日光市の将来の定住人口を予測すると、今後も減少傾向で推移し、第2次総合計画前期基本計画の最終年度である平成32（2020）年度には、約80,200人になるものと推計されます。

その年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が約7,800人（構成比9.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が約44,300人（構成比55.2%）、老年人口（65歳以上）が約28,100人（構成比35.1%）と推計されます。

第2次総合計画においては、「日光市人口ビジョン」に定められる人口の将来展望の実現を念頭に、「日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各分野に位置づけた個別計画により、雇用・就業機会の拡大や若者世代が子育てしやすい環境づくりなどを積極的に展開し、可能な限り人口減少の緩和に努め、平成32（2020）年度の定住人口81,000人を目指します。

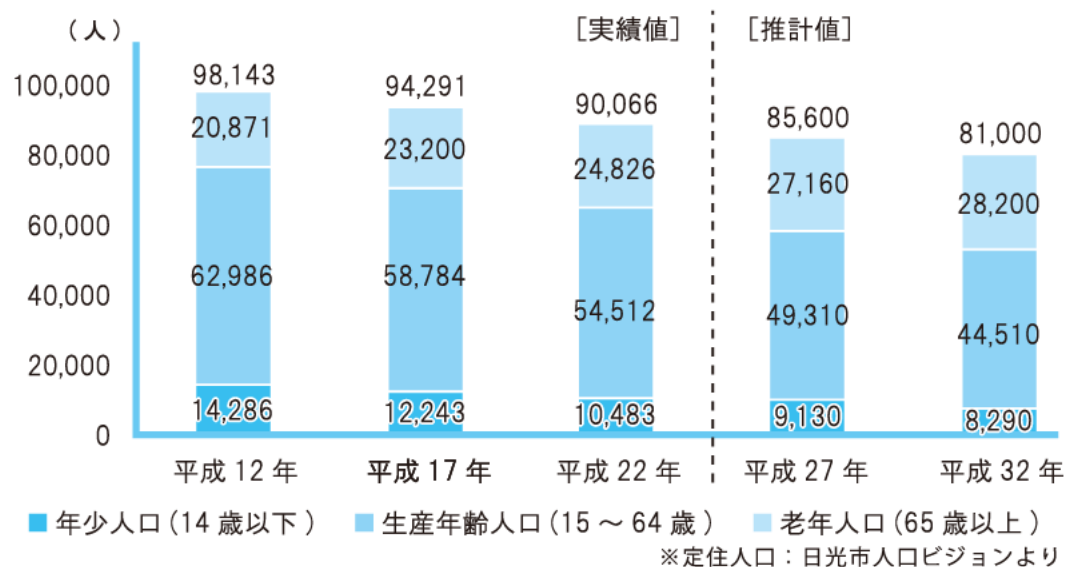
（表－1）定住人口の見通し

（人）

区分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口	98,143	94,291	90,066	85,600	81,000
年少人口 (14歳以下)	14,286 (14.6%)	12,243 (13.0%)	10,483 (11.6%)	9,130 (10.7%)	8,290 (10.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	62,986 (64.1%)	58,784 (62.3%)	54,512 (60.5%)	49,310 (57.6%)	44,510 (55.0%)
老年人口 (65歳以上)	20,871 (21.3%)	23,200 (24.6%)	24,826 (27.6%)	27,160 (31.7%)	28,200 (34.8%)
年齢不詳	—	64 (0.1%)	245 (0.1%)	—	—

※定住人口：日光市人口ビジョンより

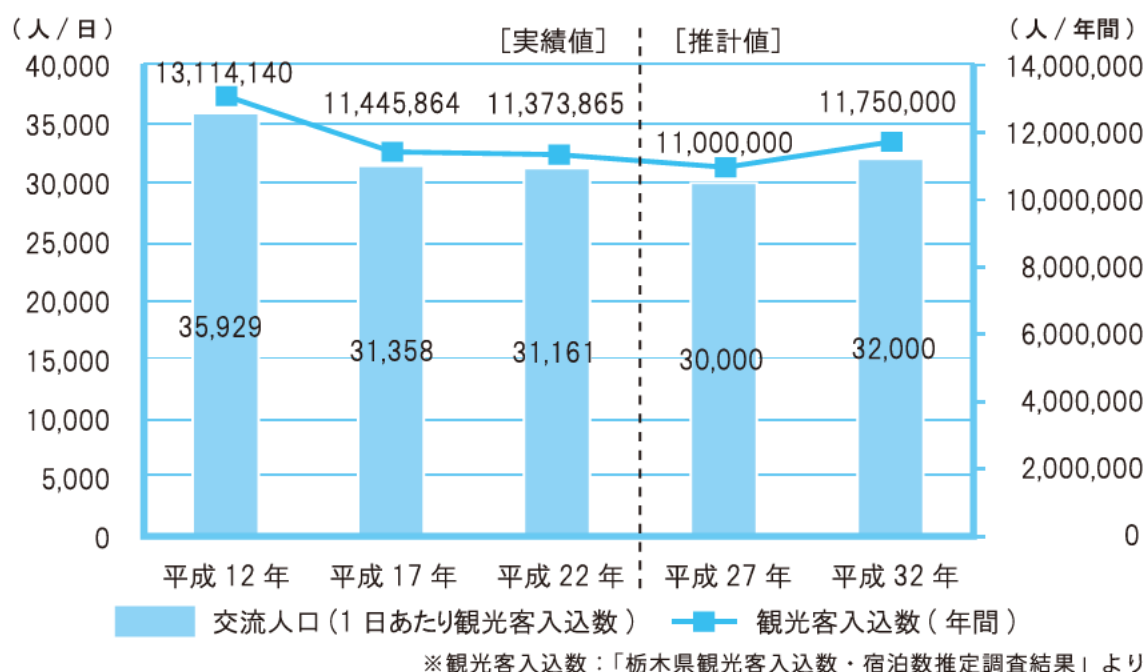
(図-1) 定住人口の見通し



2. 交流人口の見通し

日光市においては、地域の活力や賑わいづくりを進めるうえで大きな目安となる観光客入込数（1日当たり換算した値）を交流人口と捉え、「日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「ひとの流れ」をつくるための施策の展開などにより、平成32（2020）年度の交流人口32,000人を目指します。

(図-2) 交流人口の見通し



この推計は、前期基本計画に位置づけた目標を達成するための施策について、財政的な裏づけとなるものです。

また、将来の財政見通しを予想できる範囲で明らかにするとともに、長期的な展望に立った限られた財源の効率的な運用を図り、健全な財政運営を行うための一定の指針となるものです。

なお、将来にわたる歳入歳出の推計にあたっては、過去の決算に基づき分析を行うとともに、平成28年度から平成32年度までの収支見通しについて、普通会計ベースによる予測を行っています。

【歳入】

①市税

現行の制度を基本に、過去の実績推移、今後の経済見通し、人口推計などを勘案して推計しています。

②地方交付税

過去の実績推移を踏まえ、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、現行の制度で推計しています。なお、普通交付税に算入される公債費（元利償還金）については、発行額を基に反映しています。

③国・県支出金

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移するものと見込んで推計しています。

④市債

前期基本計画に基づいた諸事業に係る地方債を見込んで推計しています。

⑤その他の収入

現行の制度を基本に、地方譲与税や交付金、使用料などの収入を推計しています。

【歳出】

①人件費

職員定員適正化計画に基づく一般職員の削減や、再任用制度による増員などを見込んで推計しています。

②扶助費

過去の実績推移を踏まえ、少子高齢化などの社会経済情勢の変化を勘案して推計しています。

③公債費

これまで発行した地方債に係る償還額に、今後発行を見込む地方債の借入れに係る償還額を見込んで推計しています。

④建設事業費

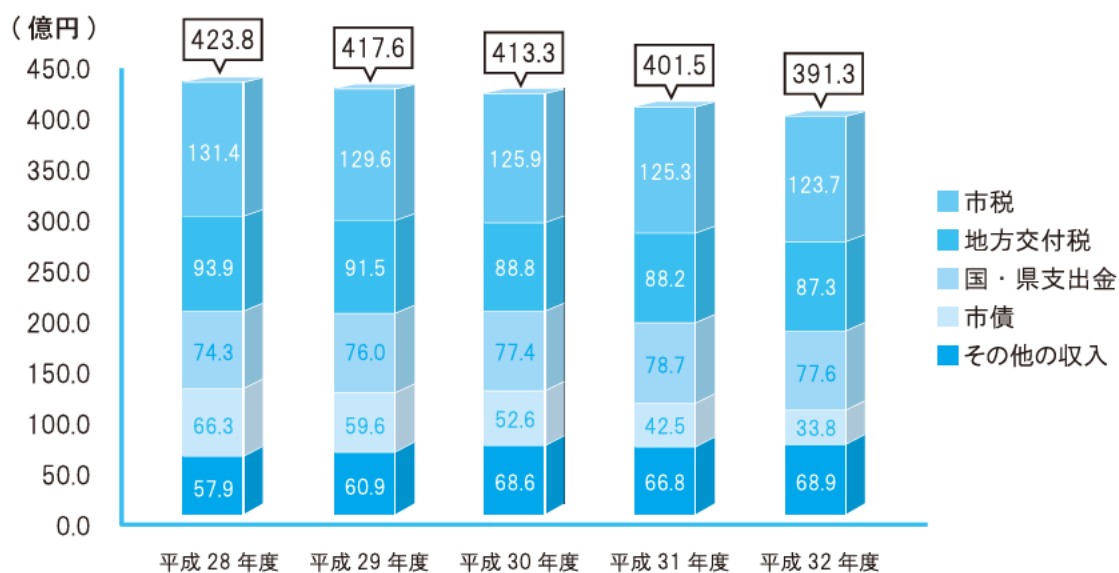
前期基本計画に基づく諸事業について、健全な財政運営の観点から、投資可能な普通建設事業費を見込んで推計しています。

⑤その他の支出

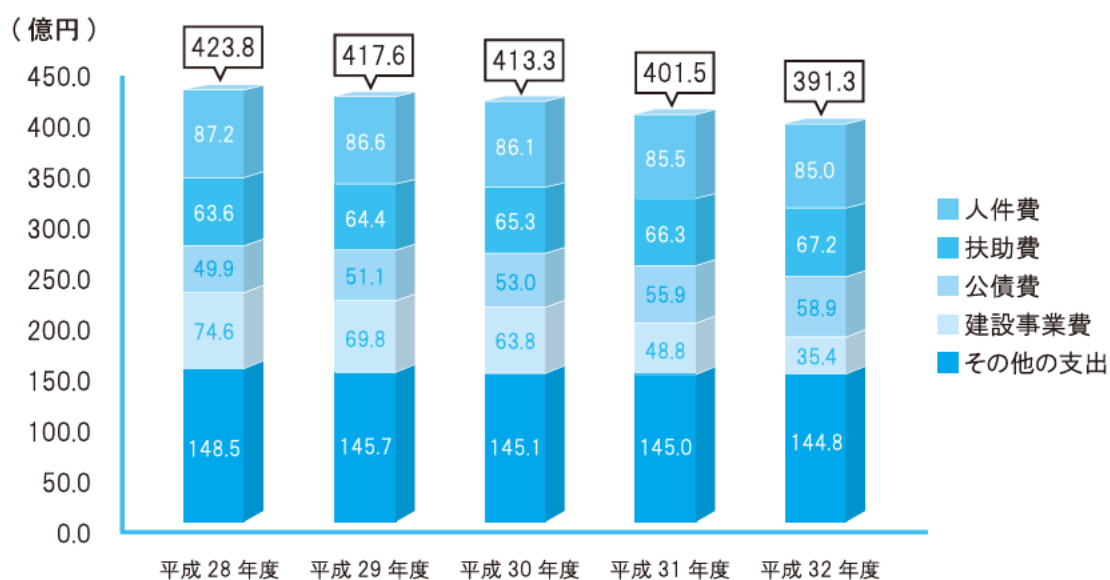
国民健康保険や介護保険、下水道などの特別会計への繰出金、物件費、補助費などの支出を推計しています。

ー 普通会計ベースによる予測 ー

(図－3) 歳入の推計



(図－4) 歳出の推計



第4節

公共施設の適正化

1. 公共施設など（※1）の保有状況

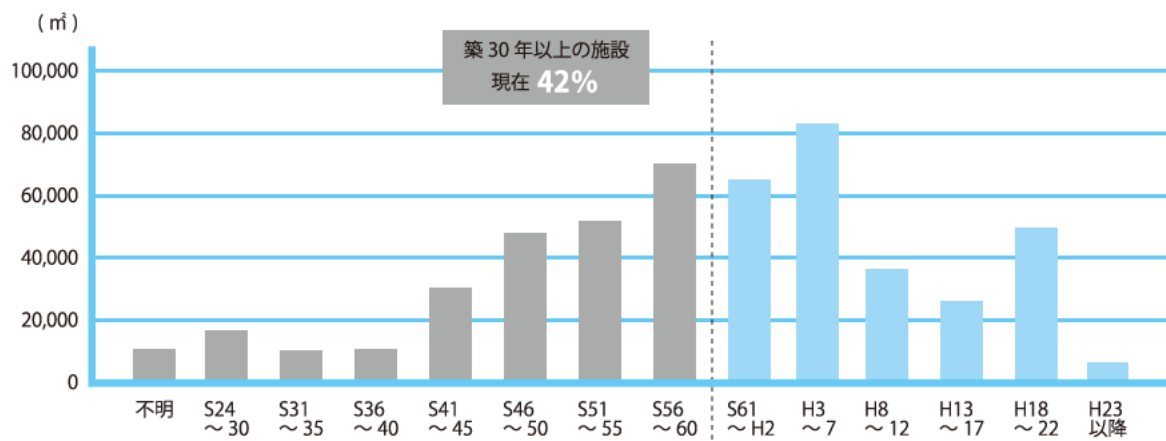
（1）公共施設の状況

日光市が保有する公共施設の延床面積は53.6万㎡（平成25年度末現在）で、これは市民1人当たりの施設の保有量に換算すると6.08㎡であり、全国平均3.42㎡の約1.8倍となります。

築年別の整備状況をみると、施設全体の65%が昭和44年から平成7年の間に整備されています。

築30年以上経過している施設の割合は全体の42%ですが、今後10年間に71%にまで増加する見込みです。

（図－5）日光市の保有施設整備状況（平成26年3月末時点）



（2）インフラ資産の状況

日光市が保有するインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道、公園等）も、公共施設と同様、昭和50年代を中心に整備されており、老朽化などの進行により、今後維持・更新の対応が必要とされています。

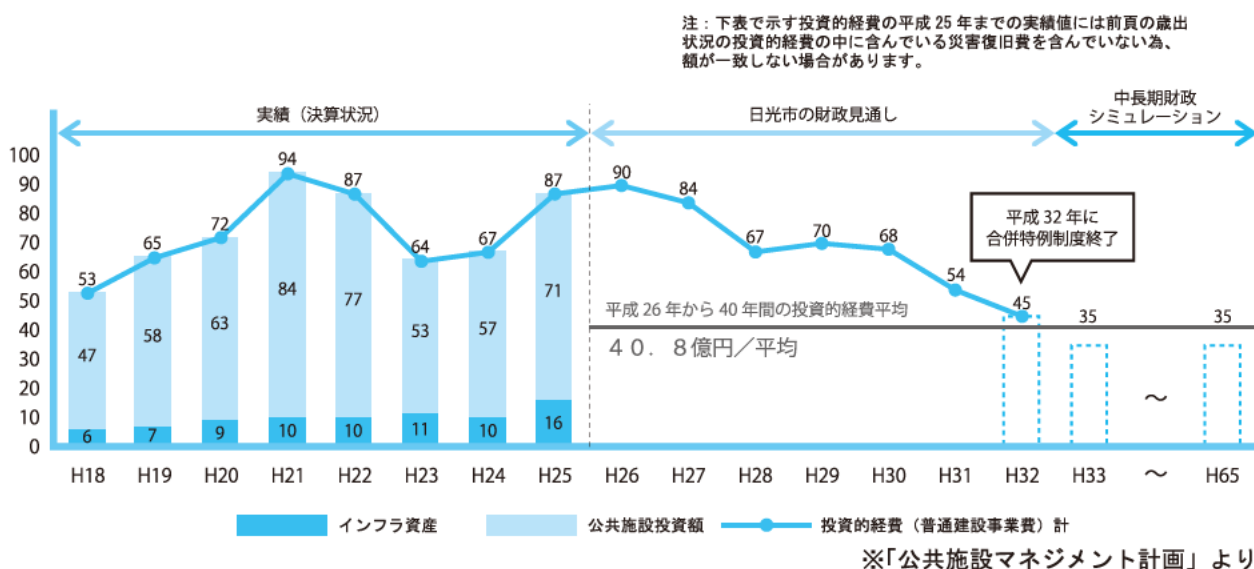
※「（※1）公共施設など」の中には、日光市が所有する公共施設（いわゆるハコモノ）だけでなく、道路・橋りょうなどのインフラ施設や公営企業など（上水道、下水道）の施設も含まれます。

2. 投資的経費の今後の予測

平成26年から平成32年までの日光市の財政見通し上、投資的経費（※2）（普通建設事業費）は、平成26年の年間90億円から段階的に減少し、平成32年には45億円程度となると想定しています。また、平成33年以降は年間35億円程度で推移すると想定しています。

平成26年を起点として、40年間の投資的経費の総額を平均すると、年間40.8億円程度と見込まれ、平成26年と比較すると50%以上減少する状況が予測されます。

（図－6）投資的経費（公共施設、インフラ（道路・橋梁））の推移



※「（※2）投資的経費」とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックとして将来に残るものに支出される経費です。言いかえるなら「市庁舎、学校、市営住宅、道路、橋梁といった目に見えて残る社会資本を整備するための経費」ということです。

3. 公共施設マネジメントの推進

日光市で抱える既存の公共施設などを現状のまま維持・更新することは財政面から見て困難な状況であり、今後の市政運営に大きな負担となるばかりでなく、真に必要な行政サービスまで影響を及ぼしかねない状況にあります。

また、将来的な人口減少や社会情勢の変化に伴って、公共施設に求められる役割、ニーズも大きく変わっていくと考えられます。

このようなことから、特に、公共施設（ハコモノ）については、既存の公共施設が真に必要な（サービス量や中身）などを、全体視点で検討する必要があります。

今ある資産（公共施設など）を有効に活用しながら、サービスの適正化を図り、人口減少・人口構成の社会変化などに適応する、将来のまちづくりを見据えた公共施設の最適化に向けて、公共施設マネジメントを進めます。

1. 土地利用の状況

日光市の土地利用は、森林が全体の86.5%を占め、続いて農用地が4.3%、宅地が1.7%、湖沼が1.1%の順になります。そのうち森林、湖沼が87.6%と、自然的土地利用が大部分を占める一方、可住地面積が極めて少ないという状況です。

全体を概観すると、市域の北部から南西部にかけ、日光国立公園及び尾瀬国立公園に象徴される連続する森林地帯が広がり、自然的土地利用がされています。中央部から南部にかけては農林業地帯が形成され、農林業的土地利用がされています。そして、農林業地帯のなかにいくつかの市街地などが形成され、都市的土地利用がされています。

平成18（2006）年と平成25（2013）年の土地利用の推移を見ますと、森林及び農用地が減少し、宅地などがやや増加しています。

(表-2) 日光市の土地利用の推移

(単位：km²・%)

区分	平成18年		平成22年		平成25年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
総面積	1,449.87	100.0%	1,449.87	100.0%	1,449.87	100.0%
農用地	65.68	4.5%	62.89	4.4%	62.63	4.3%
宅地	23.52	1.6%	23.61	1.6%	23.98	1.7%
森林 ()は国有林	1,256.71 (803.96)	86.7%	1,255.31 (803.36)	86.6%	1,253.99 (803.29)	86.5%
湖沼	19.14	1.4%	20.80	1.4%	16.24	1.1%
その他	84.02	5.8%	87.26	6.0%	93.03	6.4%

※資料は「栃木県統計年鑑」（森林については「栃木県森林・林業統計書」より）

※平成25年の湖沼については池沼及び主要湖沼（中禅寺湖）の面積

2. 土地利用構想

2-1 前提となる諸条件

(1) 法規制などの状況

【国立公園】

国立公園は、自然公園法に基づき、環境省の指定を受け、管理されています。我が国を代表する傑出した自然の風景地を保護するため、開発などを制限するとともに、適正な利用のため、必要な情報の提供や利用施設の整備が求められています。

日光市では、日光国立公園及び尾瀬国立公園に指定された地域が総面積の半分を超え、特に日光・栗山地域では7割を超えています。

(表-3) 国立公園の地域別指定面積など

(単位: km²・%)

地域名	面積 (A)	指定面積 (B)		割合 (B/A)
今市地域	243.53	日光	13.12	5.4%
日光地域	320.89	日光	233.09	72.6%
藤原地域	272.26	日光	116.91	42.9%
足尾地域	185.79	日光	31.54	17.0%
栗山地域	427.36	日光	322.95	75.6%
		尾瀬	11.47	2.7%
		計	334.42	78.3%
市全域	1,449.83	日光	717.61	49.5%
		尾瀬	11.47	0.8%
		計	729.08	50.3%

注) 市全域の面積については、国土地理院による「全国都道府県市区町村別面積調」(毎年公表)の計測方法の変更(平成26年)に伴い、従来の1,449.87 km²から1,449.83 km²に変更となっています。これを受け、各地域の面積(A)については、変更面積分(0.04 km²)を従来の地域面積の比率に応じ按分するかたちで算出しています。(都市計画区域、用途地域、農業振興地域の表についても同様)

【都市計画区域】

都市計画法で定められた規制の対象になる地域で、一定の開発行為は、市長の許可及び知事との事前協議、建築に当たっては、建築基準法の建築確認が必要になります。

都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に分かれた線引き都市計画区域、又は線引きがされていない非線引き都市計画区域に分けられます。そのうち、日光市は非線引き都市計画区域になります。

合併時は、今市・日光・藤原の3つの都市計画区域がありましたが、平成23(2011)年7月に都市計画区域が変更となり、「日光都市計画区域」に統合されました。

(表-4) 都市計画区域の地域別指定面積など

(単位: km²・%)

地域名	面積 (A)	指定面積 (B)	割合 (B/A)
今市地域	243.53	192.25	78.9%
日光地域	320.89	237.23	73.9%
藤原地域	272.26	52.95	19.4%
市全域	1,449.83	482.43	33.3%

【用途地域】

都市計画法に定められた地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐため、住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいう。）には、第一種低層住居専用地域など、12種類があります。

用途地域に指定されると、それぞれの用途区分に応じて、建築できる建物の種類、建ぺい率、容積率などを決定することができます。

日光市のなかで、用途地域に指定されているのは、今市市街地とその周辺部、日光市街地とその周辺部、鬼怒川温泉市街地とその周辺部です。

(表-5) 用途地域の地域別指定面積など

(単位: km²・%)

地域名	面積 (A)	指定面積 (B)	割合 (B/A)
今市地域	243.53	8.18	3.4%
日光地域	320.89	4.26	1.3%
藤原地域	272.26	2.28	0.8%
市全域	1,449.83	14.72	1.0%

【農業振興地域】

農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、農業振興地域の整備に関する法律で定められた地域です。

農業振興地域を有する市町村は、都道府県の同意を得て、農用地地域やその用途区分などを含む農業振興地域整備計画を策定することになります。

日光市には、今市・日光・藤原・栗山地域に農業振興地域があります。

(表-6) 農業振興地域の地域別指定面積など

(単位: km²・%)

地域名	面積 (A)	指定面積 (B)	割合 (B/A)
今市地域	243.53	115.98	47.6%
日光地域	320.89	6.62	2.1%
藤原地域	272.26	7.62	2.8%
栗山地域	427.36	8.63	2.0%
市全域	1,449.83	138.85	9.6%

2-2 基本理念

土地は市民の生活や生産などの諸活動に必要な共通の基盤であり、現在及び将来における限りある資源であるとの認識のもと、豊かな自然環境の保全を基本に、日光市を構成する諸地域の社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮しながら、それらが有機的に結び付き、均衡ある発展につながる都市空間構造の形成が図られるよう、計画的かつ効果的な利用を目指すものとします。

2-3 ゾーン区分

基本理念を踏まえ、自然や市街地、産業用地など既存の立地特性を活かしながら、市内を大きく4つのゾーン区分に分類し、以下の原則に基づく適正な土地利用を図るものとします。

(1) 都市ゾーン

【用途地域に指定された今市市街地とその周辺部、日光市街地とその周辺部、鬼怒川温泉市街地とその周辺部、新市街地となるＪＲ下野大沢駅周辺部】

良好な都市環境の形成、多様な都市機能の集積、災害に対する安全性の向上やバリアフリー化の推進など、質の高い社会資本の整備を進めるとともに、用途地域や地区計画などによる適正な土地利用の形成及び魅力ある街並み景観の形成に努めます。

また、集約型都市構造の構築による持続可能な都市づくりを基本に、土地利用の質的向上を図り、安全で機能的な都市基盤の創出に努めます。

(2) 農業ゾーン

【農業振興地域に指定された市域中央部から南東部にかけた農村地帯など】

農業集落などにおける生活環境の充実を図るとともに、農用地については、安全かつ安定した食料生産を今後とも維持する最も基礎的な土地資源として、農業振興地域における計画的な保全や遊休農地の有効利用などを促し、田園景観や環境保全といった多面的機能の確保や都市と農村の交流資源としての活用などに努めます。

(3) 森林ゾーン

【自然公園ゾーンを除く市域中央部から南東部にかけた農村地帯など】

木材などの林産物を安定的に供給する経済的機能や、自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化防止に資する二酸化炭素吸収などの公益的機能により、市民生活に大きく寄与する森林については、次世代への継承を基本に、貴重な生態系にも配慮した積極的な保全を図ります。また、優良な人工林及び天然林については、森林資源としての循環利用の推進、自然体験学習やレクリエーションの場としての活用などに努めます。

(4) 自然公園ゾーン

【日光国立公園及び尾瀬国立公園とその周辺の市域北部から南西部にかけて連続する森林地帯】

自然公園については、日光市を象徴する景勝地として、あるいは市民の健康維持や休養の場、自然体験学習の場など身近に自然とふれあえる空間として、その優れた環境の保護と適正な利用に努めます。

2-4 地域連携

人口減少や少子高齢社会の進展を見据え、今後とも持続可能な都市空間構造の形成を図る必要性から、コンパクトなまちづくりへの転換を進めるものとします。

住居・商業・工業・公共公益機能や観光・レクリエーション機能の集積など、各地域の特性に応じて築かれてきた既存のまちづくり資源などについて、その付加価値や質を向上させることで拠点性を高めています。それらが主要な軸である道路・鉄道の交流機能強化を通じて緊密に連携することで、日光市としての一体性の強化や魅力の向上が図られた、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを目指すものとします。

(1) 中心拠点

【今市市街地】

住居・商業・公共公益など多様な都市機能が集積する既存の社会資本を最大限に活用し、日光市の中心として、生活利便性の確保された、コンパクトで機能的な都市環境の形成を図ります。

(2) 副次拠点

【日光市街地、鬼怒川温泉市街地、ＪＲ下野大沢駅周辺地区】

多様な都市機能の集積に加え、日光市を代表する歴史・文化資源や観光・レクリエーション資源の活用や、新たな市街地の熟成により、そこに住まう人や訪れる人にとって魅力ある都市環境の形成を図ります。

(3) 地域生活拠点

【足尾庁舎周辺、栗山庁舎周辺】

地域の立地特性を踏まえつつ、日常生活に必要な生活・福祉サービス機能などの集約・確保やコミュニティ機能の強化により、地域活力の維持・向上を支える環境の形成を図ります。

(4) 業務・工業拠点

【轟・土沢・清滝地区など】

既存の工場・事業所などの集積状況や水資源などの利活用状況を踏まえつつ、新たな企業誘致や雇用の場の確保に資する産業環境の形成を図ります。

(5) ネットワーク軸

【道路】国道 119 号、国道 120 号、国道 121 号、国道 122 号、主要地方道川俣温泉・川治線 など

【鉄道】ＪＲ日光線、東武日光線、東武鬼怒川線、わたらせ渓谷鐵道、野岩鉄道会津鬼怒川線

日光市の活力や発展のインパクトとなる交流を活発化させ、誰もが快適で容易に移動できる交通環境を形成するため、周辺市町をはじめとする広域との連携や市内の各拠点間の連絡を担うネットワーク路線として、主要な道路・鉄道の利用環境の充実・強化を図ります。

(6) 環状軸

【道路】広域農道

農業ゾーン内における地域内の円滑な連携を担う環状軸として、広域農道の利用環境の充実・強化を図ります。

(図-7)
土地利用に係るゾーン区分・地域連携のイメージ



【土地利用に係るゾーン区分】 ● 都市ゾーン ● 農業ゾーン ● 森林ゾーン ● 自然公園ゾーン

○ 中心拠点 ○ 副次拠点 ○ 地域生活拠点 ○ 業務・工業拠点

【地域連携のイメージ】

○ 庁舎・支所・出張所
(拠点を除く)

|||| ネットワーク軸

--- 環状軸

第6節

水利用

1. 水利用の状況

(1) 利用形態

①生活用水

生活用水は、上水道及び簡易水道、専用水道で賄われており、平成26(2014)年度における水道の給水人口普及率は、97.9%です。

また、平成26(2014)年度の年間給水量は、約1,641万㎡で、5年前(平成21(2009)年度)と比較すると全地域で減少しています。

水資源に恵まれている日光市の水源は、河川の源流域という立地を活かし、地下水・表流水及び湧水等を利用しています。

(表-7) 年間給水量の推移

(単位：万㎡)

地域名 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
今市地域	759	768	762	762	769	744
日光地域	506	512	483	452	453	439
藤原地域	413	451	361	374	377	365
足尾地域	61	62	64	64	63	62
栗山地域	43	46	33	32	31	31
市全域	1,782	1,839	1,703	1,684	1,693	1,641

資料：市水道課

②工業用水

工業用水は、その大半が表流水や回収水(事業所内で一度使った水を循環して使用する水)に依存しており、井戸水(地下水)や上水道の利用は低くなっています。

近年においては、事業所数の増加に反し、使用量は総体的に減少の傾向を示しており、特に回収水の減少が著しいものとなっています。

(表-8) 工業用水量(従業員30人以上の事業所)

	事業所数	総水量 (㎡/日)	一日当たりの水源別使用料(㎡/日)			
			上水道	井戸水	表流水等	回収水
平成21年	42	130,590	2,785	12,273	57,208	58,324
平成25年	46	108,095	2,621	15,443	50,488	39,543
増減	4	△22,495	△164	3,170	△6,720	△18,781

資料：工業統計調査

③農業用水

農業用水は、その多くが表流水を利用しています。

④その他の水利用

その他の水利用としては、今市発電所をはじめとする市内21箇所の発電用施設が発電用として河川水を利用するほか、養魚用としての利用も行われています。

(2) 水源地域としての役割

日光市は、鬼怒川や渡良瀬川の源流域であるとともに、中禅寺湖、湯ノ湖、川俣・川治・五十里・湯西川ダムなどの湖沼を有するなど、首都圏における水資源地域として重要な役割を担っていることから、大切な水を守っていくために、水源林の保全や周辺の環境整備に努めていく必要があります。

2. 水利用構想

(1) 利用形態別の構想

①生活用水

良質で安全・安心な水を安定供給するため、将来を見通した需要量の的確な把握に努め、水道施設の計画的な規模の適正化及び一部未整備地区における整備の推進を図ります。

また、漏水を防止するため、老朽化した施設の計画的な整備改善を図るとともに、限りある資源として節水意識の高揚を図り、有効かつ合理的な水の利用を促進します。

②工業用水

利用可能な水源の確保を念頭に、豊富な地下水の有効活用や用水の回収・再利用を促進し、貴重な水資源の節約を図ります。

③農業用水

取水施設や水路施設などの整備改善を進めるとともに、花き・野菜などの多面的利用に対応した用水利用の合理化などに努めます。

④その他の水利用

関係機関との連携による発電用施設における計画的な水利用の促進や、養魚用の利用水の水質汚濁防止に努めるとともに、日光市の自然の恵みである良質で豊富な水を活用した地場産業の創出に努めます。

(2) 水源地域としての役割

①水源林の保全

首都圏における水資源地域として、良質な水の安定供給を確保する観点から、無秩序な樹木の伐採を防止するとともに、水源かん養保安林などの適切な森林施業による水源林の保全に努めます。

②水質の保全

鬼怒川及び渡良瀬川などの源流域として、流域全体にわたる影響を鑑み、下水道の整備促進や浄化槽の普及、周辺の清掃活動などを促進し、河川や湖沼の水質保全に努めます。

③周辺の環境整備

河川や湖沼などの水辺空間の積極的な利活用を図るため、市民の暮らしに身近な親水性のある施設など、周辺の環境整備に努めるとともに、水源地域と下流地域の積極的な交流を促進し、豊かで活力のある水源地域の形成に努めます。

第1節

まちづくりの重点施策の位置付け

日光市では、昨今の人口の減少傾向を重く受け止め、地域の活力や賑わいづくりに欠かせない定住人口の減少抑制や交流人口の増加を目指す“人口減少対策～SUKIDESU(好きです)日光～”をまちづくりの重点施策として位置づけ、4つの柱を念頭に置いた各種施策を積極的に展開するものとします。

まちづくりの重点施策

人口減少対策
～SUKIDESU(好きです)日光～

【重点施策の4つの柱】

- 1 定住促進対策
- 2 雇用対策
- 3 少子高齢化対策
- 4 交流人口の拡大

S：育てる日光

U：産む日光

K：来る日光

I：生きがいを持てる日光

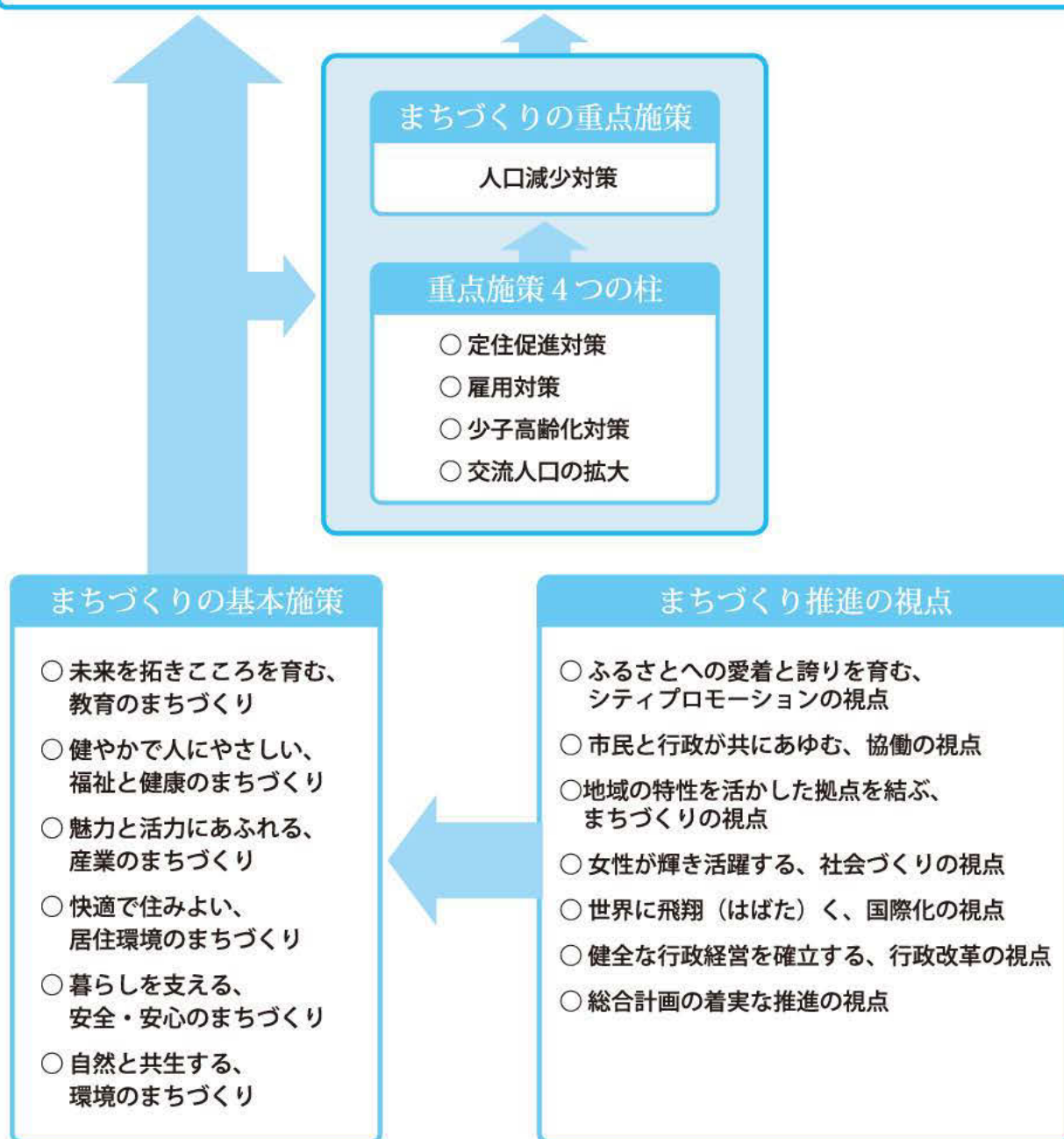
De：出会う日光

Su：住む日光

日光市の都市像

feel so good !!

暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち



第2節

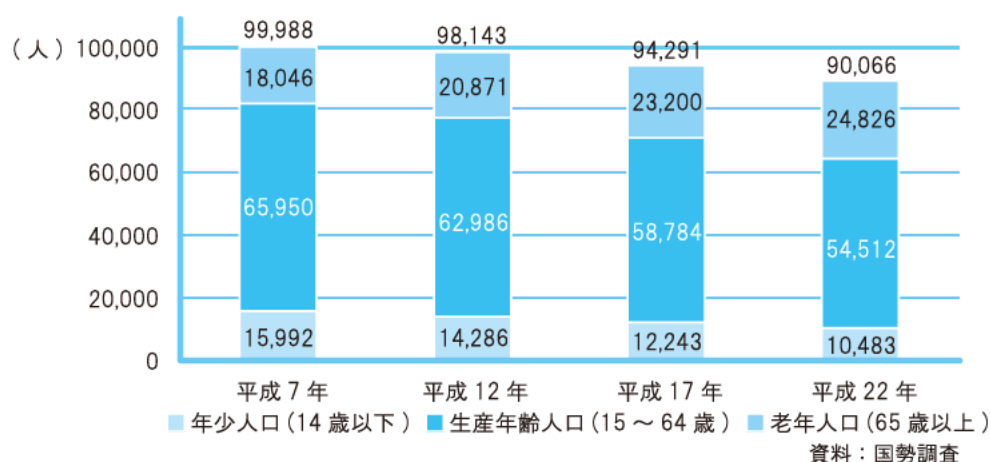
まちづくりの重点施策の内容

1.4 つの柱の基本的な方向性

(1) 定住促進対策

人口減少やそれに伴う少子高齢社会の進展、集落の過疎化などが深刻化する中、働き手や担い手である若者が日光市に定住し、それぞれの地域の特性に応じた持続可能な「まち」の活性化が図られるよう、地方への移住やU・Iターンの受け皿となる環境づくりや、既存市街地のストックを活かしたコンパクトなまちづくりの展開に努めます。

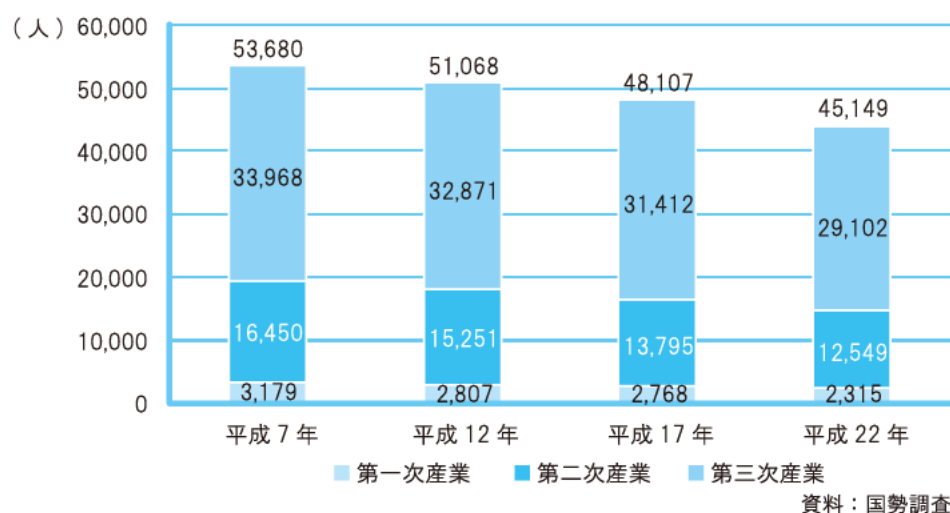
(図ー8) 定住人口の推移



(2) 雇用対策

長らく続く若者世代の大都市圏への転出傾向を防ぐため、安心して働くことができ、安定した生活を支える「しごと」づくりに向け、停滞する既存産業の振興や新たな産業の展開、雇用対策の充実などに努めます。

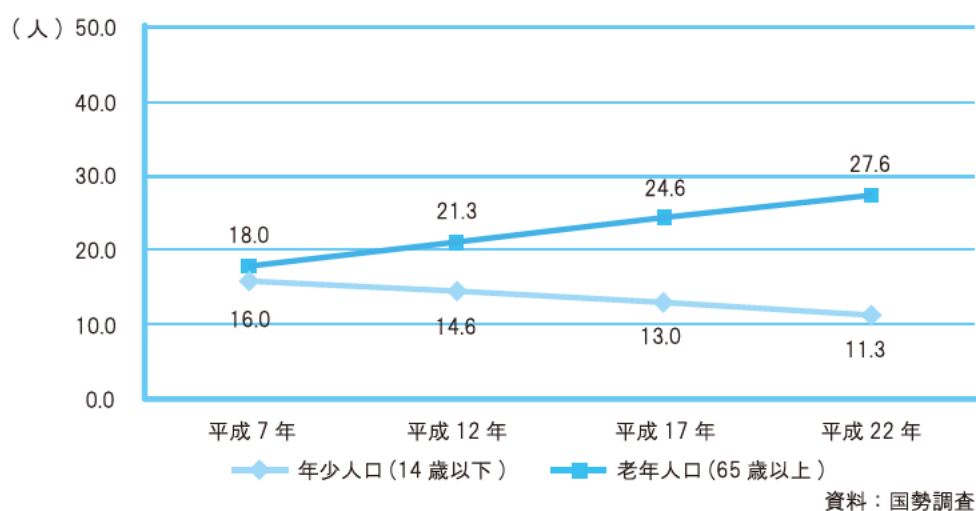
(図ー9) 就業人口の推移



（３）少子高齢化対策

将来的な人口減少の克服に向け、出生率の向上につながる若い世代への結婚・出産に対する支援や子育て環境の充実に努めるとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らし続けることができるよう、日常的な生活利便の確保や健康づくりを支える体制強化に努めます。

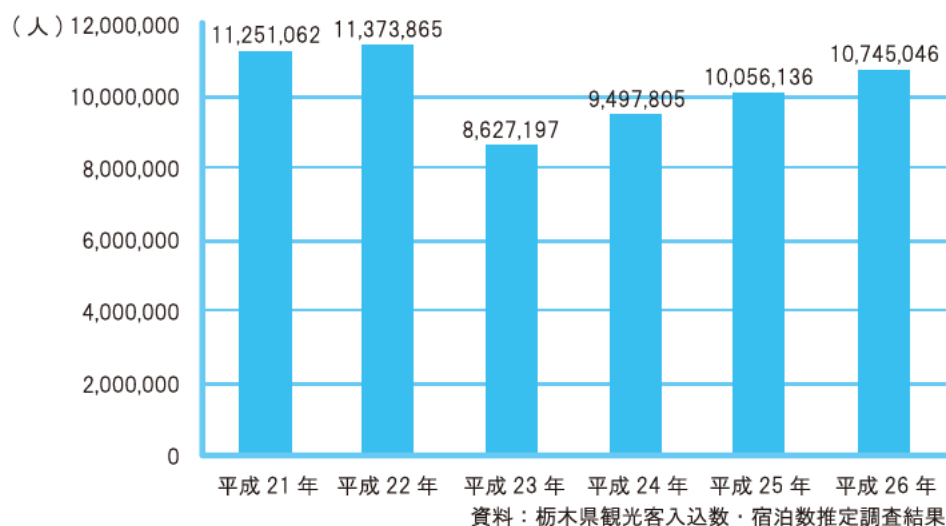
（図－１０）年少人口・老年人口の割合の推移



（４）交流人口の拡大

人口減少の影響を極力回避し、地域の活力の維持・創出を図るため、豊かな自然環境をはじめ、世界に誇る歴史的遺産や産業遺産、温泉などの観光資源を積極的にアピールしながら、国内外からの来訪者を増やす取組や新たな移住者を受け入れる体制づくりに努めます。

（図－１１）交流人口（観光客入込数）の推移



2.SUKIDESU(好きです)日光の各種施策

人口減少対策に関わる各種施策を「～SUKIDESU(好きです)日光～」の6つの項目ごとに整理し、その実践を図ります。

S 育てる日光

日光市で子どもを育てたいと思える環境づくりに向け、特色ある学校教育の充実や家庭教育への支援などに努め、若い世代の子育てを支えます。

また、若い子育て世代が男性・女性の区分なく、仕事と家庭を両立させることができるよう、事業所に対する意識啓発や育児休業取得に対する理解の浸透に努め、より子育てのしやすい環境を整えます。

U 産む日光

妊産婦に対する産前・産後の心身両面にわたるサポート体制や、子どもの健やかな育ちに対する経済的負担の軽減も含めた支援体制の充実に努め、安心して子どもを産むことができる環境づくりに努めます。

K 来る日光

日光市が持つ様々な歴史資源や文化資源の魅力を守り、積極的なPR活動を実施するとともに、受け皿となる各種施設の機能強化や周遊ルートの設定に努め、より多くの人に訪れてもらえる環境づくりを進めます。

また、各種団体などとの連携によるイベント・まつりの開催、全国規模のスポーツ大会の積極的な誘致などに努め、国内向けの誘客につなげていきます。

外国人観光客に対しては、日光市の持つブランド力を前面に押し出し、魅力を高めながら、市民全体のホスピタリティ意識の向上や海外からの観光客に対する受け入れ体制強化に努め、海外からのインバウンド促進を図ります。

日光市の産業に対しては、地域経済の振興を目指し、農林商工業の連携強化や地元商店街の活性化に努めるとともに、若者の新たな就業に対する支援やワーク・ライフ・バランスに関する事業所への啓発を図り、より多くの就業者を受け入れる環境づくりを進めます。

I 生きがいを持てる日光

日光市で生活する全ての方が、それぞれのライフステージにおいて、生きがいを持ちながらいつまでも健康で活躍できる環境づくりに努めます。

また、女性に対するキャリアアップのための支援や事業所の意識啓発に努め、女性が社会で輝き、仕事でも育児でも能力を発揮することができる環境を整えます。

より多くの人が日光市での暮らしに満足や誇りが得られるよう、市民が主役のまちづくりの実践を図るとともに、様々な市民活動の実施に対する支援、人と人とのつながりや絆の強いコミュニティの形成などに努めます。

各種産業においては、働きがいのある職場環境づくりや後継者育成に努め、働く意欲のある高齢者や障がい者の勤労機会の提供を図ることにより、関係機関と連携し、より多くの人たちの雇用の場を確保します。

市内の各種文化施設については、高齢者をはじめとする誰もが安心して利用できる環境の確保や、若者世代の交流の場としての活用などを視野に入れながら、効果的・合理的な運営に向けた取組を進め、少子高齢社会の進展に対応した施設利用環境を整えます。

De 出会う日光

日光市の玄関口となる中心市街地においては、駅や商店街などとの近接性を活かし、訪れる人が楽しく安全・安心に歩くことのできる回遊性の高い歩行空間の創出を図り、活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、主要な幹線道路の計画的な整備や交通ネットワークの充実に努め、市域内や地域間の容易な移動が可能となる環境を整えます。

日光市を訪れる人達が、豊かな自然環境、歴史遺産及び産業遺産をあらためて実感・体感し、それらに対する理解を深められるよう、学習機会の充実や資源の再発見に努め、来訪者と市民の交流の推進を図ります。

日光市に愛着を持つより多くの人達の転入を促すため、賃貸・売買可能な空き家情報の提供、二地域居住や移住をされた方達の魅力的な暮らしのアピールなどに努め、定住の受け皿となる環境を整えるとともに、外国人の住民も安心して暮らせる環境づくりを進めます。

Su 住む日光

各地域の生活拠点においては、福祉・医療・商業などの立地の誘導によるコンパクトなまちづくりの展開に努めるとともに、日常生活の交通を確保する地域内交通への支援や鉄道などの利用促進を図り、誰もが安心して暮らせる環境を整えます。

山間地域等においては、誰もが孤立することなく、住み慣れた場所で安心して住み続けることができるよう、交通弱者や買い物弱者に対するサービスの提供を図るとともに、社会的支援を必要とする市民に対する見守り体制を強化し、定住環境の充実に努めます。

また、若者世代が安心して働くことのできる雇用の場の確保に向け、新たな企業の誘致を推進するとともに、その実現を後押しする産業活動条件の改善を図り、安定した生活を送ることのできる環境を整えます。

さらに、地域における防災力の低下を防ぐため、災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する防災行政情報システムの整備や、誰もがスムーズに避難できる避難体制の強化及び備蓄体制の充実を図ることにより、安全・安心なまちづくりを定住促進につなげていきます。

日光市での定住を選択する魅力のひとつとして、省エネルギーを実践するエコライフの取組を推進するとともに、良質な生活環境の確保に向け、市民意識の啓発を図り、身近な環境問題の未然防止に努めます。

まちづくりの重点施策一覧表

				・・・まちづくりの重点施策・・・ 人口減少対策～SUKIDESU(好きです)日光～					
				S	U	K	I	De	Su
				育てる日光	産む日光	来る日光	生きがいを 持てる日光	出会う日光	住む日光
まちづくりの 基本施策	第1節	未来を拓きこころを育む、 教育のまちづくり	①生涯学習				○		
			②学校教育	○	○				
			③家庭教育	○	○				
			④社会教育	○		○	○		
			⑤文化財・文化芸術			○	○	○	
			⑥スポーツ	○		○	○		
	第2節	健やかで人にやさしい、 福祉と健康のまちづくり	①地域福祉						○
			②人権尊重	○					
			③子育て支援	○	○				
			④高齢者福祉				○		○
			⑤障がい者福祉				○		○
			⑥保健・医療	○	○				○
	第3節	魅力と活力にあふれる、 産業のまちづくり	①観光			○		○	
			②農林水産業			○			○
			③商工業			○			○
			④雇用・労働	○		○	○		○
	第4節	快適で住みよい、 居住環境のまちづくり	①都市基盤整備			○		○	○
			②道路・河川			○		○	○
			③住宅・住環境					○	○
			④上下水道						○
			⑤公共交通			○	○	○	○
	第5節	暮らしを支える、 安全・安心の まちづくり	①防災・危機管理						○
			②消防・救急	○					○
			③防犯・交通安全・消費生活				○		○
	第6節	自然と共生する、 環境のまちづくり	①自然環境			○		○	○
			②廃棄物			○			○
			③地球温暖化対策						○
まちづくり 推進の視点	第1節	ふるさとへの愛着と誇りを育む、 シティプロモーションの視点				○	○	○	○
	第2節	市民と行政が共にあゆむ、協働の視点				○	○		○
	第3節	地域の特性を活かした拠点を結ぶ、 まちづくりの視点				○	○	○	○
	第4節	女性が輝き活躍する、社会づくりの視点	○	○			○	○	
	第5節	世界に飛翔(はばた)く、国際化の視点				○		○	○
	第6節	健全な行政経営を確立する、行政改革の視点					○		
	第7節	総合計画の着実な推進の視点							

※各分野において、該当する項目は実施計画で位置付けていきます。

第4章 まちづくりの基本施策

第1節

未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり

1. 生涯学習
2. 学校教育
3. 家庭教育
4. 社会教育
5. 文化財・文化芸術
6. スポーツ

市民満足度の推移と目標（市民意識アンケート調査項目）

	H23	H27	H33
生涯学習、文化活動や施設の整備	15.3%	22.8%	30.0%
学校教育の充実	14.0%	26.5%	35.0%
スポーツ活動や施設の整備	17.7%	24.1%	35.0%

（※各項目における「『満足』＋『やや満足』」比率）

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満18歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

1. 生涯学習

施策の目標

生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づくり・地域づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる体制・環境や、ふるさと日光の歴史・文化・環境等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ります。そして、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

また、特に、青少年においては、次世代を担う大切な存在であることから、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

現状と課題

- 社会においては、国際化や情報化の進展、価値観の多様化、少子高齢化の進行、地域の人間関係の希薄化による地域教育力のさらなる向上などが指摘されています。このようなことから、市民が豊かな人生を送ることができるよう、生涯各期にわたり、きめ細かな学習機会や情報の提供、さらには、地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備が必要です。また、学習成果を適切に生かすことができる場の提供が必要です。
- 市民主体の学習活動を実施する団体が育成され、様々な分野で活躍しています。しかし、広大な面積を有する日光市の社会的な課題に対応するためには、各地域の特性を生かす新たな地域づくりやまちづくりの担い手となる“ひとづくり”を進める必要があります。
- 青少年の健全育成を図るため、青少年活動のなお一層の推進が求められています。このようなことから、青少年育成団体への支援や、青少年リーダー（※1）、地域指導者などの養成が必要です。
- 青少年においては、豊かな感性が育まれる重要な時期に体験活動や交流活動への参加者が減少しています。このようなことから、地域と連携・協力した魅力ある交流の機会や、社会体験・自然体験の場の提供が求められています。また、これらの事業における青少年リーダーが活躍する場の提供が求められています。
- 青少年を取り巻く環境においても、有害な図書、インターネットやスマートフォン、携帯電話などの情報機器を通じて配信される有害情報が氾濫しています。青少年の健全育成には、市民総ぐるみで取り組むことが必要なことから、関係機関と連携を図りながら青少年の環境の健全化に取り組むことが求められています。

（※1）青少年リーダー：自然体験、交流事業、地域事業等の活動に際し、子どもたちの自主的な活動をサポートするリーダー的な役割を担う中・高生のジュニアリーダー及び大学生以上のシニアリーダー。子どもたちの活動が円滑に進むよう、時には大人との間の橋渡しの役割も担う。

施策の方向

1. 生涯学習推進体制・環境の充実

■推進体制の充実

社会教育施設や関係機関相互の連携を強化し、市民が生涯学習を進める環境を整えます。

■生涯各期における生涯学習の充実

市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学習できる様々な機会や情報を提供します。

■地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援

地域・家庭・学校が連携協力して心豊かな子どもを育成する体制を整備し、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

2. 生涯学習成果の活用とひとづくり

■市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供

学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、学んだことを社会で生かすことができる機会を提供します。

■地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成

学習成果や経験を生かし、地域づくり・まちづくりに取り組む人材を育成します。

3. 次世代を担う青少年の健全育成

■青少年育成団体の支援・指導者等の養成

青少年育成団体に対し、情報提供などを行い、活動を支援します。また、地域の指導者や青少年リーダーを養成するための研修や交流活動などを推進します。

■青少年活動の推進

地域との連携を含めた体験活動、交流活動などの機会を提供し、青少年活動を推進するとともに、青少年リーダーの活用を図ります。

■青少年を取り巻く環境の健全化

関係機関や地域と連携を図り、青少年の健全育成のための良好な社会環境づくりの推進や青少年への指導に努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	策 定 年 月 日
第2期日光市生涯学習推進計画 (基本構想・前期基本計画)	平成28年3月	(基本構想) 平成28年度～平成37年度 (前期基本計画) 平成28年度～平成32年度

2. 学校教育

施策の目標

「生きる力」を育み、互いに協力して未来を切り拓く児童生徒の育成

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指します。

現状と課題

- これからの社会を担う児童生徒に必要な「確かな学力」は、知識・技能の習得に加えて、思考力、判断力、表現力等が必要とされています。こうした力を育むために、自分の考えをしっかりと持ちながら、他者と協働して課題を解決することのできる教育活動を推進することが求められています。
- 不登校やいじめは、様々な背景や理由に起因しており、その解決と未然防止には児童生徒への個別支援とともに、一人ひとりが生き生きと生活できる集団づくりが必要です。社会に出て他者と協働しながら自立した人間として生きていく力を育むために、「豊かな心」と「健やかな体」を育てる学級集団づくりや児童生徒指導の充実とともに、不登校児童生徒への適切な支援が求められています。
- 子どもが被害者となる事件や交通事故が後を絶たない現状から、安全確保に向け学校、保護者や地域が協力し、登下校時を中心とした子どもの見守り体制を継続することが求められています。
- 特別に配慮を要する子どもの割合が増えている現状から、より適切な支援を行うため、発達相談や就学相談をはじめとした支援体制の整備や小中学校が連携した継続的な支援など、特別支援教育の充実が求められています。
- 学校施設の老朽化が進んでいることから、小中学校の適正配置に留意し、学校施設の環境改善や非構造部材の耐震化、施設の長寿命化等を計画的に進めていくことが求められています。
- 給食施設・設備の老朽化、また、食物アレルギーへの対応、更には、給食調理員（正規職員）の漸減による給食調理体制の確保などの諸問題を解消するため、施設の集約化を踏まえ、民間委託を計画的に進めていくことが求められています。

施策の方向

1. 確かな学力の育成

■確かな学力の育成

授業の改善、学びに向かう集団づくり、小中連携・一貫教育の推進を中核とした全市的な取組を実施することにより、児童生徒の学力の向上に努めます。

2. 児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進

■児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進

「学校を休みがちな児童生徒の調査」や「学級満足度調査」に基づき、学校間や関係機関との連携を図り、いじめや不登校を予防する望ましい集団づくりを推進します。また、不登校適応指導教室「若杉学級」の運営の充実と学習環境の整備を図ります。

3. 登下校時の安全安心の確保

■登下校時の安全安心の確保

登下校の安全を確保し、安心して登下校できる体制づくりを推進します。

4. 特別支援教育の充実

■特別支援教育の充実

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実を図ります。また、発達相談や就学相談などの支援体制を強化するとともに、小中学校が連携した継続的な支援を推進します。

5. 学校環境の整備

■学校施設の整備

学校施設における環境の改善や長寿命化等を推進し、学校施設の充実を図ります。

■学校給食調理施設と調理体制の充実

食育や自校調理の利点を十分考慮しながら、給食施設の集約化や民間委託を推進し、安全・安心な学校給食を提供できる調理施設と調理体制の充実を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市公立学校等施設整備計画	平成 27 年 4 月	平成 27 年度～平成 29 年度

3. 家庭教育

施策の目標

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる家庭教育力の向上

全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、その担い手である保護者の学びを支援することで、家庭の教育力の向上を目指します。

現状と課題

- 共働きや核家族化、地域における人間関係の希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況が変化するなかで、家庭教育を行うことが困難な社会になっていることが指摘されています。このようなことから、保護者の学びを支援し、家庭で子どもを育てる力を向上させる学習プログラムや様々な学習機会を提供する必要があります。また、子どもの育ちを支えるため、保護者と子どもの成長を手助けする人材の育成と活用が必要です。
- 家庭教育は、生涯にわたる人間形成に大きな影響を与えます。しかし、全ての保護者が家庭教育の向上に関心を持っているとは言えない状況です。このようなことから、家庭教育において重要な役割を担う保護者を支援するため、家庭教育推進のための情報を提供する必要があります。

施策の方向

1. 家庭教育支援体制・環境の充実

■学習機会の充実

保護者が家庭で子どもを育てるために必要な学習を保護者が集まる機会をとらえて提供します。また、家庭教育ボランティア、関係機関・企業などと連携して、多種多様な講座の開設に努めます。

■人材の育成

家庭教育支援の取組の活性化を図るため、基盤となる市内の家庭教育支援団体や家庭教育学級のリーダーの育成に努めます。

■人材の活用

家庭教育支援の取組を充実させるため、市内の家庭教育支援団体を活用して家庭教育支援事業を行います。

2. 家庭教育の推進

■情報提供や啓発活動の充実

保護者に対して、家庭教育の重要性や家庭教育支援事業についての情報発信や啓発活動を実施します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市家庭教育推進計画	毎年度	1 年間

4. 社会教育

施策の目標

市民一人ひとりの自己実現のための社会教育の充実

魅力と活力にあふれたまちづくりを担える人材の育成と市民活動を支援するため、社会教育施設における学習の充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

現状と課題

- 社会教育は、生涯学習の中核的な役割を担うものです。公民館や図書館、歴史民俗資料館などの社会教育施設では、市民の自主的な学習活動を支援するため、様々な学習機会や情報の提供・人材育成などを通じた活動を行なっています。社会情勢の変化に伴い、市民の学習ニーズが多様化・高度化していることから、学習活動の充実を図る必要があります。
- 歴史民俗資料館においては、日光市ゆかりの二宮尊徳翁をはじめ市内各地域の歴史や文化をより深く紹介し、発信していく教育活動を推進する必要があります。しかし、現在の資料収蔵庫は飽和状態であり、展示室などのスペースも限られているため、十分な資料収蔵庫や展示室、研修室などのスペースを確保する必要があります。
- 社会教育施設での学習成果がひとづくりによる市民の自主的な地域づくりに活かされていくことが期待されており、その活動拠点である身近な公民館や関連施設の整備を計画的に推進する必要があります。

施策の方向

1. 社会教育施設における学習の充実

■学習活動の支援

多様な学習機会や学習情報の提供及び社会教育に携わる指導者などの養成・研修を充実し、市民の学習活動を支援します。

■公民館活動の充実

多様化する市民ニーズに対応した各種講座・教室を効果的に実施するなど、最も身近なひとづくり・地域づくりの拠点施設である公民館活動を充実します。

■社会教育関係団体の育成

それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

■図書館機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス（※1）機能の向上を図り、地域の情報・文化の拠点としての図書館機能を充実します。

■読書活動の推進

子どもから大人まで、気軽に本に親しみ、読書の楽しさを味わえる環境づくりを進めます。

■（仮称）日光文化創造館における教育の推進

二宮尊徳記念館および歴史民俗資料館において、市民に学習の機会を提供するため展示や講演会、移動博物館事業などの教育活動を推進するとともに、併設される市民活動支援センターにおいて、市民が報徳の教えを実践し、まちづくり活動につなげられるよう支援します。

（※1）レファレンス：利用者からの質問や疑問に対し、参考資料・情報などを提供すること。

2. 社会教育施設の整備

■公民館

公民館を地域づくりの推進拠点施設と位置付け、施設の老朽化や地域の実情に応じた計画的な整備を進めます。

■（仮称）日光文化創造館

郷土の歴史的財産を未来へ伝え、歴史や文化を身近に学べる社会教育施設として、資料の保存・展示やホールなどの機能を併せ持つ（仮称）日光文化創造館を整備開設します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市読書活動推進計画（第3期）	平成28年3月	平成28年度～平成32年度

5. 文化財・文化芸術

施策の目標

各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の推進

市内に多数存在する文化財の保存と活用を推進するとともに、文化財保護体制をさらに充実させ、併せて保護思想の普及・啓発を図ります。

また、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するとともに、活発な文化芸術活動を推進することで、だれもが身近に文化に親しみ、豊かな心と潤いのある生活を実現した、文化の香るまちを目指します。

現状と課題

- 市内には、国・県・市指定の各種文化財や史跡・記念物、さらに文化財を保存する伝統技術など多種多様な文化遺産があり、これらを適切に保存し、未来に継承していくことが求められています。そのための体制をさらに充実させる必要があります。
- 近年、気象の変動や老化現象等により、日光杉並木の倒木が増加しています。杉並木の保護はもとより、倒木などの災害対策を検討していく必要があります。
- 広大な面積を有する日光市には、歴史的遺産が多数存在しており、これらの調査・研究を進めて保存体制を整備し、普及・活用を推進していく必要があります。
- 世界遺産に登録されている「日光の社寺」とそれを取り巻く自然環境を守り、適切な保護対策を講じていく必要があります。
- 足尾銅山関連の産業遺産は、日本の近代化・産業化に大きく貢献し、また、公害対策の起点となったものであり、その保存活用と地域資源を活かしたまちづくりを進めています。世界遺産登録の前段となる暫定一覧表追加記載に向けて、国から保存活用を含めた文化財指定と世界史的、国際的観点からの価値証明が求められ、これらを実施することで世界遺産登録に向けての活動を推進する必要があります。
- 各地域の特色ある郷土芸能や伝統行事の伝承に努めるとともに、新たな文化を創造し発信していくことが望まれます。また伝統行事等の保存団体や文化協会など市民文化団体の育成と活動への支援を行っていくことも必要です。
- 文化会館や美術館などの施設は、地域の文化芸術活動の拠点として、魅力のある催しや展示、教室などの企画運営を行い、市民が文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、施設が老朽化していることから、安全に利用できる施設として適正な整備を行っていくことが必要です。

施策の方向

1. 文化財の保存・活用

■文化財調査などの促進

市内の文化財の調査・研究を促進して体制の充実を図り、新たな文化財候補を発掘し、その指定・保存を図ります。

■民俗芸能・技術の保存・普及

地域に伝承されている指定民俗文化財の保存・継承を支援するとともに、映像記録の公開など広く普及するための活動を実施します。

■文化財の保護・活用

日光杉並木をはじめとする、市内に所在する文化財を活用したまちづくりを推進するため、保護及び活用体制の充実を図ります。

特に杉並木については、倒木等の未然防止や災害発生時の対応及び市民や観光客に対する情報提供等について、関係機関と連携し協議検討していきます。

■文化財の保護思想の普及

日光市指定文化財ホームページを活用して指定文化財の理解促進を図るとともに、保護思想の普及を促進します。

■文化財資料の収集・保存

貴重な文化財資料の寄贈・寄託・収集を進めるとともに、くん蒸業務を実施するなど良好な状態で保存継承していきます。

2. 世界遺産の保護及び新規登録

■世界遺産の保護対策

世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策に必要な調査を継続的に実施します。また、来訪者に世界遺産に対する理解を深めてもらうためのガイダンス施設の整備を検討します。

平成31年の世界遺産登録20周年を契機に遺産に対する理解を深め、より良い活用を図るための情報発信の一環として、観光部と連携し、世界遺産サミットの開催を検討します。

■足尾銅山の世界遺産登録推進

足尾銅山関連の産業遺産の保存活用と地域づくりを推進し、与えられた諸課題を解決することにより世界遺産登録を目指します。

3. 文化芸術活動の推進

■伝承者や後継者の育成・支援

地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を伝承するために、伝承者や後継者の育成支援を行います。

■文化団体の育成・支援

文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体を育成・支援します。

4. 公共文化施設の活用と整備

■文化施設での魅力あるイベントや展示の開催・充実

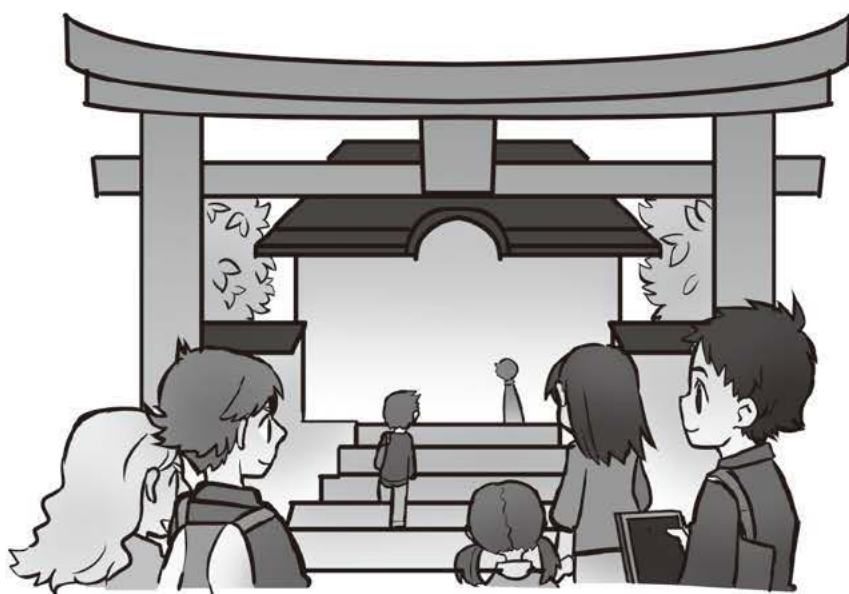
市民が芸術を鑑賞し体験する機会を提供するため、文化施設でのイベントや展覧会の開催・充実を図ります。

■公共文化施設の適正な整備

文化会館や美術館などの公共文化施設を利用者が安心して安全に利用できるよう適正な整備を行い、施設の維持管理に努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
史跡日光山内保存管理計画	平成 11 年 3 月	平成 11 年度～
史跡日光山内整備活用計画	平成 25 年 3 月	平成 25 年度～平成 34 年度
史跡足尾銅山跡史跡等保存活用計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～



6. スポーツ

施策の目標

スポーツを通じて育む豊かな暮らし

広く多くの市民が生涯にわたりスポーツを通じて、心身の健康の保持増進や豊かな人間関係と地域コミュニティの形成を推進できるよう、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

現状と課題

- 近年、経済状況やライフスタイルの変化に伴い、市民の価値観やニーズが多様化し、健康増進を目的とした身近なスポーツ活動から競技レベルの向上を目的としたものまで、多様なスポーツ活動に関心が高まっており、スポーツに参加する機会の提供や選手の育成・支援が求められています。
- 全国規模のスポーツ大会の開催は、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、子どもが競技をはじめきっかけとなり、競技人口の底辺拡大と競技レベルの向上が図られることから、関係団体などと連携して大会を開催する必要があります。
- 市内のスポーツ施設の多くは老朽化が進んでいるため、地域の特色やニーズに配慮しつつ、全市的にバランスを考慮した計画的な整備が必要となっています。

施策の方向

1. 生涯スポーツの推進

■ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

健康増進や体力の向上に向けた身近なスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブ（※1）への加入や学校開放利用の促進に努めます。

また、競技別市民スポーツ大会などを開催し、スポーツに参加する機会の拡大を図ります。

■スポーツ情報の提供

「する」「観る」「支える」といった様々なスポーツ活動への関心を高め参加を促すために、スポーツ情報を広く発信します。

（※1）総合型地域スポーツクラブ：地域の人たちが自主的に運営する、世代も技術レベルも様々な人たちが参加して、気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツクラブ。

2. 競技スポーツの推進

■競技スポーツの推進

競技人口の底辺拡大と競技レベルの向上のため、体育協会などのスポーツ団体と連携を図り、全国規模の大会誘致や地域のスポーツ指導者の養成及び資質の向上に努めます。あわせて、県と連携して東京オリンピック・パラリンピック等の合宿地の誘致を進めます。また、全国大会などに参加する選手に対し助成支援を行います。

■特色あるスポーツの推進

日光市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケート競技の普及・促進に努めます。

3. スポーツ施設の整備充実

■スポーツ施設の整備

安全で快適に利用でき、将来にわたって適正に維持管理が保てる規模と機能を備えた施設整備を進めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市スポーツ推進計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 37 年度

第4章 まちづくりの基本施策

第2節

健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり

1. 地域福祉
2. 人権尊重
3. 子育て支援
4. 高齢者福祉
5. 障がい者福祉
6. 保健・医療

市民満足度の推移と目標（市民意識アンケート調査項目）

	H23	H27	H33
福祉サービスや施設の整備	16.7%	26.8%	35.0%
子育て環境や施設の整備	11.9%	22.5%	30.0%
保健・医療サービスや施設の整備	19.7%	31.8%	40.0%

（※各項目における『満足』＋『やや満足』比率）

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満18歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

1. 地域福祉

施策の目標

市民が“ニッコリ” 助け合い “ホッ” と安心できるまち

市民一人ひとりが住み慣れた地域のなかで、安心して健やかに暮らし地域が抱える課題に対応するため、市民同士が自主的に地域活動や福祉活動に参加し、支える側も支えられる側も幸せを感じることができるよう、地域における支え合い、助け合いの仕組みをつくり地域の福祉を推進します。

現状と課題

- 福祉への関心は総じて高いものの、年代別に見ると若年層になるほど関心の度合いは薄れる傾向にあります。また、自治会をはじめとする地域行事への参加者は高齢化が進み、次代の人材を確保することが課題となっています。そのため、地域や福祉の活動に一人でも多くの市民が参加する意欲を持てるよう、啓発や育成に力を注ぐ必要があります。
- 地域福祉の目的である助け合い・支え合いを実現するには、周囲の人の手助けを必要としますが、人と人が出会い、交流する機会が失われつつあるのが現状です。人口が減り、少子・高齢化が進んでいる今だからこそ、これまでとは異なる方法による交流や支え合いの仕組みづくりが求められています。
- 人口減少、高齢化が進むことが予測され、高齢や障がいにより行動が制限されていくなかで、誰もが安心して一定の生活水準を保てるよう、健康づくりや介護予防に力を入れるとともに、日頃の買い物等の日常生活や緊急時におけるサポートをするための取組が求められています。
- 市内の福祉事業所や医療機関に限りがある中で、今後は高齢化の進行に伴い、認知症をはじめとする要介護認定高齢者の増加が見込まれます。さらには高齢者福祉と障がい者福祉、福祉と医療などの連携が必要となる困難ケースが増えることも考えられます。そのため、限りある社会資源の中で対応できるよう、それぞれの有機的な連携を強化するとともに、福祉に携わる人材の確保が求められています。
- 生活困窮者は、離職、疾病などの様々な要因により増加傾向にあります。このため、個々の困窮状態に応じて、生活保護制度や生活保護に至る前の対策である生活困窮者自立支援制度などのセーフティネットを活用した取組が必要です。
- 地域の中には、人とのつながりが希薄なひきこもりの方や、貧困により学習などが困難な子どもがいます。将来の生活困窮を引き起こさないための子ども・若者への支援が求められています。

施策の方向

1. 元気な地域・人づくり

■地域福祉の啓発

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努めるとともに、福祉教育を推進します。

■地域福祉を担う人づくり

ボランティアの育成を図り、地域福祉を担うリーダーの育成を推進します。

■活動団体の育成・支援

身近な地域活動団体である自治会や老人会、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO法人の活動を支援します。

■市民の交流機会の拡充

地域行事への参加を促進するなど、地域交流の機会を創出し、身近な地域においてだれもが気軽に集い、交流を深めることができる場の拡充を図ります。

■市民を見守る体制・仕組みづくり

平常時の見守り活動を推進し、災害時や緊急時の支援体制の構築や防犯活動を支援します。

2. 市民の生活をサポートする体制づくり

■情報提供・相談体制の充実

だれもが福祉サービスに関する適切な情報が得られるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、分かりやすくスムーズな窓口の対応に努めます。

■福祉サービス・権利擁護の充実

利用しやすい福祉サービスの充実を図るとともに、利用者の権利が保障されるよう権利擁護に努めます。

■移動支援の充実

移動困難な方が気軽に利用できる移動手段を確保し、外出支援の充実を図ります。

3. 市民の福祉を守るまちづくり

■地域包括ケアシステム（※1）体制の構築

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう関係機関の連携や多職種連携の推進を図ります。

■社会福祉協議会活動への支援

地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動の支援を図ります。

■福祉人材の育成支援

福祉に携わる人材の確保をするために育成支援をします。

（※1）地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制。

4. 生活困窮者への支援の充実

■生活困窮者への支援

生活困窮者の生活基盤の安定を図るため、個々の困窮状態に応じた、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などのセーフティネットによる支援を図ります。

■貧困の連鎖の防止

子どもの貧困による連鎖を防止するため、生活習慣を学ぶための居場所づくりや、学力向上を目指した学習支援を行います。

■ひきこもり対策

ひきこもりの方の自立を支援するために、本人や家族が相談できる体制を整備するとともに、ひきこもりの方を早期に把握するため、地域における民生委員・児童委員や自治会長との連携を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市地域福祉計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度



2. 人権尊重

施策の目標

一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を目指して

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

現状と課題

- 児童虐待や配偶者からの暴力、高齢者への暴力、偏見から生まれる不当な差別、さらにはインターネットを使って特定個人を誹謗中傷するなど、様々な人権問題が生じてきています。これらを解消するためには、市民一人ひとりが人権の重要性を知識として身に付け、人権に配慮した行動ができるよう、幼少期からの人権教育や人権啓発に取り組む必要があります。
- 人権問題を抱えた人たちが相談できずに潜在化してしまうことがあります。自ら相談することが困難であったり、判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症高齢者などの権利を守るためにも、各分野の相談員がそれぞれの専門性を持って、早期発見や適切な対応ができるよう、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向

1. 人権教育・人権啓発の推進

■学校における人権教育の推進

学校教育において、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識を培うため、人権教育推進教員による学校訪問や校内研修などを実施して、学習内容、指導方法の改善、充実を図ります。

■人権教育指導者の育成

人権教育推進教員など人権教育指導者の資質と実践的指導力の向上を図ります。

■人権啓発の推進

人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権尊重の社会づくりを推進します。また、子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利が尊重され健やかな成長を図るため、様々な場と機会において効果的かつ継続的な人権啓発を推進します。

2. 人権の擁護

■人権相談体制の充実

相談窓口の連携を図るとともに、様々な人権相談内容に応じた必要な情報の提供や助言を行います。

■支援体制の充実と被害者支援

国や県、他の自治体、NPO法人などと連携し、共同で被害者の支援を行います。

■権利擁護の推進

障がいのある人や高齢者への地域福祉権利擁護事業、児童への虐待防止事業及び成年後見制度の利用促進により権利擁護の推進を図ります。

■人権施策の推進

人権尊重の社会づくり条例に基づいた施策の基本方針や、施策を推進するうえでの重要な事項について、人権施策推進審議会の意見を聴くことにより、合理的かつ効果的な施策の推進を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市人権施策推進基本計画	平成 26 年 3 月	平成 25 年度～平成 29 年度

3. 子育て支援

施策の目標

イチオシ！ ひかり輝く 子育てのまち

～日光（ここ）で産みたい 育てたい “あるといいな” が日光（ここ）にある～
将来を担う子どもたちの健やかな成長と、親が安心して子どもを産み育てる環境を、市民全体で“ここ”を持って創りあげ、日光市で家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の想いをかなえる社会を実現します。

現状と課題

- 少子化が進む状況のなか、妊娠・出産は、これから始まる子育てのスタートラインであり、妊産婦が心身ともに健康で安心して出産を迎えられるようなサポートが求められています。また、乳幼児期は、心身ともに著しい発育・発達が見られ、その後の健やかな成長には、保護者の関わりが重要であることから、親子の健康管理や育児不安の解消に向けたサポートが必要であります。
- ライフスタイルの変化や就労体系の多様化により、幼児教育・保育サービスの充実や低年齢児保育に対するニーズなどが高まっています。また、平成27年4月から本格施行となった「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園と保育所の一元化による、幼児教育・保育の量の確保と質の向上が位置付けられていることから、多様化するニーズに対応しながら、地域の実情に応じた、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するための環境づくりが求められています。
- 子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人は少なくありません。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができる環境づくりのため、子育てを地域社会全体で支援していく必要があります。
- 子育てにかかる養育費・教育費などによる経済負担の増大は、少子化の要因のひとつとなっており、子育て家庭の多くが、「経済的支援の充実」を望んでいます。また、近年増加傾向にあるひとり親家庭では、「子育て」と「生計」の役割をひとりで担うこととなり、その負担から自立が困難な状況となっています。少子化対策やひとり親家庭の自立に向け、子どもを産み育てるうえでの経済的支援を継続・充実していく必要があります。
- 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加などによる家族形態が多様化するなか、仕事と生活の調和によるワーク・ライフ・バランスは重要な課題となっていることから、市・市民・事業者が一体となって、働く人の家庭環境や子育て環境に配慮した、柔軟な働き方が選択できる環境づくりが求められています。

施策の方向

1. 子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進

■妊娠・出産期の健康支援

妊娠・出産期の健康づくりを推進するため、妊産婦健康診査や不妊治療などの費用負担軽減に向けた経済的支援を実施します。

■心身の健康づくり

親子の健康管理や親の育児不安解消のため、乳幼児の健康診査や子育てに関する相談業務、情報提供を充実します。

2. 幼児教育・保育サービスの充実と質の向上

■多様な幼児教育・保育サービスの提供

保護者ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など、質の高い幼児教育・保育サービスを提供します。また、人口減少地域などにおいては、地域の実情に応じた機能体制を整えます。

■幼稚園と保育園との連携

幼稚園と保育園の主体的な交流や連携を図るとともに、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、幼保一元化の推進に向けた検討を進めます。

■計画的な施設整備

保育施設整備計画に基づき、民間施設の意向を踏まえながら、効果的な統廃合や民営化を含めた計画的な整備を実施します。

3. 地域で支える環境づくり

■放課後児童対策の充実

児童の放課後における安全確保や健全育成を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、地域の実情に応じた放課後児童対策の質の向上を図ります。

■地域と親子のつながりによる支援の充実

地域と親子が一体となって子育て力を高めていくことができるよう、地域子育て支援センターや親子ふれあいひろば、相互援助事業であるファミリー・サポート・センターなどの充実を図ります。

■子ども・子育てにやさしいまちづくりの推進

子どもと親が安全で安心に暮らすことのできる環境づくりに向け、子どもと親の視点に立ったまちづくりを推進します。

4. 経済負担軽減に向けた取組の充実

■切れ目ない、総合的な経済負担の軽減

妊娠・出産や子育てに対する不安や負担を軽減するため、切れ目ない、総合的な経済的支援を継続・充実します。

■ひとり親家庭等の自立に向けた経済負担の軽減

ひとり親家庭や低所得世帯などが自立して、子どもの健やかな成長が図られるよう、きめ細かな経済的支援を継続・充実します。

5. 仕事と生活の調和による子育て環境づくり

■ワーク・ライフ・バランスに向けた多様な取組

仕事と生活の調和が可能な働き方を推進するため、事業所などへの周知促進、市民への啓発などにより、子育てにやさしい職場環境づくりや育児休業取得の促進に向けた取組を推進します。

■ひとり親家庭等への就労支援

ひとり親家庭の自立や出産退職をした母親の就労に向けた支援を充実します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年 3 月	平成 27 年度～平成 31 年度
男女共同参画プラン日光（第 2 期計画）	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 37 年度



4. 高齢者福祉

施策の目標

高齢者にやさしいまちづくりを目指して

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステム（※1）の構築に向けて、多様な主体による連携、社会資源の充実や健康と生きがいの推進を図り、高齢者にやさしいまちづくりを目指します。

（※1）地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制。

現状と課題

- 日光市の高齢化率は、31.2%（平成27年4月1日現在）に上昇し、高齢化が今後も進むことが予測されていることから、元気な高齢者の生きがいづくりや介護予防の推進が求められています。
- 高齢者の増加に伴い、在宅で生活する高齢者が増加していることから、自立支援ホームヘルプサービスや寝たきり老人対策などの在宅福祉サービスの充実を図るとともに、介護をしている家族への支援が必要であります。
- 広大な市域を有する日光市には、買い物や通院などの際に公共交通機関の利用や移動が困難な方が多いため、買い物や移動などの支援の充実が求められています。
- 支援を必要とするひとり暮らしや高齢者のみで構成される世帯が増えてきており、行政に加えて、関係機関や地域住民が連携し、緊急時・災害時を含めた見守り体制の構築が求められています。
- 在宅での生活や介護が困難な高齢者の増加が予測されることから、中山間地域の介護サービスの確保や、日常生活圏域間の配置バランスに考慮した計画的な高齢者福祉施設の整備を進め、介護する家族の負担軽減を図る必要があります。
- 支援を必要とする高齢者のなかには、問題や課題を抱えながらも、自ら相談することができずに潜在化するケースが多く見られることから、潜在化する問題や課題に対応するための連携の強化や相談機関の充実が求められています。
- 認知症高齢者は今後も増加が予測されることから、認知症高齢者やその家族が安心して地域で暮らしていくための支援が求められています。
- 高齢化が進む中、高齢者の自立支援や要支援者の重度化予防などを推進するため、地域の実情に応じた多様なサービスの整備が求められています。
- 介護保険の認定者数及び給付額は、高齢化の進行に伴って今後も増加していくことが予測されることから、介護保険制度の適正な運営を推進していく必要があります。

施策の方向

1. 高齢者の生きがいづくりの推進

■社会活動の促進

老人クラブ活動や介護支援ボランティア制度等に対する助成により、高齢者の生きがいづくりや生涯学習機会の充実を図り、社会参加の促進に努めます。

■高齢者就労の支援

シルバー人材センターへ運営費の助成をすることにより、健康で働く意欲のある高齢者の就労機会の確保に努めます。

■介護予防の推進

高齢者が要介護状態などになることを予防し、できる限り活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、介護予防事業の推進を図ります。

■集いの場の提供

高齢者などの孤独感の解消、生きがいの増進を図るため、在宅介護オアシス支援施設の運営を支援するとともに、地域住民が身近な場所で集えるよう支援します。

2. 在宅福祉の充実

■自立に向けた支援

ひとり暮らし高齢者などに各種の福祉サービスを提供するなど、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、日常生活支援を行います。

■ねたきり老人対策

紙おむつ給付券の支給や、介護者への介護手当金の支給など、家族介護への支援に努めます。

■高齢者への移動・買い物支援

移動が困難な高齢者に対し、通院の送迎や買い物代行などの福祉サービスを提供し、支援を行います。

3. 見守り体制の構築

■見守りネットワークの構築

高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯、さらには日中において独居や高齢者のみになってしまう世帯に対して、地域、行政及び関係機関の連携による見守りネットワークを構築します。

4. 介護サービス提供基盤の整備

■介護サービス提供基盤の整備

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、在宅介護の支援及び施設整備を促進し、中山間地域への安定した介護サービス提供のため、日常生活圏域ごとに介護サービス提供基盤の整備を図ります。

5. 高齢者支援体制の環境づくり

■保健・医療・福祉の連携と地域包括支援センターの機能強化

高齢者の自立支援のために在宅医療・介護に携わる専門職相互の連携体制を構築するとともに、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう、包括的・継続的ケアマネジメント支援、総合相談支援と権利擁護に努めます。

■認知症支援体制の整備

認知症の早期発見・早期支援により、認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、支援体制の整備を図ります。

■新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の整備

通所型や訪問型サービス、生活支援サービスなど、地域の実情に応じた多様なサービスを提供するための体制を整備します。

6. 介護保険制度の適正な運営

■適正な介護保険制度の運営の推進

様々な状態にある高齢者の適切な要介護認定、及び利用者が真に必要とするサービスが提供されるよう介護給付の適正化に努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画	平成27年3月	平成27年度～平成29年度



5. 障がい者福祉

施策の目標

住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して

障がいのある人もない人も、地域のなかでともに参画しながら、生き生きと安心して暮らせるよう、「ソーシャル・インクルージョン」(※1)の理念に基づいたまちづくりを目指します。

(※1) ソーシャル・インクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を、社会の一員として包み支え合うという考え方。

現状と課題

- これまでの取組で、障がいのある人に対する市民の理解は徐々に広まってきていますが、障がいのある人に対する社会的な誤解や偏見は、依然として存在しています。様々な障がいに対する理解の促進と、差別や社会的偏見を解消することが必要です。
- 障がいのある人に対する虐待を早期に発見するためのチェック機能を強化し、障がいのある人に対する虐待の未然防止に関する意識啓発を図る必要があります。
- 障がいのある人が、地域で安心して生活を営み、社会参加できるよう、施設入所や入院から地域生活への移行が求められています。地域生活に移行した際のサービスの確保と利用促進、さらには住まいの場であるグループホームなどの整備促進を図る必要があります。
- 発達障がいや高次脳機能障害(※2)のある人、難病を抱えた人などは、障がいの特性が多様であり、市民の理解が十分とはいえません。これらの障がいに対する正しい知識を広げるとともに、総合的な相談支援体制の充実・強化・質の向上を図る必要があります。
- 障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、就労を通して社会参加と経済的にも自立した生活を送ることができるよう、就労支援の一層の充実を図っていく必要があります。一方で、重い負担となる医療費などの経済的な支援を図る必要があります。
- 障がいのある人が、安全な日常生活と社会活動ができるよう、防災・防犯対策や公共施設などのバリアフリー化を進め、快適な環境づくりを更に推進する必要があります。
- 障がいのある子どもが、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、生き生きと自分らしく地域で生活していくために、障がいの特性に応じた療育や育成支援の充実が必要です。また、すべての障がいのある人が、社会参加できる場の充実が求められています。

(※2) 高次脳機能障害：病気やけがなどにより脳に障がいを受け、言語、思考、記憶、学習などの認知機能に障がいが発生すること。

施策の方向

1. 「障がい」への理解、啓発及び虐待防止の推進

■理解・啓発活動の推進

「障がい」や「障がいのある人」への正しい理解を広く浸透させるための情報提供や、障がい者週間等の啓発活動及び差別・偏見の解消に向けた意識の醸成を図ります。

■虐待防止策の推進

障がい者虐待の通報義務の広報・啓発を行うとともに、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を行うため、関係機関との連携体制の強化に取り組みます。

2. 地域での自立生活への支援

■地域生活を支えるサービスの充実

在宅の障がい者や地域生活に移行する施設入所者に、ニーズに応じた在宅サービスの周知や適切なサービスの利用を促進します。また、地域での社会生活が基本となる居住の場を確保するため、グループホームなどの整備を支援します。

■相談体制の充実

障がいのある人やその家族が、迅速かつ適切なサービスを利用することができるよう、相談支援センターをはじめとする相談窓口活動の充実を図ります。

また、発達障がいや高次脳機能障害のある人、難病を抱えた人への総合的な相談体制の充実を推進します。

■障がいのある人の雇用機会の拡大

関係機関と連携を図りながら、企業などに対して障がいのある人の雇用に向けた働きかけを行うとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

■経済的支援の充実

自立支援医療費の支給、重度心身障がいのある人に対する医療費を助成するとともに、各種福祉手当や見舞金の支給、各種減免制度の周知を図り、その利用を促進します。

3. 安全・安心な生活環境の推進

■防災・防犯対策の充実

災害時における情報伝達や避難誘導、避難所における生活など、障がいのある人に配慮した防災対策や悪質商法に対する適切な情報提供などを進めます。

■バリアフリー化の促進

公共施設などのユニバーサルデザイン（※3）化を進めるとともに、広報の音訳や点訳、ホームページなどによる情報提供の充実を図り、情報のバリアフリー化を推進します。

（※3）ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、施設や道具、しくみなどが、年齢や性別、障がいの有無、能力の如何を問わず、利用・享受できる仕様・デザインになっていること。

4. 生きがいある生き方への支援

■障がいの特性に応じた療育の推進

障がいのある子どもに対して、各成長過程や障がいの特性に配慮した療育を推進するとともに、余暇や長期休暇時における活動の場の確保に努めます。

■生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

障がいのある人の生涯学習などの情報提供に努め、生涯学習の機会、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市障がい者計画	平成 19 年 3 月	平成 19 年度～平成 28 年度
日光市障がい福祉計画（第 4 期計画）	平成 27 年 2 月	平成 27 年度～平成 29 年度



6. 保健・医療

施策の目標

健やかに安心して暮らせるまちに

市民一人ひとりが心身ともに健やかに安心して歳を重ねていくことのできる地域社会の実現を図るため、健康づくりを継続的・計画的・総合的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。

現状と課題

- 成人健康診査の中のメタボリックシンドローム予防を促す特定健診の受診率は、若い男性層を中心に低くなっています。そのため、特に若い男性層に重点を置いた健診の受診率向上対策が必要です。また、各種がん検診については、受診率が低いことから検診の受診率向上と共に精密検査の受診率向上対策を強化する必要があります。
- 「高血圧性疾患」や「糖尿病」などの生活習慣病による医療機関受診者数が増加しています。また、国民健康保険の一人当たり医療費は県平均よりも高い状況にあり、病気が重症化してから医療機関に受診する傾向がみられています。これらの状況から、各種健診結果を踏まえた生活習慣病の発病予防と重症化予防の推進により、医療費の適正化と健康寿命の延伸が求められています。
- 働き盛りの年齢層にストレスを感じる人が多く、また、どの世代もストレスを感じても専門機関への相談につながりにくい傾向にあるため、状況に応じて適切な機関へつなげるための支援とストレス解消につながる施策を充実する必要があります。
- 「食育」に関する市民の周知度や関心をさらに高めるため、妊娠期、幼稚園・保育園等を中心とした食育に対する意識啓発の継続的な取組により、乳幼児期から各世代に渡る食育環境の充実を図る必要があります。
- 幼児のむし歯保有者割合は県平均よりも多く、また成人は「歯周炎・歯肉炎」「むし歯」で歯科を受診する割合が多い状況にあります。近年の疫学研究において、歯及び口腔と、脳血管疾患、虚血性心疾患や糖尿病などの生活習慣病との関連性が指摘されており、歯及び口腔の健康づくりを推進する必要性があります。
- 感染症の予防・まん延防止策として各種予防接種などを行っていますが、より一層市民の意識を高めて感染症予防効果の拡大を図るため、さらなる接種率の向上を図る必要があります。
- 新型インフルエンザの発生は予測することが難しいことから、未発生期の段階から新型インフルエンザ対策の実施体制を整備し、対策を講じていく必要があります。
- 栃木県が設定した保健医療圏のうち、一次保健医療圏である市内においては、産科・小児科医師の確保を図る必要があります。
- 救急医療は、二次救急医療については病院の輪番により、また、小児二次救急医療は県の保健医療計画に基づいて実施していますが、初期救急医療については、休日急患子ども診療所における小児の休日診療しかないことから、一般の休日診療や一般・小児の平日夜間診療など、初期救急医療体制の整備が求められています。
- 地域住民が安心して医療を受けることができるよう、へき地診療所の円滑な運営を図り、必要に応じて、より高度な医療につなげられるよう、へき地診療所と病院との綿密な連携を図る必要があります。

施策の方向

1. こころと身体健康づくり

■各種健康診査、がん検診などの充実

疾病の予防、早期発見、早期治療につなげるため、成人健康診査及びがん検診などについて、受診しやすい環境を整えます。また、成人健診においては、特に若い男性層を中心とした受診率の向上に努めます。

■生活習慣病の発病予防と重症化予防の推進

各種保健事業の充実・強化と、保健師によるきめ細かな保健指導により医療機関との連携を図り、生活習慣病の発病予防と重症化予防に努め、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。

■こころの健康づくり

運動習慣や十分な睡眠・休養のとり方など、ストレス対応に関する情報提供と、関係機関が相互に連携した相談・支援体制の充実を図ることにより、こころと身体健康づくりを推進します。

■食育の推進

食をめぐる問題を踏まえつつ、市民のライフステージごとの課題に対応し、市民の健康増進と豊かな人間形成を支える食育を推進します。

■歯及び口腔の健康づくりの推進

歯や口腔の健康の大切さの周知を図り、市民が主体的に歯や口腔の健康づくりを実践するよう、各種施策を推進します。

2. 感染症予防事業の推進

■予防接種、結核健診の充実

各種予防接種及び、結核健診の実施環境を整え、感染症予防・まん延防止を図るため、接種率と受診率の向上に努めます。

■新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ対策の実施体制を整備し、国、県との一体的な取組を進めるとともに、日光市の実情に応じた対策を推進します。

3. 地域医療の充実

■地域医療機関への支援

一次保健医療圏である市内医療機関での産科・小児科医師の確保に努めます。

■救急医療の充実

地元医療機関の協力のもと、二次救急医療や初期救急医療の充実に努めます。

■へき地診療所の充実

へき地診療所の充実に努めるとともに、県のへき地保健医療計画に基づき、へき地の医療提供体制の構築に努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市健康につこう21計画（第2次）	平成25年11月	平成25年度～平成35年度
日光市歯科保健推進計画	平成25年11月	平成25年度～平成30年度
日光市食育推進計画（第2次）	平成25年11月	平成25年度～平成30年度
第2期特定健康診査等実施計画	平成25年3月	平成25年度～平成29年度

第4章 まちづくりの基本施策

第3節

魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり

1. 観光
2. 農林水産業
3. 商工業
4. 雇用・労働

市民満足度の推移と目標（市民意識アンケート調査項目）			
	H23	H27	H33
観光の振興	—	26.2%	30.0%
商業の振興	—	12.2%	15.0%
雇用対策の充実	4.9%	9.6%	15.0%

（※各項目における『満足』＋『やや満足』比率）

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満18歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

1. 観光

施策の目標

観光産業の発展

自然、歴史・文化、温泉など世界に誇れる国際観光文化都市「日光市」を発信します。また、ブランド力の強化、地域間の連携による観光資源の更なる活用や、ホスピタリティの推進に取り組み、お客さまの満足度を高めます。これにより、日光市を訪れる観光客の拡大を図り、基幹産業としての「観光」の発展と地域経済の活性化を目指します。

現状と課題

- 入込客数は震災後の風評被害から回復基調にあるものの、ピーク時の水準には戻っていない状況にあります。これまでの取組に加え、事業者、市民、行政が一体となってより一層の観光振興に努め、観光のまちづくりに取り組むとともに、推進体制の基盤強化を図る必要があります。
- 国内観光地間で観光客誘致競争が激しくなる一方、観光ニーズが多様化し、お客さまが高い満足感を求める傾向にあります。そのため、豊富な観光資源を活用して日光市のブランドイメージ向上を図るとともに、他分野との連携や着地型観光など新たな商品開発による観光ニーズ多様化への対応、さらにはホスピタリティの向上により、お客さまの満足度を高めるなど魅力ある観光地づくりを進める必要があります。
- 観光客誘致のため、様々なプロモーション事業に取り組んでいますが、まだほかにも取り組める要素があります。より効果的な誘客に向けて、首都圏や海外現地における事務所機能の継続的な活用や、イベント等の見直し、再編を行うとともに、MICE（※1）など新たな視点からの誘客を図る必要があります。また、誘客宣伝ではICT（※2）の利用など新たな手法が広がり、宣伝の多様化が進んでいるため、これらに対応し効果的なPR活動を行う必要があります。
- 人口減少時代を迎え、国内からの観光客の増加を見込むことはこれまで以上に困難になっています。そのため、外国人観光客の更なる誘客を進める必要があり、様々な国に向けた情報発信を行い知名度向上を図るなど、各種インバウンド（※3）施策を展開する必要があります。
- 観光施設は、拠点施設、公園、遊歩道、観光案内板など多岐に渡っており、指定管理や日光市の直営で管理しています。これら施設には、老朽化が進んだり対応が不十分な施設があります。そのため、施設の整備や計画的な改修が必要です。また、指定管理施設には健全な運営が求められています。

（※1）MICE（Meeting, Incentive travel, Convention, Exhibition/Event）：企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際機関・団体、学会等が行う国際会議、展示会・見本市、イベントなど、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

（※2）ICT（Information and Communication Technology）：情報通信技術。

（※3）インバウンド：訪日外国人旅行者誘致。

施策の方向

1. 観光推進体制の充実

■事業者、市民、行政が一体となった観光のまちづくり

事業者、市民、行政が協働しながら、一体となって魅力あふれる観光のまちづくりへの取組を進めます。

■推進基盤の強化

推進体制の中核を担う観光協会に対し、円滑な運営と活発な活動ができるように支援します。

2. 魅力ある観光地づくりの推進

■観光都市競争力の向上

豊富な観光資源に磨きをかけて日光のブランドイメージの向上を図ることにより、観光地としての優位性を更に高め、来訪への期待感を醸成します。

■ニューツーリズムの推進

商工業・農業など他分野との連携とともに、各地域の自然・歴史・文化・伝統産業など日光市の魅力を活かした体験型・交流型の要素を取り入れた着地型観光など、新しい観光スタイルを推進します。

■スポーツツーリズムの推進

日光市の特色あるスポーツ競技や、気候、地形などの自然環境を活かしたスポーツツーリズムを推進します。

■受入態勢の強化

何度でも訪れたいような魅力あふれる観光地を目指し、観光客からの意見を参考にするなどホスピタリティの推進を図ります。また、誰にでもやさしい観光のまちづくりを目指したサービスの向上など、国内外観光客の受入態勢の強化を図ります。

3. 観光客誘客活動の推進

■現地事務所機能の活用

国内において日光市への観光客が多い首都圏や、海外からの誘客が期待できる東南アジア地域等に現地事務所機能を設け、より効果的な情報発信やプロモーションを進めます。

■観光イベント等の支援

事業内容を見直すなど、より誘客効果の高いイベントを実施し、地域に賑わいを創り出して誘客による経済活性化を図ります。

■多面的な誘客活動

他事業や他地域と連携した宣伝活動の推進や、MICE 等新たな視点からの誘客手法を視野に入れ、取組を進めます。

■広告媒体の多様化に対応した情報発信と PR 活動

ICT ほか新たな広告媒体等に対応し、来訪意欲をより高める効果のある情報発信やプロモーション活動を展開します。

4. 外国人観光客の誘客の推進

■インバウンドの推進

東京オリンピック・パラリンピックを誘客の絶好の機会と捉え、外国人観光客の訪日状況や観光ニーズ等を的確に把握し、首都圏や海外現地における誘客プロモーションに反映させるなど、効果的かつ戦略的なインバウンド事業を進めます。

5. 観光施設の充実

■観光施設の整備

拠点施設や案内板などの観光施設整備を計画的に実施し、施設利用者の利便性の向上と、観光客の受け入れ環境の充実を図ります。

■観光施設の運営健全化推進

指定管理施設の運営健全化を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市観光振興計画	平成 26 年 3 月	平成 26 年度～平成 30 年度
第 2 次日光ブランド戦略プラン	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度



2. 農林水産業

施策の目標

豊かな自然を活かした農林水産業による地域づくり

豊かな自然環境を活かし、多面的機能や公益的機能を発揮できる環境を維持するため、基盤の整備をします。

また、収益性が高く、強い農林水産業を確立するため、観光事業者や食品企業等とのマッチングを図り、農商工観の連携推進と、特産品による地域活性化を推進します。

現状と課題

- 日光市の耕地面積は水田が80%を超え、米をはじめ、そば・大豆など土地利用型農業の推進を図る必要があります。地域農業を支えるため、認定農業者、集落営農組織育成を図るとともに新規就農者の育成を図る必要があります。
- 観光や食品工場などとの連携による需要の掘り起こしや新たな販売経路の開拓が求められています。他産業とのネットワーク組織を設置するとともに、多様な需要に対応するため、地域の特性を活かした高冷地ほうれん草、にら、夏秋どりいちごなど園芸作物の推進や畜産物の品質向上を図る必要があります。
- 食の安全性への関心や健康志向が高まっているため、地産地消・食育の推進が必要になっています。
- 日光市の圃場整備率は、低い状況にあります。圃場整備事業などを推進することにより、高生産性農業の実現を図り、農村環境の整備を推進していく必要があります。
- 日光市の総面積の約86%を占める森林は、県内でも有数の林業地を形成しています。しかし、木材価格の低迷により、森林所有者の施業意欲の低下、高齢化、後継者不足などの問題も重なっています。そのため、林業担い手の育成や生産基盤の整備、加工流通対策、日光産木材の需要拡大、特用林産物振興対策など、林業基盤整備や集約化施業などの効率的な森林施業の着実な推進を図る必要があります。
- 地球温暖化防止対策の一環として、森を守り、育て、その恵みを活かして持続的に循環させることへの関心が高まり、森林の適切な管理が求められています。健全な森林を未来に引き継ぐための取組として、とちぎの元気な森づくり県民税事業などにより、手入れの行き届かない森林の施業促進を図る必要があります。
- 広大な森林を背景に多くの野生鳥獣が生息していますが、農林漁業の被害が拡大傾向であることから、シカ、サル、クマ、イノシシなど獣類及びカワウ・サギ等鳥類の捕獲の促進及び防護対策の強化が必要です。
- 中禅寺湖をはじめとする市内の湖や溪流は、観光資源として活用されていますが、内水面漁業の実態や重要性を広く周知していく必要があります。漁業協同組合などの団体と連携し、理解促進と水産資源の維持を図る必要があります。

施策の方向

1. 地域農業を支える担い手の育成

■認定農業者・新規就農者及び集落営農組織の育成

認定農業者・新規就農者の育成と、将来を見据えた集落での話し合いを促し、小規模農家も参画できる営農組織の育成を推進します。

■土地利用型農業の担い手の育成

水稻、そば、大豆等の土地利用型農業の規模拡大を促進するため、高性能機械の導入等低コスト生産を実現し、担い手の育成を図ります。

2. 競争力のある産地の育成

■需要対応力の高い園芸産地づくりの推進

高冷地ほうれん草、にら、アスパラガス、シクラメン、夏秋どりいちごなどの安定的な生産及び品質向上を図るための支援を行います。さらに、新たな品種の導入・定着を推進し、特色ある産地の育成を図ります。

■畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進

家畜の生産能力の向上、低コスト化、衛生管理の徹底や耕畜連携による自給飼料の生産拡大などにより、畜産経営の安定化を図ります。

3. 食と農を結ぶ環境づくりの推進

■産業連携の推進

農業者と商工業者、観光業者を結ぶハブ組織を設置し、持続可能な需給関係を築き、農業者の所得向上を図ります。

■地産地消の推進

農産物直売所や農村レストランの情報を提供し、地域で生産されたものを地域で消費するという地産地消の取組を推進します。

■食育の推進

学校給食の食材に地元農産物を利用するなど、食と農についての理解を促進し、健全な食生活が実践できるよう推進します。

4. 農業・農村の整備推進

■圃場整備の推進

農業生産性の向上と営農の低コスト化、農作業の受委託、農地の利用増進を図るため、圃場整備事業を推進します。

■農業施設（農道、水路等）整備の推進

農産物の流通の円滑化及び農業用水の安定的確保により、農作業の合理化を推進します。

■農村の環境保全の推進

農業の持続的発展と多面的機能が健全に発揮されるように、基盤となる地域資源の保全と質的向上を推進します。

5. 林業・木材産業の振興

■林業担い手育成の強化

次の世代の林業の担い手を確保するため、林業従事者の確保及び主要事業体の経営基盤強化を推進します。

■生産基盤整備促進

森林の適正な管理や低コスト林業を推進するための基盤となる、施業用道路などの林業生産基盤整備を実施することにより、森林施業の集約化を促進します。

■加工・流通対策

木材や林産物の加工及び流通強化を図るため、日光産木材としてのブランド化、公共施設の木造・木質化の推進や林産物の地産地消、特用林産物の振興を図ります。

6. 森林環境の整備

■森林の公益的機能の向上

二酸化炭素吸収による地球温暖化の緩和、生態系の保全、土砂災害防止、水源かん養など、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるための各種森林施業を促進します。

また、森林の大切さや木の良さの普及啓発活動、森林に親しむための活動などを支援します。

7. 野生鳥獣による農林水産被害対策

■有害鳥獣の捕獲対策

地域をあげた耕作放棄地の解消や周辺環境の整備、追い払いの実施や適切な防護柵の設置を推進します。さらに、シカ、サル、クマ、イノシシなどの野生鳥獣による森林資源や農作物への被害を軽減するため、地域個体群の適正な維持を図る特定鳥獣保護管理計画に基づき、有害鳥獣駆除や増加する生息数及び生息地域の減少に向けた個体数調整対策を実施します。

8. 水産業者との連携促進

■水産業者との連携

漁業協同組合や養殖業者と連携し、水産業の振興と、ブランド化による特色ある産地の育成を図ります。

■内水面漁業への理解促進

湖や溪流に見られる魚とふれあうイベントなど、漁業の理解促進やPRのための事業を支援します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市農業成長戦略計画	平成 27 年 9 月	平成 27 年度～平成 30 年度
日光市森林整備計画	平成 26 年 3 月	平成 26 年度～平成 36 年度

3. 商工業

施策の目標

地域経済活性化に向けた商工業の振興

賑わいのあるまちづくりを目指し、地域資源を活かした市街地の活性化や商工業の振興を図るとともに、地場産業の育成や他産業との連携を推進し、地域経済の発展に努めます。

現状と課題

- 少子高齢化の進行、消費動向の多様化、経済活動のグローバル化などにより、商業及び工業を取り巻く環境は大きく変化しています。地域経済の目指すべき方向性を示すとともに、新たな商工業の施策を計画的に進める必要があります。
- 商店数、従業員数及び年間商品販売額は減少傾向が続き、各地域の市街地は活気がなくなってきています。商店会が実施するイベント等への支援や、後継者育成、空き店舗対策など、地域の特性に合わせた商業の振興が求められています。また、中心市街地においては、集客拠点施設を中心としたまちなか回遊の促進による市街地の活性化が求められています。
- 長期的な経済の低迷や人口減少などにより、地域経済活動も縮小しています。農商工観といった産業間の連携、食を活用した6次産業化の促進、伝統的産業の活用、商品のブランド力の向上など、商業と他産業の連携による各産業分野の振興が求められています。
- 経営基盤の弱い中小企業者は、事業経営に必要な資金の調達が重要な課題となっており、安定した資金繰りのために融資制度の充実が求められています。また、新たに起業する事業者への育成・支援制度についても充実を図る必要があります。
- 公設地方卸売市場は、地場産農産物の出荷先や生鮮食料品の供給拠点としての役割を担っていますが、市場外流通など食料品流通形態の変化により、その環境は厳しい状況にあります。市民生活に果たしている役割を考慮しつつ、より効果的・効率的な新たな流通システムの整備が求められています。
- 製造品出荷額は、一部業種の出荷量の増加により平成23年に4,836億円と大幅に増加しましたが、平成24年はその反動を受け3,343億円と減少し、その後も減少傾向が続いています。今後、日光市が持続的に発展するためには、自主財源を確保していく必要があり、「日光」という都市ブランドを利用した企業誘致や、工場の新増設に伴う助成制度の活用による工業の振興が求められています。
- 日光彫などの全国的にも有名な地場産業や伝統工芸は、技術・技能の習得に時間を要します。後継者の育成支援策に加え、工業と観光産業などとの連携によるブランド力の向上など、一層の活性化が求められています。

施策の方向

1. 商工業一体となった振興計画の実施

■日光市商工業振興計画の実施

中長期的な視点で地域経済の振興を図るため、商業及び工業が一体となった新たな振興計画をもとに、地域の特性に応じた施策の展開を進めます。

2. 商業環境の整備

■既成市街地の活性化

空き店舗対策やイベント開催の支援により、地域の特色を活かした市街地の活性化に努めます。

■中心市街地の活性化

地元商店街やまちづくり団体等と連携し、集客拠点施設来訪者の周辺への回遊性を高め、中心市街地の活性化を図ります。

3. 他産業との連携の強化

■市内産業及び商品のブランド力向上

他市町村との差別化を図り、優位性を発揮するため、市内産業及び商品のブランド価値の向上に努めます。

■他産業との融合・連携の強化推進

農商工観連携による新商品開発等、多様な産業間の連携により、地域の特色を活かした産業の活性化を図ります。

4. 中小企業などの経営基盤の強化

■制度融資の充実

中小企業振興資金融資制度の充実と、利用の促進を図ります。

■創業支援

商工団体による起業者の育成に向けた取組を支援し、経営基盤の強化を図ります。

5. 卸売市場機能の保全

■市場機能の維持

市場が担う食料品の流通機能を維持することにより、市民生活の利便性の確保に努めます。

6. 産業基盤の整備

■企業誘致・定着活動の推進

工場適地への企業誘致の促進、立地企業の産業活動条件の改善を推進し、一層の工業の振興を図ります。

■製造業等の育成・支援

工場の新增設に対する助成制度の拡充など、製造業等の育成・支援に努めます。

7. 地場産業・伝統工芸などの育成

■地場産業・伝統工芸などの育成

地場産業・伝統工芸などの一層の振興に加え、新たな資源の発掘や既存施設のさらなる活用などに努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市産業振興ビジョン	平成 21 年 9 月	平成 21 年度～平成 30 年度
日光市商工業振興計画	平成 28 年	平成 28 年度～平成 37 年度



4. 雇用・労働

施策の目標

雇用・就業機会の拡大と労働環境の充実

市内の観光、農林水産業、商業、工業など各産業分野の振興により、雇用・就業機会の拡大を図るとともに、誰もが働きやすい労働環境づくりを促進します。

現状と課題

- 日光市の就業者の状況は、第3次産業への就業割合が県内平均に対して多い状況にあります。また、平成27年3月の有効求人倍率は1.08倍で県平均を上回っているものの、製造業の求人は0.62倍と少なく、事業所数や製造品出荷額も減少傾向が続いています。雇用機会の確保を図るため、製造業を中心とした産業基盤の整備を促進する必要があります。
- 雇用情勢は回復しつつあるものの、求人が多い職種には人が集まらない雇用のミスマッチが生じています。市内への若年者の定住を促すためにも、就職情報や就職機会の提供など、関係機関と連携した取組が求められています。
- 少子高齢化が進み労働力の確保が困難になっていく中で、女性や高齢者の社会進出を推進していく必要があります。今後、誰もが働きやすい環境づくりを支援するために、企業に向けて労働環境の改善やワーク・ライフ・バランス（※1）の推進を行う必要があります。
（※1）ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活との調和・両立」を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方の選択・実現を可能にすること。

施策の方向

1. 産業基盤の整備

■企業誘致の促進

日光産業団地をはじめとした工場適地への企業誘致により、工業の振興とともに雇用の拡大を図ります。

■製造業等の育成・支援

工場の新增設に対する助成制度の拡充など、製造業等の育成・支援に努め、雇用の確保を図ります。

2. 雇用・就業機会の確保

■就業の支援

市内への就労を希望する求職者に対し、関係機関と連携を図りながら各種制度や市内企業の情報を提供します。また、合同企業面接会の開催や企業誘致により、雇用機会の確保に努めます。

3. 勤労者福祉の充実

■労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの促進

勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、労働環境の改善や整備に向けた事業者への啓発を推進します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市産業振興ビジョン	平成 21 年 9 月	平成 21 年度～平成 30 年度
日光市商工業振興計画	平成 28 年	平成 28 年度～平成 37 年度

第4章 まちづくりの基本施策

第4節

快適で住みよい、居住環境のまちづくり

1. 都市基盤整備
2. 道路・河川
3. 住宅・住環境
4. 上下水道
5. 公共交通

市民満足度の推移と目標（市民意識アンケート調査項目）			
	H23	H27	H33
道路の整備	23.5%	33.4%	45.0%
公園・緑地・広場の整備	31.4%	39.3%	50.0%
鉄道・路線バスなど交通機関の便利さ	17.5%	22.9%	30.0%
下水・排水の処理	35.0%	46.4%	55.0%

（※各項目における「『満足』＋『やや満足』」比率）

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満18歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

1. 都市基盤整備

施策の目標

都市基盤の効率的な整備と地域特性を活かした景観保全

日光市が有する日光国立公園など雄大な自然環境や世界遺産である日光の社寺に代表する歴史・文化資源との共存を図りながら、観光都市にふさわしい都市づくりを推進します。

少子高齢化を伴う人口減少を踏まえ、既存都市施設を有効に活用し、地域の活性化や安心・安全、良好な景観形成など多面的な視点から、高齢者や観光客にとっても、誰もが快適・便利に暮らしやすく、また生活サービスやコミュニティが持続可能な集約型都市へのまちづくりを目指します。また、やすらぎのある都市環境の創出と、地域コミュニティの形成、防災拠点機能や環境保全など多様な機能を有する公園緑地の適正な管理に努めます。

現状と課題

- 都市における合理的な土地利用は、住居、商業、工業など、その目的によって用途を分け、同じ種類の用途を一定の地区に集めることで環境が守られ、効率的な活動が行えるとともに、互いの生活環境や業務の利便性がよくなります。

このため、現在、用途の混在が見られる地区や、用途地域外の人口密集地区においては、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るため、都市の将来像を想定した用途の適正な指定と、住環境の保護を図るためのルール作りをする必要があります。

- 日光市の人口は減少傾向にあり、市街地中心部では居住人口の減少や空き店舗の増加などにより、都市の空洞化や活力の低下が生じています。このまま、人口減少や高齢化社会が進行した場合、既存の市街地にある店舗などが減少し日常生活の利便性がますます低下していくことが予想されます。また、自動車を運転できない高齢者など、いわゆる“交通弱者”は、自立した日常生活を送ることが困難になることが懸念されます。

このため、高齢者など誰もが暮らしやすい都市づくりには、一定の地域に一定の都市機能を集めることにより、サービスの向上が期待できるコンパクトなまちづくりが求められています。

- 人口減少と高齢化の進展に対応した誰もが暮らしやすい機能的な都市の形成を図るには、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていく必要があります。

このため、既成市街地及び生活拠点を中心に、都市計画道路などの都市施設を充実させ、都市に必要な多様な都市機能を誘導できる環境を整える必要があります。

- 日光市は豊かな自然景観や多くの文化遺産に恵まれています。これらの貴重な財産である景観を保全・創造し有効に活用しながら日光市にふさわしい景観形成に努める必要があります。また、良好な景観は、市、市民及び事業者の適切な役割分担と協働により形成しなければならないことから、地域住民の景観に対する意識を高めていくことが重要です。

このため、良好な景観形成創出のための周知、啓発活動及び保全すべき地区においての建替え時に合わせた支援をする必要があります。

- 現在、日光市には、市の管理する都市公園が54箇所で約85ha、その他の公園が46箇所で約59ha、県の管理する都市公園が2箇所で約60haあり、このほかに分譲地内公園などが約140箇所あります。公園施設長寿化計画に基づき、公園施設の維持管理を行うとともに、公園施設の計画的な改修や更新を図る必要があります。

施策の方向

1. 都市計画マスタープランに基づいた土地利用の推進

■適正な土地利用の推進

都市計画マスタープランにおいて定めた土地利用計画に基づき、秩序ある魅力的なまちづくりに向けた、適正な土地利用を推進します。

2. 都市計画マスタープランに基づいたコンパクトなまちづくりの推進

■立地適正化計画の策定

居住や生活を支える福祉・医療・商業等の都市機能の適正な立地誘導と公共交通の充実等によりコンパクトな都市づくりを推進するため、立地適正化計画を策定します。

3. 都市計画施設整備の計画的な実施

■都市計画道路の整備促進

安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画道路を計画的に整備します。

■都市環境の整備促進

誰もが安全・快適・便利に暮らしやすい都市環境を創出するため、道路のバリアフリー化や電線類の地中化を図るとともに、駅前周辺整備や公園整備を推進します。

■観光周遊エリアの整備促進

世界遺産地区などの観光客が多く訪れる場所について、地域特性に応じた景観に配慮しながら、道路の美装化やポケットパークなど観光都市にふさわしい都市基盤を整備します。

4. 景観形成の推進

■景観意識の高揚

街並形成ガイドライン及びサイン計画を有効に活用し、景観に対する市民意識の高揚を図るとともに、屋外広告物の適正化を図ります。

■助成金・融資制度の利用促進

景観形成助成金・融資制度の継続により、街なみ景観の保全・創造に努めます。

5. 公園・緑地などの適正管理

■計画的な維持管理

公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な維持管理を行うとともに、遊具などの安全点検を実施し、効率的・効果的な改修や更新を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市都市計画マスタープラン	平成 21 年 3 月	平成 21 年度～平成 40 年度
日光市景観計画	平成 20 年 3 月	平成 20 年度～
日光市サイン計画	平成 22 年 3 月	平成 22 年度～
日光市都市公園施設長寿命化計画	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～平成 32 年度

2. 道路・河川

施策の目標

安全に安心して暮らせる生活基盤づくり

基幹的な地域間の連絡道路や日常生活に密着した生活道路の着実な整備を促進するとともに、橋梁やトンネル等の道路構造物においては、事前の定期点検による予防的な補修を行ない、効果的な維持管理に取り組みます。また、台風や集中豪雨による水害の危険から市民の生活を守るため、河川の適切な維持管理を行います。

現状と課題

- 市内における道路ネットワークは、なお不十分な状況にあることから、国県道と接続した放射・環状道路ネットワークの形成、更には定住人口の増加や地域の活力向上に資する産業振興を促す道路網整備など、生活拠点を始めとする、地域間・広域間を結ぶ幹線ネットワークの構築が求められています。
- 全国において相次いで発生した登下校中の重大な交通事故を受け、通学路における安全・安心な歩行空間の確保や、東日本大震災の発生を受け、防災意識の高まりによる防災拠点への連絡道路の確保など、地域に密着した生活道路の整備を進める必要があります。
- 適正な道路機能を保全して、安全・安心な道路空間を確保するため、計画的な維持補修に努めていく必要があります。
- 現在、市道は 2,924 路線 1,440 km あります。これらの道路機能の保全や安全確保のため、日常的なパトロールを実施していく必要があります。
- 道路の除排雪・路面凍結対応は、冬季間の安全・安心で快適な生活を維持するための中心的役割を担うものであり、道路本来の機能を確保して市民生活を維持するため、地域と一体となった除雪体制の強化を図った上で、迅速に対応する必要があります。
- 日光市の管理する橋梁やトンネルなど道路構造物が約 700 箇所ありますが、自然災害などに対応するため、定期点検を行い、構造物の健全性や、路線の交通量、重要度等に基づいた計画的な補修工事を実施し、従来の事後対応型から予防保全型に転換していく必要があります。
- 市道の安全な通行を確保するため、交通安全対策を計画的に実施する必要があります。
- 身近な生活道路については、地域に密着していることから、安全・安心で快適な生活を確保するため、道路環境を保全する必要があります。また、道路の愛護、美化活動を通じて地域が主体となった道路の環境改善を推進する必要があります。
- 日光市には一級河川のほか、多数の水路が存在します。これらの多くは法定外公共物であり、市民生活や農業用水などに広く利用されると同時に、雨水排水機能が求められることから、台風や集中豪雨により被害を無くすための早急な改修や、安全・安心な市民生活を維持するために管理主体と連携を図り、適切な維持管理に努める必要があります。
- 水路が適正に管理されるためには、河川愛護思想を高めて、河川の美化を図り、美しい環境を維持する必要があります。

施策の方向

1. 道路整備の推進

■幹線道路の整備

地域間交流促進のため、幹線道路の整備を計画的に進め、生活拠点を結ぶネットワークの構築に努めます。

■生活道路の整備

生活道路の計画的かつ効率的な整備を図り、安全・安心な道路空間の確保に努めます。

2. 道路機能の保全

■計画的な維持補修

路面性状調査の結果によって策定した維持計画に基づき、舗装の維持補修に努めます。

■パトロールの充実

平時の路面点検業務などの日常パトロールを充実して道路状況を正確に把握し、災害などの緊急時における的確な対応に努めます。

■迅速な路面凍結・除雪対策

冬期間の安全な通行を確保するため、除雪計画に基づき関係機関との連携強化及び、除雪体制の充実を図るとともに、自助・共助のもと、地域ぐるみの除雪体制強化の啓発に努めます。

■橋梁等道路構造物の予防保全対策

定期点検結果の健全性判定により、路線の交通量や重要度に基づき、計画的な補修を実施し、予防保全に努めます。

3. 道路環境の改善

■交通安全への対策

安全で円滑な交通の確保を図るため、関係機関と連携しながら危険箇所などを調査し、道路標識の充実や道路照明、防護柵・カーブミラーなどの設置を推進します。

■道路愛護の推進

道路環境の美化や保全を図り、快適な道路環境を推進するため、道路愛護思想の普及啓発、道路愛護団体の育成に努めます。

4. 河川施設などの整備

■法定外公共物（水路など）管理の充実

水路の整備を推進するとともに、その施設の維持管理に努め、流水機能の確保を図ります。

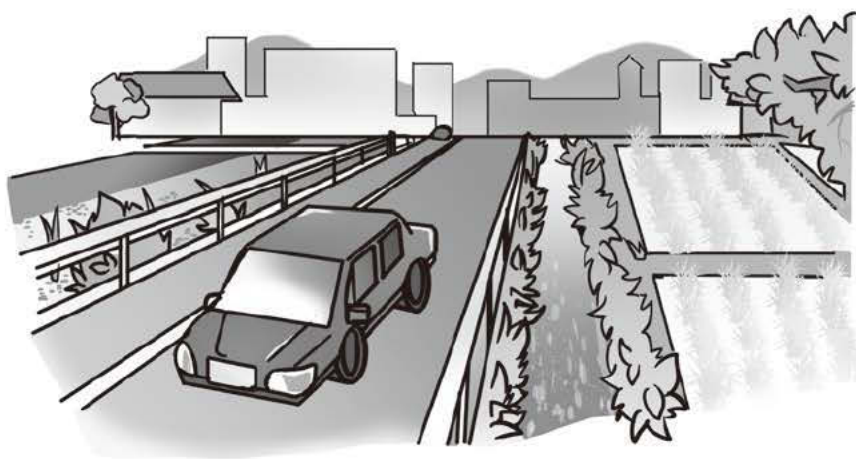
5. 河川環境の改善

■河川愛護の推進

河川環境の美化を推進し、流水の正常な機能の保全を図るため、河川愛護思想の普及啓発、河川愛護団体の育成に努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
第2次日光市道路整備基本計画	平成27年3月	平成27年度～平成36年度
日光市道路舗装補修計画	平成28年3月	平成28年度～平成32年度
日光市橋梁長寿命化修繕計画	平成22年3月	平成23年度～平成32年度



3. 住宅・住環境

施策の目標

快適な住環境の整備

地域特性に応じて、ゆとりを持って住み続けられる安全で快適な居住環境を創出するとともに、誰もが安心して生活できる住まいづくりを推進します。

現状と課題

- 地球温暖化をはじめとした資源の有効利用に対する意識の高まりや、防災、環境に配慮した優良な住宅ストック等、良質で環境に優しい暮らしを目指した住宅政策が求められています。
- 人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化の中で、豊かで快適な暮らしを目指した住宅政策が求められています。
- 地震による住宅や建築物の倒壊などによる人的被害を軽減するため、耐震改修に取り組む市民に対する支援が必要です。
- 老朽化に伴う保安上危険な建物が増加している中、建築物の安全性を確保するためのさらなる取組が求められています。
- 日光市では、5地域に44団地、1,812戸の市営住宅を管理しています。住宅には老朽化とともに、防災面や安全性、ライフスタイルの多様化の観点から機能更新が必要となっているものも少なくありません。そのため、居住水準を確保するための改善・整備が求められています。また、入居者の高齢化、単身化が進んでいることから、バリアフリー（※1）など快適で安全な住宅環境を求めるニーズに对应していく必要があります。それらに加えて、新たに定住促進に取り組むため、市営住宅を若年世帯向けにリニューアル（※2）することなども検討する必要があります。
- 市内には、開発許可制度施行前（昭和50年3月以前）に造成された民間分譲地が数多くあります。これら殆どの分譲地の公共的施設（道路、排水施設、公園等）は、所有名義が個人名義や開発会社名義などの「私有名義」の所有として開発されている状況です。
これらの分譲地には、今後排水処理など様々な問題（分譲地問題）の増加が懸念されることから、地元住民による管理体制を確立するとともに、公共的用地の市有化の促進など、市民と行政が一体となって解決していく必要があります。
（※1）バリアフリー：手すりの設置や段差の解消などにより、体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境にすること。
（※2）リニューアル：内装などを全面的に改修し、装いを新たにすること。

施策の方向

1. 安全で安心できる住宅の整備

■優良住宅建設の促進

耐震性・省エネルギー性・居住環境などに配慮した長期間使用可能な優良住宅の建設を促進し、より豊かで、環境に優しい暮らしの実現が図られるよう努めます。

■住宅リフォーム等の支援

市内住宅関連産業を始めとする市内経済の活性化を図るとともに、既存住宅のリフォームを支援し、良質な住宅ストックの確保を推進していきます。

■住宅等の耐震改修などの支援

耐震改修促進計画に基づき、一般住宅の耐震診断や耐震改修費用の一部を補助し、耐震化率の向上を目指します。また、大規模建築物等について、診断改修に取り組む建物所有者を支援し、耐震化事業を促進します。

■建築物の安全性の確保

建築基準法に基づく完了検査及び維持管理の必要性を建築主に周知するとともに、建築物のパトロールや指導を通して、建築物の防火・避難、構造の安全性確保に努め、危険建築物の防止に取り組みます。

2. 快適な公営住宅の供給

■市営住宅の整備

公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な改善等を行い、住宅のセーフティネット（※3）として、安定的な供給に努めます。また、多様なニーズに対応した住宅の供給を進め、入居者が安全で安心して生活することができるようバリアフリー化、シルバーハウジング（※4）を整備するとともに、定住促進の観点から、若年世帯向けのリニューアルに取り組みます。

■市営住宅の維持管理

生活環境と居住水準を確保し、入居者が安全で安心して生活することができるよう施設・設備の総合的・計画的な維持保全を図ります。

（※3）住宅のセーフティネット：真の住宅困窮者であり民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、所得に見合った住宅を供給することや高齢者などの生活に適した住宅を供給することを公営住宅の役割として担うこと。

（※4）シルバーハウジング：高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるような住宅の仕様、設備を配備し、日常生活支援サービスを提供できる公的賃貸住宅。

3. 快適な住環境の整備

■分譲地対策の推進

分譲地の住環境を改善するため、分譲地管理委員会の設立を促進し、その育成を図りながら、分譲地問題解決のための基盤づくりを推進します。

また、道路や側溝などの機能が損なわれている分譲地については、補修や改修費の一部を助成します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市住生活基本計画	平成 24 年 3 月	平成 24 年度～平成 33 年度
日光市公営住宅等長寿命化計画	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～平成 32 年度
耐震改修促進計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度

4. 上下水道

施策の目標

安全・安心な水の安定供給と公共用水域の水質保全

上水道は、良質で安全・安心な水の安定供給を維持するために、水道施設の整備改善と統廃合を行い、社会・経済の動向や水需要の変化を踏まえた、健全な経営に努めます。

下水道は、快適な生活環境づくりや河川などの公共用水域の水質保全など、今日の市民生活に欠くことのできない重要な施設であり、公共下水道事業の健全財政を維持し、効率的な施設整備と維持管理に努めるとともに、浄化槽設置整備事業の充実とその普及促進に努めます。

現状と課題

- 上水道は健康で文化的な市民生活を支えるばかりでなく、社会・経済や各種産業の維持向上を図るうえで、必要不可欠な事業であります。そのため、水需要動向に留意し、計画的かつ効率的な施設整備・維持管理を行い、安全・安心な水道水の安定供給に努める必要があります。
- 良質で安定した水源を確保するとともに、水道水の有効利用を図るために、漏水対策をさらに進め、節水に対する普及啓発や意識の高揚に努める必要があります。
- 少子高齢化による給水人口の減少傾向は、有収水量の減少、ひいては水道料金収益の減少に直結し、今後、益々厳しい事業経営が予想されます。水道事業は独立採算制に基づく公営企業であることから、経営管理の適正化・合理化を図り、財政基盤の確立に努める必要があります。また、受益者負担の公平性や財源を確保する観点から、効果的な未収金対策を講じる必要があります。
- 災害などの非常時にも安全・安心な水を安定して供給することが必要なことから、非常時への対応に取り組む必要があります。
- 下水道は、美しい自然と快適で衛生的な生活環境を守るために欠くことのできない重要な施設であることから、計画的な施設の整備、さらには事故の未然防止やコスト縮減の観点から計画的かつ効率的な維持管理に努める必要があります。
- 下水道の役割や重要性を継続的に啓発するとともに、すでに整備されている地区の未接続世帯に対する下水道接続の促進と、新たに整備する地区における下水道接続への普及啓発を図る必要があります。
- 下水道整備計画区域外については、単独処理浄化槽や汲取り便所が多数設置されていることから、積極的な合併処理浄化槽の普及拡大に努める必要があります。
- 人口減少等による使用料収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、経営基盤の強化や財政マネジメントに的確に取り組むために地方公営企業会計（※1）に移行する必要があります。

（※1）地方公営企業会計：従来の官公庁の会計処理方法は「現金主義・単式簿記」ですが、地方公営企業会計は「発生主義・複式簿記」となります。

施策の方向

1. 水の安定供給

■水道水の安定供給

水源施設、浄水施設及び配水施設の整備充実など、安定した給水能力の持続を図ります。

■計画的・効率的な施設整備・維持管理

浄水場の統廃合や施設規模の適正化・長寿命化など、計画的でより効率的な施設整備・維持管理に努めます。

2. 給水体制の確立

■水源の確保と節水対策

良質で安定した水道水を供給するため、主な水源である表流水や地下水の水源を確保し貴重な水の有効利用を図ります。また、水が有限の資源であることから、節水に対する意識の高揚を図り、水道事業に対する理解促進に努めます。

■老朽管の更新

漏水対策のひとつである老朽管の更新事業は、管路の長寿命化、及び水道の有収率（※2）向上に資することから、計画的な整備に努めます。

（※2）有収率：浄水場から配水した水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率性を計るひとつの指標。

3. 非常時への対応

■非常時の取組

災害などの非常時に対応できる給水体制の確立を図り、飲料水の供給について、近隣市町との相互協力を推進します。

4. 公共下水道の整備推進と維持管理

■下水道施設の整備

日光市生活排水処理構想に基づき、下水道管渠施設の整備を早期に完了させるため、合併処理浄化槽の有用性も考慮した下水道整備計画区域の見直しを図るとともに、計画的な整備に努めます。

■施設の維持管理・水質保全

下水道施設の維持管理について、管渠類、水処理センター、ポンプ場の長寿命化（※3）対策を実施するとともに、計画的な施設の更新を図り、適正な維持管理に努めます。また、下水道施設の水質の監視や保全に努めます。

（※3）長寿命化：施設の性格や設置目的を再確認するとともに、その管理を従来の事後的な修繕などから予防保全的手法に転換し、また、施設改修を計画的に行うことにより、施設の延命と使用期間中の全費用を縮減すること。

5. 公共下水道への加入促進

■下水道への加入促進

下水道の役割や重要性をPRするとともに、未接続世帯に対する普及啓発活動や戸別訪問などを実施することにより、水洗化率（※4）向上につながる、より一層の加入促進に努めます。

（※4）水洗化率：下水道供用開始区域内人口に対して、実際に下水道に接続した人口の割合。

6. 浄化槽の普及促進

■合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画区域外における水質保全のため、合併処理浄化槽普及についてのPRや啓発活動を行うとともに、補助金交付や融資あっせんを行うなど、浄化槽設置整備事業の充実とその促進に努めます。

7. 財政基盤の確立

■経営の健全性

水道ビジョンや生活排水処理構想に基づく経営健全化計画により、経営の健全化、計画的な施設統廃合により維持管理費を軽減し、財政健全化を推進します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市水道事業総合基本計画（日光市水道ビジョン）	平成 24 年 1 月	平成 24 年度～平成 33 年度
第 3 期日光市水道事業経営健全化計画	平成 27 年 12 月	平成 28 年度～平成 32 年度
日光市生活排水処理構想	平成 28 年 2 月	平成 27 年度～平成 47 年度
日光市下水道事業経営健全化計画	平成 27 年 12 月	平成 28 年度～平成 32 年度



5. 公共交通

施策の目標

公共交通の確保と利便性の向上

市営バスは、市民や観光客等の移動手段として欠かせない役割を担っており、利用者のニーズを踏まえた運行形態や、デマンド型交通（※1）のエリア拡大などにより、市民生活に必要な生活交通の確保に努めるとともに、鉄道や民間バス事業者などと連携し、利便性の向上を図ります。

また、自治会などが主体となり、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するために実施する地域内交通への支援を行い、交通不便地域の解消を図ります。

さらに、市民の生活及び観光路線として重要な役割を担っている鉄道については、沿線自治体や関係機関との連携を強化し利用促進に努めるとともに、駅周辺の整備や効率的な運行ダイヤの検討など、利用者の利便性の向上を図ります。

（※1）デマンド型交通：利用者の予約に応じて柔軟に運行する「乗り合い方式」の交通システム。

現状と課題

- 市内を運行するバス路線は、日光市が運営しているものが15路線、他市の市営バス運営によるものが3路線、民間事業者運営によるものが3社27路線あり、いずれも市民の生活路線はもとより、観光路線としても利用されていることから、安定的なバス輸送の確保とともに、バスと鉄道との有機的連携が求められています。また、民間事業者が運営するバス路線の一部は、利用者数が年々減少しており、運賃の減収とともに赤字路線として廃止も考えられることから、日光市においても国・県と協調して支援を行い、移動手段を確保していく必要があります。
- 市営バスについては、財政負担が増加傾向にあるため、路線ごとの運行形態の再考と路線再編に向けた見直しを行う必要があります。市内3地区において運行しているデマンド型交通については、地域の実情に合った運行を実施し利便性の向上を図るとともに、他の路線についても導入に向けて取り組む必要があります。
- 自宅から幹線道路まで離れている地域などの、いわゆる「公共交通空白地域」があることから、当該地域の解消とその地域住民の生活の足を確保するため、地域内交通を推進していく必要があります。
- 高齢者や体の不自由な利用者に対応するため、低床バスの導入を促進する必要があります。
- 市内を運行する鉄道は、JR、東武鉄道、野岩鉄道及びわたらせ渓谷鐵道の4つの鉄道があります。駅の数も27駅あり、県内自治体の中でも高い水準となっていますが、利用者数は減少傾向にあり、特に第3セクターである野岩鉄道及びわたらせ渓谷鐵道については、経営安定化のための支援を行い、安全の確保と利用促進を図る必要があります。
- 少子高齢化の進展などに伴い、高齢者や障がい者などが鉄道やバスを利用する際に不便をきたしている状況もあることから、鉄道をはじめ、路線バス、デマンド交通や地域内交通などと連携して公共交通ネットワーク化の促進を図る必要があります。また、鉄道利用時の機能を高めるため、交通の結節点である駅周辺について、地域や鉄道事業者と協議を行い、利用環境の整備を推進していく必要があります。

施策の方向

1. バス輸送の確保

■路線バス運行の協議

路線バスの運行を確保するために、関係機関や地域住民とともに、利用促進及び路線維持について総合的に協議します。

■市営バスの効率的かつ効果的な運行の推進

交通手段としての利便性を向上させるため、路線再編を行うとともに、デマンド型交通を推進し、より効率的かつ効果的な運行に努めます。

■地域における生活交通への支援

公共交通の利用が不便な地域において、地域住民の交通手段を確保するため、地域が主体となって運営する地域内交通について、意見交換や情報提供を行います。また、実施後の検証などにより、協議調整を行い、地域にとって利便性の高い運行となるよう支援します。

■低床バスの導入促進

利用者に優しい低床バスの導入を促進します。

2. 鉄道への支援と連携の強化

■ＪＲ及び東武鉄道との連携

バスや鉄道利用者の利便性の向上を図るため、関係機関との連携を強化し、効果的な運営に努めます。

■地方鉄道路線の維持

野岩鉄道及びわたらせ渓谷鐵道の経営支援を引き続き行うとともに、鉄道事業者や沿線自治体と連携して、さらなる利用促進と地域住民や観光客の移動手段の確保を図ります。

■鉄道利用者の移動の円滑化

高齢者や障がい者などの利便性を向上するため、鉄道事業者等と協議を行い、バリアフリー化の促進に努めるほか、鉄道ダイヤとバスの運行を調整するなど、公共交通のネットワーク化を促進し、移動の円滑化を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市生活交通再構築計画	平成 22 年 3 月	平成 22 年度～

第4章 まちづくりの基本施策

第5節

暮らしを支える、安全・安心のまちづくり

1. 防災・危機管理

2. 消防・救急

3. 防犯・交通安全・消費生活

市民満足度の推移と目標（市民意識アンケート調査項目）

	H23	H27	H33
防災対策（火災や災害からの安全性）	44.4%	35.2%	60.0%
防犯・交通安全対策	32.5%	36.4%	55.0%

（※各項目における「『満足』＋『やや満足』」比率）

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満18歳以上の市民の中から男女別・地域別
に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度について、施策分野に関連する
項目の推移と目標を示しています。

1. 防災・危機管理

施策の目標

災害・危機に強いまちづくり

地震、風水害などの災害に備え、自主防災組織の育成強化、防災意識の啓発に積極的に取り組むとともに、防災情報の適切な伝達、災害予防対策など防災・減災対策の充実を図り、市民が安全で安心して暮らせる災害や危機に強いまちづくりを進めます。

現状と課題

- 平成23年の東日本大震災以降、伊豆大島や広島市の土砂災害及び御嶽山の噴火など、大規模な災害が発生しています。日光市においても、平成26年2月の大雪、平成27年9月の関東・東北豪雨による被害が発生しています。このように、災害の種類や規模が変化してきていることから、「日光市地域防災計画」を必要に応じて見直し、防災・減災対策を進めていく必要があります。
- 市内の土砂災害警戒区域においては、国や県による対策工事が進められていますが、その箇所数は935箇所を超えることから、今後も国や県と連携した土砂災害対策を進める必要があります。さらに、土砂災害警戒区域における有事の際の対応について、土砂災害ハザードマップ（※1）を活用した危険区域の周知や防災訓練を行うなど、市民への防災意識の普及啓発を併せて行うことが重要となります。
- 近年の国際社会情勢の変化に伴い、テロ、さらには武力攻撃などの事態も想定しなければなりません。万が一、このような事態が発生した場合に対応するため、日光市国民保護計画の市民への周知、啓発をする必要があります。
- 自主防災組織の結成が進み、地域防災力が高まっていますが、一部には未組織の地区もあります。そのため、市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「共助」、行政による「公助」を適切に機能させる他、地域のリーダーとなる防災士を養成することにより、地域防災力をさらに高め、安全で安心して暮らせる地域を創造する必要があります。
また、災害時の応急対策を効果的に実施するため、自主防災組織の連合組織化を推進する必要があります。
- 災害時に自ら避難することが困難な人であって、特に支援を必要とする人については、避難行動要支援者支援プランに基づき、対象者の把握と個別支援プランの作成を進めています。しかし、地区によって取組方法や進捗にばらつきがあるため、全市域において支援体制を構築することが強く求められています。
- 災害時または災害のおそれのある際には、的確な災害情報の伝達が重要です。現在、同報系の防災行政無線（※2）により災害情報を伝達していますが、防災行政無線は合併以前に整備されたものであり、一部の地域に限られています。このため、市内全域に情報を伝達することが可能となる新たな防災行政情報システムを整備する必要があります。
- 平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、円滑かつ安全な避難の確保と避難所における良好な生活環境の確保が求められました。このため、現在指定している学校施設等の避難所について、地域住民と連携した避難体制と良好な生活環境を確保することが求められます。
- 市内には、常時観測が必要とされる47火山の一つである日光白根山があることから、火山災害に対する防災・減災体制と地域住民の防災意識の向上を図るため、関係機関と日光白根山火山防災協議

会を設立し協議を進めています。今後は、協議会で協議した結果を、日光市の地域防災計画に反映させるとともに、地域住民への説明等、周知啓発を行う必要があります。

- 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故から生じた放射性物質による環境汚染に対しては、子どもたちの生活環境を優先し除染を実施しています。今後も、こうした除染や空間放射線量測定などのモニタリングを行うなど、放射性物質対策を継続して行う必要があります。

(※ 1) ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

(※ 2) 同報系の防災行政無線：組み立て支柱に固定設置してある外部スピーカーを通じて、親局から情報を直接拡声放送するものの。

施策の方向

1. 防災行政の推進

■防災行政の推進

防災行政の基礎となる地域防災計画の点検、見直しを随時行い、総合的な防災行政の推進に努めます。

2. 防災意識の向上

■防災意識の普及

自治会、自主防災組織等に対する出前講座や防災訓練の実施啓発により、防災知識や意識の普及に努めます。

■国民保護計画の周知

テロや武力攻撃などの事態を想定した日光市国民保護計画の市民への周知を図ります。

3. 地域防災力の強化

■自主防災組織の育成・強化

自主防災組織を育成するため、関係機関の協力を得ながら、体制の統一と情報交換を図り、連合組織の設立を推進します。

■防災士の養成

自主防災組織との連携を図るため、防災士を養成します。

■避難行動要支援者支援対策の推進

全市域に、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の支援体制の構築を進めます。

4. 防災・減災体制の確立

■防災行政情報システムの整備

日光市の地域要件や防災体制に適した防災行政情報を提供するシステムを整備します。

■避難体制の確立

避難場所や避難行動を周知し、自主防災組織と連携した避難体制を整えるとともに、災害時における避難者の良好な生活環境の確保に努めます。

■火山対策体制の確立

近年の火山災害を踏まえ、登山者対策等の課題や火山防災訓練について、日光白根山火山防災協議会の中で関係機関と検討を行い、火山対策体制の確立を図ります。

■土砂災害防止施設の整備

土石流や急傾斜地崩壊などの土砂災害危険箇所について、関係機関と連携し、土砂災害防止施設の整備促進を図ります。

■放射性物質対策の推進

子どもがいる世帯などの除染や、空間放射線量測定などを継続して実施し、市民の不安解消に努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市地域防災計画	平成 20 年 3 月	平成 19 年度～
日光市防災行政情報システム基本計画	平成 26 年 12 月	平成 26 年度～平成 29 年度
日光市国民保護計画	平成 19 年 2 月	平成 18 年度～



2. 消防・救急

施策の目標

安全・安心な暮らしを支える消防・救急体制の強化

市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するため、消防・救急体制の強化を図ります。

現状と課題

- 近年の災害は複雑多様化・大規模化しています。そのため老朽化が進んでいる消防防災活動拠点施設や消火栓・防火水槽の整備など、消防力の維持強化を図る必要があります。
- 消防車両、消防資機材等を計画的に更新・配備していますが、今後も引き続き消防力の維持強化を図る必要があります。
- 消防救急無線デジタル化に伴い整備した、高機能消防指令センターの各種データを随時更新し、通信管制業務の迅速的確な運用を図る必要があります。
- 救急事案が多様化する中、救急救命率を向上させるために、救急救助体制の充実を図る必要があります。
- 重症傷病者に対する早期の医療行為や迅速・適切な医療機関への搬送のため、ランデブーポイントの整備拡充を進める必要があります。
- 火災などの災害発生時、人命危険や社会的影響度の高い宿泊施設及び危険物施設は、法的に各種の安全対策が求められています。立入査察を強化し、防火管理の実態把握と違反是正指導が必要です。
- 住宅火災による被害を軽減するため早期発見等に有効な住宅用火災警報器の設置及び維持管理の啓発を進める必要があります。
- 人口の減少や消防団員のサラリーマン化が進み、地域における消防防災の中核的存在として重要な役割を担っている消防団員の確保が困難になってきており、消防団の維持・強化及び消防団員の確保に努める必要があります。

施策の方向

1. 消防施設・設備等の整備・充実

■消防防災拠点施設の計画的整備

老朽化した消防防災拠点施設の計画的な整備を実施し、消防施設の強化に努めます。

■消防水利の計画的整備

消火栓・防火水槽の計画的な整備を実施し、消火に必要な消防水利を確保することにより、消防力の強化に努めます。

■消防車両などの計画的配備

消防車両、消防資機材などの経年劣化にあわせて、最新鋭の機能を有する車両への、計画的な整備に努めます。

■高機能消防指令センターの計画的運用管理

高機能消防指令センター設備を計画的に運用管理し、各種データを随時、収集・更新することにより、円滑な出動指令を行ない、市民に安心感をあたえられる、通信管制業務の充実強化に努めます。

2. 救急救助体制の充実

■救急救命士の養成

重症傷病者に対する高度な救命処置を行うため、救急救命士の計画的な養成と再教育を実施し、救急救命率の向上に努めます。

■救急救助車両などの計画的配備

救急救助体制を強化するため、高規格救急車、救急・救助資機材の計画的な更新・配備に努めます。

■応急手当の知識・技術の普及啓発

講習会などの開催により、応急手当の知識・技術の普及を図ります。

■ランデブーポイントの整備

ドクターヘリにより、重症傷病者を速やかに処置し搬送するために、ランデブーポイントを整備します。

3. 予防行政の推進

■予防査察の強化

防火対象物及び危険物施設の関係者に安全管理対策を指導するため、査察強化に努めます。

■住宅防火対策の強化

住宅防火の対策として、火災における逃げ遅れ等を防ぐため、住宅用火災警報器の普及促進及び消火器の設置指導に努めます。

4. 非常備消防体制の充実

■地域消防力の充実強化

広報活動の充実や地域・事業者などとの連携により、消防団員の確保に努めます。また、消防団活動の充実強化を図るため、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

3. 防犯・交通安全・消費生活

施策の目標

安全で安心なまちづくりの推進

子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域づくりや社会環境の整備に取り組み、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するとともに、市民の消費生活の安定と向上に努めます。

現状と課題

- 日光市における犯罪発生件数（刑法犯認知状況）は、年々減少傾向にありますが、子どもや女性に対する声かけ事案などは後を絶たない状況にあります。このことから、警察をはじめとした関係機関、地域住民と連携し、防犯活動の強化を図るとともに、防犯灯の設置など社会生活環境の整備を図る必要があります。
- 犯罪のない安全で安心な社会の実現には、市民一人ひとりが高い防犯意識を持つことが大切です。このため、継続的な防犯教室や市民大会の開催などによる防犯思想の普及推進が求められています。
- 近年、十分な管理がなされず周囲に迷惑をかけている老朽空き家が社会問題となっています。日光市においても、近隣住民に不安を与えている管理不十分な空き家や迷惑をかけるおそれのある老朽空き家が増加しており、所有者等に対する指導などの対策が求められています。
- 市内全域における交通事故防止対策への取組により、交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者に起因する事故や死亡事故の発生件数が多い状況にあります。このことから、高齢化社会に対応した交通安全対策の推進が求められるほか、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備など、総合的な交通安全対策を展開し、さらなる交通事故の抑制を図っていく必要があります。
- 消費者を取り巻く環境は、商品取引や契約に関するトラブル、特殊詐欺被害など複雑・多様化しており、深刻な状況にあります。このため、消費生活センターを中心として関係機関が連携し、情報の提供や共有、相談体制の充実を図る必要があります。
- 消費者トラブル・被害は、消費者と事業者との間の情報力や交渉力等の格差などを要因として発生しています。そのため、（仮称）消費生活条例を制定し、消費者自身が消費者問題について自ら学び、知識や情報を収集し、適切に判断して行動できるよう消費者の自立を支援する必要があります。

施策の方向

1. 自主防犯活動の強化支援

■防犯パトロールの充実

自主防犯団体の活動体制強化を図り、安全安心パトロールの充実に努めます。

2. 安全で安心な生活環境の整備

■環境の改善

犯罪などの発生するおそれのある環境を改善するため、防犯灯の設置に努めます。また、老朽空き家に対する迅速な対応に努め、適正管理の促進を図ります。

3. 防犯知識の普及啓発

■市民大会・防犯教室などの実施

市民自らの安全を確保するために、防犯に対する知識の普及や意識の高揚を図ります。

4. 交通安全対策の推進

■交通安全運動・安全教室などの実施

交通事故を未然に防止するために、関係各機関と連携しながら、高齢者や子どもを重点に、交通安全思想の普及や意識の高揚、マナーの向上に努めます。

■交通安全施設整備の実施

安全な交通環境を確保するため、交通安全施設整備の推進に努めます。

■高齢者の交通事故抑止

高齢者の交通事故防止のため、運転免許証の自主返納制度の促進を図ります。

5. 消費者被害の未然防止の推進

■消費者問題の情報提供

関係機関と連携し、様々な機会を捉えた消費者被害に関する情報の提供に努めます。

■相談機能の充実・強化

複雑・多様化かつ高度化する消費者問題に関する相談に適切、迅速に対応できるよう消費生活相談員の資質向上に努めます。

■特殊詐欺被害の未然防止の推進

特殊詐欺被害の未然防止や拡大・再発防止のため、警察や消費者団体などと連携を図り、啓発の充実・強化を図ります。

6. 消費者の自立支援

■消費者教育の推進

消費者が悪質商法などの被害に遭わないよう、関係機関と連携し、地域や学校において出前講座などの消費者教育を推進します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市交通安全計画	平成 28 年	平成 28 年度～平成 32 年度

第4章 まちづくりの基本施策

第6節

自然と共生する、環境のまちづくり

1. 自然環境

2. 廃棄物

3. 地球温暖化対策

市民満足度の推移と目標（市民意識アンケート調査項目）

	H23	H27	H33
自然環境の豊かさと保全	76.2%	55.7%	80.0%
騒音・振動・悪臭等環境対策	31.0%	35.8%	50.0%
ごみ減量化・分別の取り組み	—	52.8%	65.0%

（※各項目における『満足』＋『やや満足』比率）

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満18歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度について、施策分野に関連する項目の推移と目標を示しています。

1. 自然環境

施策の目標

自然環境保全の推進

食料や水、気候の安定など、自然の恵みを将来にわたり受け続けることができるよう、日光市の優れた自然や生物多様性（※1）を守り、賢く利用するなど、自然と共生できる社会の実現を目指します。

また、生活環境を良好に保つため、経済活動や市民生活に起因する大気汚染、水質汚濁、悪臭などに対する発生源対策や監視体制を充実するとともに、より質の高い生活環境を目指し、市民の健康及び安全な生活を守ります。また、地域住民が互いに環境に配慮し合う意識を高めることにより、市民と一体となった環境保全対策の充実を図ります。

（※1）生物多様性：森や野原、水辺などの自然のなかで、たくさんの動植物が「個性」と「つながり」を持って生きていること。

現状と課題

- 自然環境に関わる様々な課題を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を作って学習や活動を推進していく必要があります。また、自主的な環境保全活動を促進するため、環境問題に取り組む団体の情報共有化やネットワーク化を図る必要があります。
- 日光市には、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」や「鬼怒沼湿原」といった湿地が存在します。湿地が、我々の健全な暮らしや、そのほかの動植物が生息していくためには欠かせない場所であることを、市民一人ひとりが認識することが重要になります。そのため、湿地を保全するために、湿地からもたらされる恵みを賢明に（持続可能な形で）利用していく「ワイズユース」という考え方を重要な柱として据え、啓発を図っていく必要があります。
- 日光国立公園・尾瀬国立公園に代表される山岳、高原、湖沼、瀑布、河川、渓谷に加え、里地・里山、湧水、田園風景などのすばらしい自然環境・景観を次の世代に引き継ぐため、環境保全に関する啓発を図り、行動につなげていくことが重要です。さらに、奥日光から栗山地域にかけて広がるブナ林は、貴重な自然遺産としての注目が高まっており、地域をあげて保全に努めていく必要があります。
- さまざまな分野において生物多様性が失われつつあり、この状況が継続すると、広範な生態系サービス（自然の恵み）の低下が生じる危険性が高いとされています。これまで以上に日光市に存在する希少動植物の保護に取り組む必要があります。
- 河川や湖沼の水質保全のために、水質の状況を的確に把握できるよう調査・監視体制の充実を図る必要があります。
- 工場などを発生源とする産業型公害から、市民生活によって生ずる生活型公害へと変化しており、生活環境上の苦情が増える傾向にあることから、環境汚染などの未然防止に努める必要があります。
- 良好な生活環境を保全するために、生活環境の維持・保全に関する苦情や相談に対して適切に対処する必要があります。特に野外焼却行為など、日常生活によりもたらされる環境問題については、市民一人ひとりが環境に配慮するよう、モラル向上を図るための啓発に努める必要があります。
- 工場などに対して環境汚染などの発生防止を指導することにより、環境保全に対する意識の向上を図り、事故の未然防止に努める必要があります。
- 快適な生活環境の実現を目指し、環境各法令遵守の指導と監視業務の徹底を行う必要があります。

施策の方向

1. 自然と共生した持続可能な社会の実現のための基盤づくり

■環境教育・環境学習の充実

市民が、身近な自然と触れ合うことによって自然環境への理解が深まるよう、環境学習の充実を図ります。

また、環境問題に取り組む団体の情報の共有やネットワーク化を図り、自主的な環境保全活動を促進します。

■賢い利用（「ワイズユース」）の推進

ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」をかけがえのない貴重な資源であると認識できるよう啓発を図り、保全及び賢い利用を行う基盤をつくります。

また、平成32年（2020年）は、ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」登録15周年にあたるため、記念事業としてシンポジウムの開催、環境学習の実施など、市内外に普及啓発を図ります。

■自然環境・自然遺産の保護

日光国立公園・尾瀬国立公園に代表される自然環境・景観や、ブナ林などの自然遺産を次の世代に引き継ぐため、関係機関と連携を図り、適切な保全に努めます。

2. 生物多様性の保全の推進

■希少動植物の保護・啓発の推進

日光市の希少な動植物の状況を把握、かつ、情報の発信による啓発を行うとともに、保護に努めます。

3. 環境保全の推進

■水質汚濁防止の推進

河川や湖沼の水質汚濁を未然に防止するため、水質調査や監視体制の充実を図ります。

4. 環境問題の未然防止

■公害苦情相談対応の充実

工場などの産業型公害に加え、日常生活から発生する生活型公害などの苦情解決のため、相談体制の充実に努めます。

■環境保全啓発活動の推進

野外焼却による大気汚染や生活騒音など、身近なところからの環境問題の発生を防止するため、モラル向上の啓発に努めます。

5. 環境汚染などの防止対策の推進

■自主管理の推進

環境汚染などの発生を防止するため、工場などに対して環境保全に係る定期的な自主管理の指導を行うことにより、環境負荷の低減と事業者の意識向上を図ります。

■環境保全協定締結の推進

工場などで環境配慮に対する意識が高まっていることから、環境問題に取り組むことの重要性をさらに啓発し、環境保全協定締結を推進します。

6. 監視体制の推進

■環境汚染（公害）防止対策の充実

工場やゴルフ場などの事業所から排出される環境負荷物質を監視し、環境汚染を未然に防止するよう努めます。

■快適な生活環境の実現

様々な環境汚染要因の環境基準や規制基準の達成状況を把握し、指導や対策に努めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市環境基本計画	平成 22 年 2 月	平成 22 年度～平成 31 年度
第 3 期奥日光清流清湖保全計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 37 年度
日光市クリーンセンター周辺オオタカの森保全基本計画	平成 22 年 1 月	平成 22 年度～平成 31 年度



2. 廃棄物

施策の目標

循環型社会形成の推進

市の財産である豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、廃棄物対策として、リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用）の3Rを推進し、ごみの発生を抑え限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現に取り組みます。

現状と課題

- 市民の環境への負担低減に対する意識変化や、人口減少なども伴ったことにより、日光市が収集・処理したごみ総排出量は減少傾向にあります。しかし、市民一人1日あたりのごみ排出量原単位（※1）は、県内最多の排出量となっており、更なるごみ減量化・資源化を図り、循環型社会の実現に取り組む必要があります。
 - 生ごみ処理機器助成事業や資源物回収団体報奨金制度など家庭ごみ減量化施策により、多くの市民に減量化・資源化の意識が浸透してきていますが、ごみ排出量に大きな変化は現れていません。ごみ減量化・資源化に向け実行性の高い施策が求められています。
 - 日光市は年間1,000万人を超える多くの観光客を受け入れており、観光地としての特殊性により、ホテル・旅館・飲食店などの事業所から大量の事業系ごみが排出されています。ごみ総排出量の約3割を占める事業系ごみについても、ごみ減量化・資源化を一層推進する必要があります。
 - 全市クリーン大作戦や廃棄物監視員により、公共施設や道路沿いに散乱するごみや不法投棄物を回収しています。安易なポイ捨てや悪質な不法投棄をなくし、多くの観光客を迎え入れる観光地として、ごみが散乱しない清潔で快適な環境づくりが求められています。
 - ごみ処理の効率化を図るため、各地域に分散していたごみ処理施設を2ヶ所に集約化しました。使用廃止になったごみ処理施設について計画的な解体撤去、既存施設のうち老朽化が進む施設について将来計画の検討を開始するなど、各施設の適正な整備・管理運営を実施する必要があります。
- （※1）ごみ排出量原単位：市民一人が1日あたりに排出するごみ排出量のこと。

施策の方向

1. ごみ減量化・資源循環の推進（3Rの推進）

■家庭ごみの減量化・資源化

ごみの発生抑制、分別の促進など、ごみ減量化・資源化施策の実行性を高める効果が期待できることから、家庭ごみの有料化の導入について検討を進めます。

■資源物回収報奨金制度の利用の推進

地域において資源物（古紙、空きびん、空き缶）の自主的なリサイクル活動の促進を図り「資源物回収報奨金制度」を活用した、ごみの減量化・資源化の推進を図ります。

■事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの処理手数料の適正単価の見直しについて検討を進め、事業者のごみ減量化・資源化への意識高揚を図ります。

■環境配慮を実践する事業者との連携

事業者による積極的なごみの減量化・資源化の取組を活性化させ、環境配慮への意欲の向上につながるエコショップ制度やクリーンパートナー制度等の推進を図ります。

2. 不法投棄の防止

■不法投棄の監視活動

不法投棄の現状把握に努め、不法投棄防止に対する市民啓発や、巡回監視パトロール体制を充実するなど、不法投棄対策を進めます。

■環境美化・環境保全の推進

環境美化委員活動の充実・活性化を図り、自治会・市民との協働による環境美化活動を推進します。全市クリーン大作戦や地域ぐるみで実施する、不法投棄物の回収などを支援することにより、清潔で快適なまちづくりを進めます。

3. 各処理施設の整備・管理運営

■処理施設の解体・整備

使用廃止後のごみ処理施設について、施設の解体、跡地の再整備を進めます。

■処理施設の管理運営

各処理施設の適正な管理運営に努めるとともに、老朽化が進んでいる廃棄物処理施設については、社会環境の変化を踏まえ、今後の施設整備の在り方について検討を進めます。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市一般廃棄物処理基本計画	平成 20 年 3 月	平成 20 年度～平成 29 年度
日光市環境基本計画	平成 22 年 2 月	平成 22 年度～平成 31 年度

3. 地球温暖化対策

施策の目標

地球温暖化の防止

技術の進化・革新は、人間社会に恩恵をもたらす一方、環境に負荷を与える側面もあります。中でも地球の温暖化は、自然生態系や人間社会に深刻な影響や変化を及ぼします。市民一人ひとりが地球温暖化を認識し、身近なところから地球温暖化の防止に向け、積極的に取り組むとともに、限りあるエネルギーから再生可能エネルギーへの転換を進め、持続可能な社会の実現をめざします。

現状と課題

- 2014年11月に正式発表されたIPCC(※1)第5次評価報告書では「人間の活動が気候への影響を与えていることは明らか」であり、「温室効果ガス(※2)の削減努力なしでは2100年には1850～1900年平均気温から3.7～4.8度上昇する」とする厳しい予測が立てられています。このため、その防止に向け、国際社会でさまざまな議論や取組が行われています。日光市においても、市民一人ひとりが危機意識を持ち、普段の生活からできることを確実に実践し、その輪を広げていくことが求められています。
 - 石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料資源は、資源量の増加速度が遅いため、利用するとその分だけ資源量が減少し、いずれ枯渇するとされています。太陽光や、水力、地熱、森林等バイオマス資源(※3)など、人間が利用する以上の速度で自然界が生成し、永続的な使用ができる再生可能エネルギー(※4)への転換を、積極的に検討していく必要があります。
- (※1) IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)：気候変動に関する政府間パネル(小委員会)。人間の活動の拡大によって起こった大気循環の変化が、気候・食糧・エネルギー・水資源などに重大な影響を及ぼしているという共通認識のもとに、各国政府が集まり国際的な取組を検討する会議。ユネップ(国連環境計画)とWMO(世界気象機関)が呼びかけ、約80か国の政府関係者と科学者が参加し、1988年に設置。
- (※2) 温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。
- (※3) バイオマス資源：生物資源(バイオ)と量(マス)を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源の総称。
- (※4) 再生可能エネルギー：再生可能エネルギーとは、法律(注)で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。
- (注) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

施策の方向

1. 地球温暖化の防止

■温室効果ガス排出量の削減

市内全域から排出する温室効果ガスの排出量を把握するとともに、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進します。

■家庭における地球温暖化防止の推進

環境施策や環境学習などを通じて、誰もがすぐに実践できる取組について広く周知・啓発を図り、それを実践・継続できる環境を整えます。

■電気自動車等の普及促進

電気自動車、燃料電池自動車などの導入促進のための支援を行います。

2. 再生可能エネルギーの普及促進

■太陽光発電の普及促進

防災拠点となる市有施設の建替の際は、太陽光発電設備を設置し、災害時・緊急時の電源を確保します。

■小水力発電の普及促進

産・学・官の連携により、小水力発電を活用し、普及啓発を図ります。

■バイオマスの普及促進

日光市の豊かな資源を活用したバイオマス事業による、経済活性化、産業振興を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市環境基本計画	平成 22 年 2 月	平成 22 年度～平成 31 年度
日光市地域新エネルギービジョン	平成 21 年 2 月	平成 22 年度～平成 32 年度
日光市バイオマスタウン構想	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～平成 32 年度
日光市再生可能エネルギー推進基本方針	平成 26 年 11 月	平成 26 年度～
第 2 期日光市役所環境配慮率先行動計画 (日光市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編))	平成 27 年 3 月	平成 27 年度～平成 31 年度
日光市グリーン購入基本方針	平成 26 年 12 月	平成 26 年度～

第5章 まちづくり推進の視点

第1節 ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点

シティプロモーション

第2節 市民と行政が共にあゆむ、協働の視点

市民との協働

第3節 地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点

地域づくり

第4節 女性が輝き活躍する、社会づくりの視点

男女共同参画社会

第5節 世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点

国際化

第6節 健全な行政経営を確立する、行政改革の視点

行政経営

第7節 総合計画の着実な推進の視点

総合計画の着実な推進

市民満足度の推移と目標（市民意識アンケート調査項目）

	H23	H27	H33
日光市まちづくり基本条例の認知度	55.2%	60.7%	70.0%
行政情報や催し物等の情報の提供	15.1%	27.6%	45.0%
日光市に愛着を感じている市民割合	77.1%	75.2%	85.0%
日光市に住み続けたい市民割合	75.2%	73.8%	80.0%
女性の社会参画	10.5%	17.2%	30.0%

（※各項目における『満足』＋『やや満足』比率）

市民意識の変化を把握し、市政経営に反映させるため、満18歳以上の市民の中から男女別・地域別に無作為抽出して行う「市民意識アンケート調査」における市民満足度の施策分野に関連する項目、日光市まちづくり基本条例の認知度、日光市への愛着度についての推移と目標を示しています。

シティプロモーション

施策の目標

愛着・誇り「シビックプライド」の醸成

日光市の人口減少の要因である年少人口及び生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、将来の日光市の更なる発展や地域の活性化を目指すため、日光市への愛着・誇り（シビックプライド）を醸成させるとともに、対外的な認知度やイメージの向上を図るため、日光市の多彩な魅力や地域資源の情報を効果的に発信するプロモーション活動を推進します。

また、認定した日光ブランドを中心に、それぞれの魅力を発信し、これまで築き上げてきた日光市の都市イメージをさらにブラッシュアップさせ、市民・来訪者が「日光っていいね」と感じつつ、交流人口の拡大、市民の活力、地域力の向上につなげていきます。

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進展などによる社会構造の変化により、都市間競争は激しさを増しています。このため、地域ブランドや明確な個性、強みを打ち出さない都市は埋没してしまいかねません。こうした厳しい都市間競争を勝ち抜くためには、日光市の持つ魅力を発信することにより、存在感のある都市形成を進める必要があります。

その手段として、シティプロモーション「都市を宣伝する・売り込む」を行い、商品販売と同様にターゲットを設定し、適正な情報発信によって、定住促進、交流人口の拡大を図ることが必要となります。

- 平成24年度に日光ブランド戦略プランを策定し、国内外に知名度ある「日光」の特性を生かし、日光ブランドの認定を行い、様々な媒体を活用して日光ブランドの情報発信をしてきました。しかしながら、日光市は、世界遺産に登録された「日光の社寺」や日光国立公園などの自然環境などのイメージがいまだに強い状況です。このようなことから、世界遺産「日光の社寺」などの著名な地域資源の強みを伸ばしながら、認定した日光ブランドを中心に、それぞれの魅力を発信し、これまで築き上げてきた日光市の都市イメージをさらにブラッシュアップさせる必要があります。
- これまでは、日光市の持つ多彩な魅力や地域資源の情報、特色ある日光市の施策などを、個々に情報発信を行っていますが、市、地域が一体となった「オール日光」の体制づくりが必要です。

施策の方向

1. 戦略的情報発信の推進

■効果的・魅力的な情報発信

一人でも多くの方々に日光市を知ってもらい、関心を持ってもらうために、効果的で魅力的な情報の発信に努めます。

2. 都市の魅力発信の推進

■新たな都市イメージの構築

日光ブランド戦略プランに基づき日光ブランドの認定を受けた地域資源や、特色ある施策を実施することで引き上げられた都市イメージを発信することにより、定住につながるプロモーション活動を展開します。

3. 推進体制の確立

■オール日光の体制づくり

市民、事業者、関係団体及び行政が連携して、シティプロモーションを総合的に推進するための体制を構築します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市シティプロモーション実行計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度
第 2 次日光ブランド戦略プラン	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度
日光市観光振興計画	平成 26 年 3 月	平成 26 年度～平成 30 年度

市民との協働

施策の目標

市民が主役のまちづくり

日光市まちづくり基本条例に基づいた、市民自治による日光市の都市像の実現に向け、市内において活動する団体や事業者を含めたすべての市民と行政が、目的を共有し、お互いの責任のもと役割分担しながら、まちづくりの主役である市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 経済の長期的な低迷や人口減少、少子高齢化の進展など、社会情勢が変化するなか、市民ニーズや個人のライフスタイル、価値観などが多様化、複雑化しており、市民だけ、行政だけでは、対応できない様々な課題が生じています。
課題解決のためには、市民と行政がともに協力・連携していくことが求められており、市民、市職員ともに、市民自治意識の向上と醸成を図る必要があります。
- 市内では、ボランティアやNPO法人などによる市民活動が活発に行われています。これらの団体は、それぞれが抱える課題や目標のもとに活動を展開していますが、さらに、その能力や経験を活かすための支援を行うとともに、団体間や市民と市が相互交流し、意見交換を行う場を創出するなど、市民自治の実現に向けた環境整備を行う必要があります。
- 日光市では、市民と市の情報共有のため、市広報やホームページ、情報公開制度や各種施策の説明会の開催などによる情報提供を行っています。協働は、市民と市が相互に目的や目標などの意識を共有し、信頼関係を築くことが重要な要素となります。そのため日光市は、情報の提供をより充実する必要があります。
- 自治会やボランティア、NPO法人などの市民活動団体では、それぞれの団体において、その中心となるリーダーのもと、様々な活動をしています。「まちづくりは人づくり」と言われるように、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材は不可欠であることから、未来に向けて、協働による事業実施を円滑に推進するため、熱意あるリーダーやまちづくりに興味を持つ人材を育成することが必要です。
- 日光市は、広大な市域を有し、多様な地域の個性や特色を活かしたまちづくりを進めています。地域主権が進展するなか、今後も、より広い分野において、画一的な行政経営ではなく、地域の特性を活用した個性豊かなまちづくりが求められています。そのためには、多くの市民の参画が必要不可欠であることから、市民が主体的にまちづくりに参画することができるよう、多様な参画方法を設け、市民の意向を適切に反映した開かれた市政経営に努める必要があります。

施策の方向

1. 市民自治意識の向上と醸成

■市民意識の醸成

様々な機会を捉え、まちづくり基本条例の基本理念や協働のまちづくり推進の指針の考え方の周知・啓発に努めます。

■市民自治に向き合う質の高い市職員の育成

職員研修等を通じて、“市民自治に向き合う職員”としての基本的な考え方やスキルを身につけます。

2. 市民自治の実現に向けた環境づくり

■協働推進体制の整備

協働のまちづくり推進行動計画の実践や評価、進捗管理を行いながら、市民や市民活動団体、行政などが適切な役割分担のもと、相互に補完・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

■市民活動団体等との連携と支援

事業の共催や委託、指定管理者制度など、様々な形態での連携を図るとともに、団体が自主的に行う活動を支援します。

■まちづくり活動の場の充実

様々な団体等の活動の拠点である、市民活動支援センターの機能充実を図るとともに、団体間のネットワークの拡充・強化に努めます。

3. 意識の共有に向けた情報の提供

■きめ細かな情報の公開

行政の持つ情報を適切に公開するとともに、意見、要望に対し、わかりやすく説明、応答することで、まちづくり基本条例にある市民の知る権利を保障します。

■広報活動の充実

市広報やホームページをはじめとした様々な情報媒体を活用して、的確で、市民にわかりやすい広報活動に努めます。

■まちづくり活動の情報発信

活動参加へのきっかけづくりとなるよう、イベントなどの機会を通じて、ボランティアやNPO法人などの市民活動団体の情報を積極的に市民に発信します。

4. 協働を担う人材の育成

■まちづくりの担い手の育成

ボランティアやNPO法人などの市民活動団体の活動や運営の資質向上につながる各種講座を実施するとともに、協働を理解し課題を的確に捉えることのできる次世代のリーダー育成に向けた取組を行います。

■学びから活動につなぐ人材育成

各種講座等による学びから活動へとステップアップできるような環境づくりに努めます。

5. まちづくりへの参画機会の充実

■市民参画機会の拡充

各種審議会等への公募制拡充や、市政経営における政策形成、企画立案、事業実施などの各段階での市民参画の機会を充実し、まちづくり基本条例にあるまちづくりに参画する権利を保障します。

■広聴活動の充実

パブリックコメントやほっとトークをはじめとした広聴活動を充実し、市民の声を市政に反映します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市協働のまちづくり推進の指針	平成 25 年 6 月	平成 25 年度～
日光市協働のまちづくり推進行動計画	平成 27 年 12 月	平成 28 年度～平成 32 年度



地域づくり

施策の目標

地域の特性を活かしたまちづくり

地域間交流を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

市民相互の交流や連携によって生まれる、生きがいや楽しさを実感できるコミュニティづくりを支援します。

人口減少や少子高齢社会へ対応するため市内全域を対象に、分散する機能を集約した拠点づくりや地域間交流、U I J ターン、二地域居住（※1）等へ向けた移住・定住促進策を推進します。

市内において生活基盤が脆弱な過疎地域、高齢化集落などの地域やダム周辺地域の振興を図ります。

（※1）二地域居住：都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすこと。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進展により、地域のコミュニティ機能が低下しています。このため、地域の特性を活かしながら、コミュニティを維持するため、分散する都市機能等を集約した、地域拠点をつくる必要があります。さらに、これらを基盤として、地域間の交流や連携が図れるようなネットワークを築くことにより、地域のコミュニティを強化することが必要です。
- 近年、核家族化、少子高齢化の進展などにより、コミュニティ意識の希薄化が生じています。このため、地域コミュニティが果たしてきた自治活動や互助活動の機能が低下する自治会も少なくありません。平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として地域・コミュニティの重要性が再認識されており、コミュニティ意識を高め、地域のつながりを深めることで、活動の場を広げ、地域活動を活性化させることが必要です。
- 自治会に代表される地域コミュニティは、地域住民の交流促進をはじめ、地域課題の解決や地域福祉の向上、生活環境の整備など、協働のまちづくりを推進するうえでも、重要な役割を担っています。今後、より充実した活動を継続的に展開していくため、活動に応じた様々な支援が必要です。
- コミュニティ活動を行うためには、拠点となる施設が必要であることから、地域住民や施設利用者のニーズを的確に把握しながら、自治会施設整備への支援やコミュニティ活動の拠点となる施設の整備充実を図る必要があります。
- 人口減少や少子高齢化に伴い空き家の増加等、地域の活力が低下してきています。今後、さらなる人口減少や少子高齢化に対応するため、空き家情報登録制度、地域間交流やU I J ターン、二地域居住に向けた移住・定住促進策を推進して地域の活性化を図る必要があります。
- 生活基盤が脆弱な過疎地域や高齢化集落、ダム周辺地域等の山間部地域においては、高齢化が進み高齢化率も他の地域と比較して高くなっています。こうした地域では、保健、医療、交通等の問題が、社会的共同生活の崩壊、集落の消滅といった大きな課題に繋がると危惧されます。今後も人口減少や少子高齢化への対応につとめ、地域おこし協力隊を活用する等、地域の活性化に向け対策を推進する必要があります。

施策の方向

1. コミュニティ意識の醸成

■地域コミュニティの活性化

地域が抱える課題の解決や災害時等における住民相互の協力体制を確保するため、様々な世代や環境に応じた地域活動を通じ、コミュニティの必要性についての意識啓発をはかり、自治会会員の加入促進を図ります。

2. コミュニティ活動への支援

■自治会活動への支援

地域住民の交流促進、地域福祉の向上、生活環境の整備などに向けた情報を提供し、自治会が行う様々な活動を支援します。

■コミュニティ活動に関する情報の発信

地域活動への理解や参加を促進するため、地域づくりに関する先進事例や活動などについての情報を提供します。

■コミュニティの連携促進

自治会、NPO、ボランティア団体等との交流や連携を深めるため、コミュニティ活動の推進を図ります。

3. コミュニティ施設の整備

■コミュニティ施設整備への支援

コミュニティ活動の拠点となる自治会施設などの整備を支援します。

4. 定住の推進

■市内への定住促進

人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくために、空き家情報登録制度等の各種施策の推進を図ります。

■日光暮らしの情報発信

日光で暮らすための情報や日光暮らしを行っている方の情報を発信し、日光暮らしのPRに努めます。

5. 山間地域等の地域づくり

■地域の拠点づくり

日光市の特性である広さを活用して、持続可能なまちを目指すために、中山間地域等における住民の生活に必要な生活サービス機能などの地域の拠点づくりに向けて、検討を行います。

■過疎対策の推進

過疎地域自立促進計画に掲げた施策の着実な推進を図ります。

■地域おこし協力隊による地域支援

地域おこし協力隊を活用し、コミュニティ機能の維持と地域の活性化を図ります。

■高齢化集落対策の推進

高齢化集落対策実施計画に掲げた施策の着実な推進を図ります。また、高齢化集落の抱える課題を把握するとともに、地域の住民が自ら行う地域づくりを支援します。

■ダム周辺地域の振興

ダムの管理者や周辺地域の住民との協働により、ダムの湖面や観光施設等を有効に活用し、地域の活性化を推進します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市過疎地域自立促進計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度
日光市高齢化集落対策実施計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～平成 32 年度
山村振興計画	平成 28 年 3 月	平成 27 年度～



男女共同参画社会

施策の目標

一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

男女がお互いに人権を尊重し、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、ともに責任を担いながら、個性や能力を十分発揮することができるワーク・ライフ・バランス（※1）の推進と男女共同参画社会の実現を目指します。さらに、すべての女性が輝き、その希望に応じて、やりがいと責任感を持って活躍できる社会づくりを推進します。

（※1）ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和・両立」を意味し、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること。

現状と課題

- 近年、法律や制度面における男女平等は整いつつありますが、家庭・地域・職場などの様々な分野において、男女の固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、男女共同参画が進まない要因となっています。

男女がお互いに人権を尊重する社会を実現するためには、固定観念にとらわれない多様な生き方を社会全体が理解し、協力していく環境づくりや、日光市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画プラン日光（第2期計画）を推進して、家庭や地域、職場における男女の多様な生き方への理解を深め、意識を改革するための啓発を図っていく必要があります。

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく配偶者暴力相談支援センター機能を持つ相談窓口は、栃木県に4カ所ありますが、日光市は県内市町で2番目となる平成22年8月に日光市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

現在は婦人相談員4名を配置し、関係機関との連携協力のもと、DV相談に総合的かつ円滑な対応に努めています。

DVは外部から見えにくく、家庭など身近なところで起こりうることから、日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第2期計画）を推進し、個人の尊厳を守り、男女の性別に起因した暴力の根絶を目指すため、DVに対する正しい理解を深め、若年層への予防啓発を継続することで、DV被害のない社会を目指す必要があります。

- 人口減少・少子高齢社会の進行する中、潜在する女性労働力の活用やワーク・ライフ・バランスを促進することで、安心して妊娠、出産、子育て、介護のできる環境づくりや男女ともに職場で活躍できる雇用環境の整備が望まれています。
- 社会の様々な分野において女性が活躍しているものの、政策・方針決定の場などへの参画は少なく、女性の意思が政策や方針決定に十分反映されていない状況です。日光市においては、地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性比率は、県内市町で1位ですが、国や他市町と同様に、社会の指導的立場にある女性の比率は、依然として低い水準に留まっているのが現状であることから、女性のエンパワーメント（※2）を推進し、審議会などへの登用を積極的に進めていく必要があります。

（※2）女性のエンパワーメント（Empowerment）：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

施策の方向

1. 男女共同参画の推進

■日光市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

日光市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を実現する意識の普及・啓発に努めるとともに、市民・事業者などと連携・協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

■男女共同参画計画の推進

男女共同参画プラン日光（第2期計画）をもとに、具体的な施策などの実施状況の点検・評価を通して、男女共同参画を推進します。

■日光市配偶者からの暴力対策基本計画の推進

日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第2期計画）をもとに、配偶者暴力相談支援センターにおいて、男女間の暴力に関する相談体制の充実と関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組を推進します。

■ワーク・ライフ・バランスの促進

働きやすい職場環境整備の必要性や重要性について啓発を行うことにより、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活においても多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。

■すべての女性が輝く社会の促進

すべての女性が輝き能力を発揮できるよう、キャリアアップ講座等を開設し、意識啓発と政策決定機関への参画を促します。

2. 男女共同参画を推進する人材の育成

■地域で活動する推進役の育成

県主催の人材づくり事業などへの派遣により、男女共同参画社会づくりを意識し、地域のリーダーとして活動できる、人間性豊かな人材を育成します。

■人材育成のための各種講座の開催

心の豊かさや健康維持など、ゆとりある生活を築くための講座や地域で活動するリーダー的人材育成のための講座を開催します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
男女共同参画プラン日光（第2期計画）	平成28年3月	平成28年度～平成37年度
日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第2期計画）	平成28年3月	平成28年度～平成32年度

国際化

施策の目標

国際化の推進、多文化共生社会のまちづくり

国際化の進展に伴い、言葉や生活習慣など異なる文化を理解し、海外との交流を活発に進め、国際性豊かな人材を育てる風土をつくります。また、国際観光文化都市として、外国人観光客をおもてなしするための環境づくりを進めます。

さらに、さまざまな国の文化を尊重し、誰もが市民として暮らしやすいまちづくりを目指します。

現状と課題

- 情報通信技術や交通手段など様々な分野でグローバル化が進み、国際化が一層進展しており、市民や外国人の海外往来も活発になっています。そのため、国際化の部門別計画として「日光市国際化基本計画」を策定し、国際化施策に取り組んでいるところです。

今後ますます、国際感覚豊かな人材の育成が求められるとともに、生活習慣の違いなど異なる文化への理解を深めるため海外姉妹都市や友好都市等との活発な国際交流を進める必要があります。また、市内を訪れる外国人観光客の受入態勢の整備が必要です。

- 外国人中長期在留者等の長期滞在化、永住傾向が続くなか、相談業務やコミュニケーション支援など、外国人市民への生活支援に取り組んでいるところです。外国人市民と協力しあって地域づくりを行っていくため、日常生活を支援する体制づくりや市民の意識醸成などの多文化共生社会の推進に取り組み、外国人が「住みやすい」と思う環境整備を進める必要があります。

施策の方向

1. 国際化の推進

■国際理解の推進

国際理解のための学習機会の拡充など、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。また、日光市国際交流協会と連携を図りながら国際交流の機会を創出し、諸外国の多様な暮らしや文化に対する理解を深めます。

■海外都市との交流の推進

海外姉妹都市・友好都市などの海外都市と、幅広い分野において相互派遣を行い交流機会の充実を図ります。

■国際交流活動への支援

市民間の国際交流事業や姉妹都市交流事業を実施する日光市国際交流協会に対して活動を支援します。

■外国人観光客の受入態勢の整備

外国人観光客が、安心・快適に市内を回遊できるよう、受入態勢の整備を進めます。

2. 外国人が暮らしやすいまちづくり

■外国人の暮らしへの支援

地域や関係機関と連携して外国人市民の生活環境の支援に取り組めます。

■多文化共生の地域づくり

多文化共生社会に向けた啓発活動などにより、外国人市民と地域住民との相互理解を深め、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
日光市国際化基本計画	平成 25 年 3 月	平成 25 年度～平成 29 年度

行政経営

施策の目標

健全で効率的な行政経営の推進

社会経済環境が変化する中、多様化する市民ニーズを的確に捉え、自己決定と自己責任による自立した行政経営を実現するため、人材、財源、資産、情報等の限られた経営資源を、市民生活や将来の成長に必要な施策・事業に適切に配分し、市民サービスの向上を図るとともに、持続可能な健全で効率的な行政経営を推進します。

現状と課題

- 行政改革については、これまでも「行政改革プラン」に基づき、事務の効率化と経営基盤の強化に取り組んできましたが、厳しい財政状況のなか、より一層の選択と集中を進め、行政経営の効率化に努める必要があります。

そのため、PDCA マネジメントサイクルを活用した継続的な改革、改善を進め、事務事業の効率化や民間活力の積極的活用などにより、効率的な行政経営システムを構築する必要があります。

- 財政の健全化については、これまでも「財政健全化計画」に基づき、歳入の確保、歳出の削減などに取り組んできましたが、普通交付税の合併算定替（※1）が平成28年度から段階的に減少し、平成32年度をもって終了することや、人口減少等による市税の減少が見込まれるなど、財政状況は益々厳しさを増していきます。

一方、人口減少対策や地方の活性化のため、地方創生にかかる事業へ予算を重点的に配分しなければなりません。

そのため、合併算定替の終了を見据え、既存事業の見直しを行い、財政健全化を計画的に推進する必要があります。

- 資産マネジメントについては、単年度収支に重点をおいた現在の会計処理では、資産価値や負債など、将来への影響が不明確であり、十分な資産管理ができていない状況です。

そのため、将来の行政コストを明らかにする新公会計制度（※2）を導入し活用することで、徹底した資産管理を行い、経費の削減に取り組む必要があります。

- 公共施設マネジメントについては、老朽化や利用状況などの実態を分析し、将来における公共施設の適正なあり方を定めた「公共施設マネジメント計画」を着実に実行することで、効率的な資産管理を進める必要があります。

- 組織力の強化については、市民サービスを充実させていくための組織体制や人材育成を推進するとともに、各部局におけるマネジメント機能の充実・強化を図り、組織としての課題対応能力や政策遂行能力の向上のため、部長マニフェストを核とした業績評価制度を着実に実施する必要があります。

- 人材の育成については、「人材育成基本方針」に基づき、自ら考え、自ら学ぶ職員の育成に努めました。しかし、日光市が抱える様々な課題に今後的確に対応していくためには、職員一人ひとりの基礎力を高め、組織的な行政経営に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、OJT（※3）を強化するための職場環境づくりや職員個々の能力に応じた研修体系を整備するとともに、能力や業績に基づく人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの資質と能力を向上させていく必要があります。

また、その力を最大限に発揮していくためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、効率的で効果的な働き方に変えていく必要があります。

- ICT（※4）を活用した情報化の推進については、「第2次電子自治体推進計画」に基づき各種施策を展開してきましたが、導入に至らない事業やそれらに替わる新しいシステムも存在します。

このように、ICTの分野は日々の進歩が著しいため、新しいシステムを活用した業務の効率化を図ると共に、運用経費の削減を図る必要があります。

また、マイナンバー制度（※5）の効果的な活用を図るなど、さらなる市民生活の利便性の向上に努める必要があります。

- （※1）合併算定替：合併に伴い激変する交付税額を緩和することを目的に、合併した市町村が、合併しないで存続した時の地方交付税を下回らないように保証する制度。合併後10年間継続され、その後の5年間で段階的に縮減されていき、15年後には合併自治体が本来もらうことができる交付税額に移行する。
- （※2）新公会計制度：民間企業と同様に、資産や負債などの管理を充実させるため、「複式簿記」、「発生主義」を採用し、財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成する制度。
- （※3）OJT（On the Job Training）：職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、業務処理能力や力量を育成する研修。人材育成の中で最も有効であるとされている。
- （※4）ICT（Information and Communication Technology）：情報通信技術。
- （※5）マイナンバー制度：国民一人ひとりに12桁の番号を付番することにより、社会保障、税、災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理し、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平公正な社会を実現するための社会基盤。

施策の方向

1. 行政改革の推進

■効率的な行政経営システムの構築

限られた財源・人材を有効に活用し、より質の高い行政サービスを提供するため、PDCAサイクルに基づく成果志向の行政評価システムによる改革・改善を進め、より効果的で効率的な行政経営システムを構築します。

■民間活力の活用

民間のノウハウや専門性などを活かせる分野においては、積極的に民間活力の活用を図り、市民ニーズを反映したサービスの向上と効果的な行政経営を推進します。

2. 財政の健全化

■歳入の確保

財政基盤を確立するため、市税をはじめとした自主財源の確保に努めます。

■歳出の削減

合併算定替終了の影響を見据え、総合的な分析に基づき既存事業の見直しを行い、事業費総額の圧縮を図ります。

3. 新公会計制度導入及び活用

■新公会計制度導入及び活用

新公会計制度を導入し、市有財産の資産価値や運営コストを明確化し、総合的に評価することで、市有財産の処分、更新、維持コストの削減を推進します。

4. 公共施設マネジメントの推進

■公共施設マネジメントの推進

「公共施設マネジメント計画」に基づく施設の長寿命化や再編に取り組み、市民の利便性の維持・向上を図りつつ、将来を見据えた施設の適正配置を推進します。

5. 組織力の強化

■組織力の強化

市民サービスを充実させていくための組織体制や職員の資質向上を目指すとともに、すべての職員が組織の目標を共有し、達成するため、部長マニフェストを核とした業績評価制度の確実な推進を図ります。

6. 人材の育成

■人を育て、活かす仕組みの構築

OJTを強化するための職場環境づくりや職員個々の能力に応じた研修体系の構築に取り組むとともに、人事評価制度を確実に実施していきます。

■ワーク・ライフ・バランスの推進

次世代育成対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推し進めるとともに、職員の健康管理を支援する仕組みの充実を図っていきます。

7. ICTを活用した情報化の推進

■地域情報化の推進

行政手続きの電子化など、ICTを活用し、市民生活の利便性や質の向上を目指すとともに、市民相互・市民と行政のコミュニケーションを活発にし、地域の活性化を図ります。

■庁内情報化の推進

安全な情報管理のもと、ICTを活用し、行政事務の効率化と費用対効果の検証によりコスト削減を図るとともに、様々な業務システムを連携することなどにより、多様化する市民ニーズに対応できる電子自治体の推進に努めます。

■マイナンバー制度への対応

事務の効率化や、市民の負担軽減を図るため、庁内システムや情報提供ネットワークシステムを活用した独自利用を検討します。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
第2次行政改革プラン	平成27年12月	平成28年度～平成32年度
第2期日光市職員定員適正化計画	平成27年11月	平成28年度～平成37年度
第3期日光市組織機構改革計画	平成27年11月	平成28年度～平成32年度
日光市公共施設マネジメント計画	平成27年8月	平成27年度～平成65年度
第3期日光市財政健全化計画	平成27年12月	平成28年度～平成32年度
日光市職員人材育成基本方針	平成27年10月	平成28年度～平成32年度
第3次日光市電子自治体推進計画	平成28年3月	平成28年度～平成32年度

総合計画の着実な推進

施策の目標

計画的にまちづくりを進める視点を持つ

日光市の都市像「feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち」の実現に向け、前期基本計画に掲げた「まちづくりの基本施策」などを具現化するため、実施計画等により成果指標や主要事業の進捗管理を適切に行います。

現状と課題

- 市制施行から10年が経過し、合併当初は非常に厳しいものであった財政状況は、第1次総合計画や行政改革プラン、集中改革プランの着実な推進などによって、安定した市政経営を行える状況となっています。しかしながら次に掲げる課題に対応するため、第2次総合計画を基本とした市政経営を推進し、きめ細かな市民サービスの向上や行政の効率化を図っていく必要があります。
 - ・従来から日光市が抱える、人口の減少や少子高齢化の進行
 - ・市町村合併に伴う財政支援の終了や地方創生などの、日光市を取り巻く社会情勢の変化
 - ・市民ニーズの高度化、多様化への対応
- 第2次総合計画基本構想に「まちづくりの重点施策」として位置づけた「人口減少対策」については、4つの柱（①定住促進対策 ②雇用対策 ③少子高齢化対策 ④交流人口の拡大）の着実な効果の発現を図るために、「まちづくりの基本施策」「まちづくり推進の視点」の実効性を実施計画や予算編成で担保し、各施策分野における個別計画の推進が必要となります。
- 計画期間内での各種施策の円滑な推進を図るためには、計画の進捗管理を適切に実施するとともに、必要に応じて行政評価などに基づく施策内容の見直しなどを検討する必要があります。

施策の方向

1. 計画行政の推進

■前期基本計画の一体的な推進

前期基本計画に掲げた施策分野の着実な推進を図るため、向こう2年間の主要施策についての実施計画を策定し、一体的・有機的な予算編成を進めるとともに、庁内各部局間の横断的な連携を強化します。

■日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携

「まちづくりの重点施策」の人口減少対策の着実な効果を発現させるため、「日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と相互に連携を図ります。

■個別計画の策定

各種施策の実効性を担保するため、各施策分野に必要な個別計画を検討して策定します。

■前期基本計画の周知

前期基本計画の市内外への周知や各種施策の市民への理解の促進を図ります。

2. 関係機関との連携強化と適切な役割分担

■国・県との連携強化

国の各種施策や栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」との連携をさらに強化し、前期基本計画に計上した各種施策の着実な推進や主要事業の財源確保に努めます。

3. より実効性のある計画行政に向けた取組

■行政評価制度の活用

行政評価の手法によって導かれた事務事業の効率性、必要性、有効性などを実施計画や予算編成に反映させ、行政に求められる様々なニーズに的確に対応した市政経営に努めるため、PDCA サイクルの確立を図ります。

■計画内容の進捗管理の実施

前期基本計画に掲げた成果指標や主要事業の推進状況の管理を行って、これを公表し、計画期間内の各種施策の着実な推進を図ります。

関連する個別計画

計 画 名	策 定 年 月 日	計 画 期 間
第2次日光市総合計画実施計画1～5		平成28年度～平成29年度 平成29年度～平成30年度 平成30年度～平成31年度 平成31年度～平成32年度 平成32年度～平成33年度
日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27年10月	平成27年度～平成31年度

施策の体系

第4章 まちづくりの基本施策

第1節 未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり

1 生涯学習

- 1 生涯学習推進体制・環境の充実
- 2 生涯学習成果の活用とひとづくり
- 3 次世代を担う青少年の健全育成

2 学校教育

- 1 確かな学力の育成
- 2 児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進
- 3 登下校時の安全安心の確保
- 4 特別支援教育の充実
- 5 学校環境の整備

3 家庭教育

- 1 家庭教育支援体制・環境の充実
- 2 家庭教育の推進

4 社会教育

- 1 社会教育施設における学習の充実
- 2 社会教育施設の整備

5 文化財・文化芸術

- 1 文化財の保存・活用
- 2 世界遺産の保護及び新規登録
- 3 文化芸術活動の推進
- 4 公共文化施設の活用と整備

6 スポーツ

- 1 生涯スポーツの推進
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツ施設の整備充実

第2節 健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり

1 地域福祉

- 1 元気な地域・人づくり
- 2 市民の生活をサポートする体制づくり
- 3 市民の福祉を守るまちづくり
- 4 生活困窮者への支援の充実

2 人権尊重

- 1 人権教育・人権啓発の推進
- 2 人権の擁護

3 子育て支援

- 1 子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進
- 2 幼児教育・保育サービスの充実と質の向上
- 3 地域で支える環境づくり
- 4 経済負担軽減に向けた取組の充実
- 5 仕事と生活の調和による子育て環境づくり

4 高齢者福祉

- 1 高齢者の生きがいづくりの推進
- 2 在宅福祉の充実
- 3 見守り体制の構築
- 4 介護サービス提供基盤の整備
- 5 高齢者支援体制の環境づくり
- 6 介護保険制度の適正な運営

5 障がい者福祉

- 1 「障がい」への理解、啓発及び虐待防止の推進
- 2 地域での自立生活への支援
- 3 安全・安心な生活環境の推進
- 4 生きがいある生き方への支援

6 保健・医療

- 1 こころと身体の健康づくり
- 2 感染症予防事業の推進
- 3 地域医療の充実

第3節 魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり

- 1 観光
 - 1 観光推進体制の充実
 - 2 魅力ある観光地づくりの推進
 - 3 観光客誘客活動の推進
 - 4 外国人観光客の誘客の推進
 - 5 観光施設の充実
- 2 農林水産業
 - 1 地域農業を支える担い手の育成
 - 2 競争力のある産地の育成
 - 3 食と農を結ぶ環境づくりの推進
 - 4 農業・農村の整備推進
 - 5 林業・木材産業の振興
 - 6 森林環境の整備
 - 7 野生鳥獣による農林水産被害対策
 - 8 水産業者との連携促進
- 3 商工業
 - 1 商工業一体となった振興計画の実施
 - 2 商業環境の整備
 - 3 他産業との連携の強化
 - 4 中小企業などの経営基盤の強化
 - 5 卸売市場機能の保全
 - 6 産業基盤の整備
 - 7 地場産業・伝統工芸などの育成
- 4 雇用・労働
 - 1 産業基盤の整備
 - 2 雇用・就業機会の確保
 - 3 勤労者福祉の充実

第4節 快適で住みよい、居住環境のまちづくり

- 1 都市基盤整備
 - 1 都市計画マスタープランに基づいた土地利用の推進
 - 2 都市計画マスタープランに基づいたコンパクトなまちづくりの推進
 - 3 都市計画施設整備の計画的な実施
 - 4 景観形成の推進
 - 5 公園・緑地などの適正管理
- 2 道路・河川
 - 1 道路整備の推進
 - 2 道路機能の保全
 - 3 道路環境の改善
 - 4 河川施設などの整備
 - 5 河川環境の改善
- 3 住宅・住環境
 - 1 安全で安心できる住宅の整備
 - 2 快適な公営住宅の供給
 - 3 快適な住環境の整備
- 4 上下水道
 - 1 水の安定供給
 - 2 給水体制の確立
 - 3 非常時への対応
 - 4 公共下水道の整備推進と維持管理
 - 5 公共下水道への加入促進
 - 6 浄化槽の普及促進
 - 7 財政基盤の確立
- 5 公共交通
 - 1 バス輸送の確保
 - 2 鉄道への支援と連携の強化

第5節 暮らしを支える、安全・安心のまちづくり

1 防災・危機管理

1 防災行政の推進

2 防災意識の向上

3 地域防災力の強化

4 防災・減災体制の確立

2 消防・救急

1 消防施設・設備等の整備・充実

2 救急救助体制の充実

3 予防行政の推進

4 非常備消防体制の充実

3 防犯・交通安全・消費生活

1 自主防犯活動の強化支援

2 安全で安心な生活環境の整備

3 防犯知識の普及啓発

4 交通安全対策の推進

5 消費者被害の未然防止の推進

6 消費者の自立支援

第6節 自然と共生する、環境のまちづくり

1 自然環境

1 自然と共生した持続可能な社会の実現のための基盤づくり

2 生物多様性の保全の推進

3 環境保全の推進

4 環境問題の未然防止

5 環境汚染などの防止対策の推進

6 監視体制の推進

2 廃棄物

1 ごみ減量化・資源循環の推進（3Rの推進）

2 不法投棄の防止

3 各処理施設の整備・管理運営

3 地球温暖化対策

1 地球温暖化の防止

2 再生可能エネルギーの普及促進

第1節 ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点

1 シティプロモーション

- 1 戦略的情報発信の推進
- 2 都市の魅力発信の推進
- 3 推進体制の確立

第2節 市民と行政が共にあゆむ、協働の視点

1 市民との協働

- 1 市民自治意識の向上と醸成
- 2 市民自治の実現に向けた環境づくり
- 3 意識の共有に向けた情報の提供
- 4 協働を担う人材の育成
- 5 まちづくりへの参画機会の充実

第3節 地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点

1 地域づくり

- 1 コミュニティ意識の醸成
- 2 コミュニティ活動への支援
- 3 コミュニティ施設の整備
- 4 定住の促進
- 5 山間地域等の地域づくり

第4節 女性が輝き活躍する、社会づくりの視点

1 男女共同参画社会

- 1 男女共同参画の推進
- 2 男女共同参画を推進する人材の育成

第5節 世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点

1 国際化

- 1 国際化の推進
- 2 外国人が暮らしやすいまちづくり

第6節 健全な行政経営を確立する、行政改革の視点

1 行政経営

- 1 行政改革の推進
- 2 財政の健全化
- 3 新公会計制度導入及び活用
- 4 公共施設マネジメントの推進
- 5 組織力の強化
- 6 人材の育成
- 7 ICTを活用した情報化の推進

第7節 総合計画の着実な推進の視点

1 総合計画の着実な推進

- 1 計画行政の推進
- 2 関係機関との連携強化と適切な役割分担
- 3 より実効性のある計画行政に向けた取組

第2次日光市総合計画の策定経過

平成26年(2014年)

- 5月26日 部長会議(日光市総合計画策定基本方針協議)
- 6月7日 「日光市まちづくりアカデミー」開催
【参加高校】
今市高等学校、今市工業高等学校、日光明峰高等学校、鹿沼高等学校、鹿沼東高等学校
- 6月10日 日光市総合計画策定基本方針庁議決定
- 7月13日 「日光市まちづくりアカデミー」開催
【参加高校】
今市高等学校、今市工業高等学校、日光明峰高等学校、鹿沼高等学校、鹿沼東高等学校
- 7月22日 「ほっとトーク」開催
～8月19日 今市高等学校8月19日、今市工業高等学校8月5日、日光明峰高等学校7月22日、今市特別支援学校(高等部)8月5日
- 8月7日 総合計画庁内策定組織設置要領決定
- 8月22日 総合計画策定委員会①(総合計画庁内策定組織設置要領説明)
- 8月29日 基本構想分科会(日光市総合計画(基本構想)骨子(案)協議)
- 9月4日 総合計画策定委員会②(日光市総合計画(基本構想)骨子(案)協議)
- 9月10日 日光市総合計画(基本構想)骨子庁議決定
- 9月22日 第2次日光市総合計画策定各地域(地区)懇談会開催
～10月7日 今市地域
今市地区9月30日、落合地区10月7日、豊岡地区10月1日、大沢地区10月2日、塩野室地区10月3日
日光地域9月22日、藤原地域10月6日、足尾地域9月25日、栗山地域9月26日
- 10月3日 「日光みらい科」実施(今市中学校3年生)
- 10月9日 基本構想ワーキンググループ(日光市の都市像検討) 4回開催
～10月28日
- 10月25日 総合計画策定審議会委員募集
～11月30日
- 11月5日 基本構想分科会(第2次日光市総合計画(基本構想)(素案)協議)
- 11月13日 基本構想分科会(第2次日光市総合計画(基本構想)(素案)協議)
- 11月25日 総合計画策定委員会③(第2次日光市総合計画(基本構想)(素案)協議)
- 12月22日 総合計画策定委員会④(第2次日光市総合計画(前期基本計画)策定要領協議)

平成 27 年 (2015 年)

- 1 月 9 日 第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) 策定要領庁議決定
- 1 月 9 日 総合計画策定委員会⑤ (第 2 次日光市総合計画策定スケジュール修正協議)
- 1 月 28 日 前期基本計画計上分野検討会議…7 回開催
～ 2 月 9 日
- 2 月 19 日 総合計画策定委員会⑥ (前期基本計画計上分野協議)
- 3 月 10 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (素案) 庁議中間報告
第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) 計上分野庁議決定
- 3 月 18 日 日光市議会総合計画検討調査特別委員会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (素案) に対する質問事項の提出)
- 4 月 17 日 第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) における分野別素案協議
～ 7 月 9 日 教育分科会、保健福祉分科会、産業分科会、居住環境分科会、暮らし安全・安心分科会、環境保全分科会、まちづくり推進の視点分科会 合計 28 回開催
- 5 月 25 日 市民意識アンケート調査
～ 6 月 12 日
- 6 月 15 日 総合計画策定委員会⑦ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (第 2 次素案) 協議、第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) (素案) 協議)
- 7 月 31 日 日光市議会総合計画検討調査特別委員会 (第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) (素案) に対する提言書の提出)
- 8 月 4 日 総合計画策定委員会⑧ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (第 2 次素案) 協議、第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) (素案) 協議)
- 8 月 7 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 庁議決定
- 8 月 27 日 議員全員協議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 報告)
- 8 月 31 日 総合計画策定審議会① (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) を諮問、第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 説明)
- 9 月 1 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に係るパブリックコメント実施
～ 9 月 30 日
- 9 月 14 日 総合計画策定審議会② (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 審議)
- 9 月 18 日 各地域審議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) を諮問)
～ 10 月 13 日 今市地域 9 月 18 日、日光地域 9 月 30 日、藤原地域 10 月 13 日、足尾地域 9 月 28 日、栗山地域 9 月 29 日
- 9 月 24 日 日光市議会総合計画検討調査特別委員会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に対する報告書の提出)
- 9 月 25 日 総合計画策定審議会③ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 審議)
- 9 月 29 日 各地域審議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に対する答申)
～ 10 月 14 日 今市地域 9 月 30 日、日光地域 10 月 6 日、藤原地域 10 月 14 日、足尾地域 10 月 8 日、栗山地域 9 月 29 日
- 10 月 7 日 総合計画策定審議会④ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に対する答申)
- 10 月 22 日 総合計画策定委員会⑨ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (修正原案) 協議)
- 11 月 6 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (最終計画) 庁議決定
- 11 月 10 日 議員全員協議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (最終計画) 報告)
- 11 月 10 日 総合計画策定審議会⑤ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (最終計画) 報告)
- 12 月 18 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想) 議決
第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) 議決

日光市議会総合計画検討調査特別委員会（14名）

氏 名	備 考
大 門 陽 利	委員長
阿 部 和 子	副委員長
齋 藤 文 明	
荒 川 礼 子	
福 田 悦 子	
加 藤 優	
斎 藤 伸 幸	
斎 藤 敏 夫	
加 藤 雄 次	
佐 藤 和 之	
山 越 一 治	
川 村 寿 利	
和 田 公 伸	
三 好 國 章	

日光市総合計画策定審議会委員 (20名)

氏 名	推 薦 団 体 等	備 考
中 村 祐 司	宇都宮大学	会 長
林 香 君	文星芸術大学	副 会 長
大 橋 明 義	日光市自治会連合会	
鈴 木 美恵子	日光商工会議所	
八木澤 悦 夫	上都賀農業協同組合	
八木澤 哲 男	日光市観光協会	副 会 長
金 子 由 佳	日光市女性団体連絡協議会	
小田桐 美代子	日光市民生委員児童委員協議会連合会	
倉 松 宗 道	一般社団法人 日光青年会議所	
前 野 芳 子	日光市文化協会	
阿 部 哲 夫	日光市体育協会	
松 本 英 之	日光市PTA連絡協議会	
平 田 光 男	社会福祉法人 日光市社会福祉協議会	
高 橋 良 子	日光市国際交流協会	
高根沢 光 子	日光市福祉ボランティア団体協議会	
藤 谷 健 一	市民活動支援センター登録団体からの代表	
吉 新 厚	日光総合支所推薦	
星 一 成	藤原総合支所推薦	
神 山 鉄 男	足尾総合支所推薦	
松 本 祐 子	栗山総合支所推薦	



第2次日光市総合計画 - 前期基本計画 -

■発行／日光市

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

<http://www.city.nikko.lg.jp> TEL.0288(22)1111

■編集／日光市企画部総合政策課 ■発行日／平成28年3月